

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第112回）

議事次第

1 日時：令和5年9月1日（金）10：00～12：00

2 場所：Zoomによるオンライン開催

3 議事

（1）求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について

（2）連携法曹基礎課程（法曹コース）について

（3）司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等について

（4）令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に
関する調査研究」の報告について

4 配付資料

資料1	求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について（法務省提出資料）	P. 3
資料2	令和5年度法曹コースの実態調査	P. 157
資料3	司法試験の在学中受験に向けた教育課程の工夫等に関する調査	P. 213
資料4－1	令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に 関する調査研究」の報告について	P. 241
資料4－2	令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院等の教育の充実に 関する調査研究」成果報告書	P. 263
資料4－3	令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法曹コースの紹介」パンフレット	P. 473
資料4－4	令和4年度先導的大学改革推進委託事業「法科大学院の紹介」パンフレット	P. 491
参考資料1	第12期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿	P. 517
参考資料2	中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会（第111回）に おける委員の主な御意見	P. 519
参考資料3	法科大学院制度の経緯について	P. 523
参考資料4	中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等について	P. 533
参考資料5	法科大学院の設置状況（令和5年度）	P. 535
参考資料6	法科大学院の志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移等	P. 537
参考資料7	法科大学院の学生数（各年次、既修・未修、非法学部出身者、社会人経験者）	P. 543
参考資料8	令和5年度法科大学院入学者選抜の全体像	P. 545
参考資料9	各法科大学院の令和元年度～令和5年度入学者選抜実施状況等	P. 547
参考資料10	各法科大学院の令和4年度・令和5年度入学者選抜のうち特別選抜の実施状況	P. 549
参考資料11	法科大学院修了者数の推移	P. 551
参考資料12	法科大学院標準修業年限修了者数・修了率の推移	P. 553
参考資料13	法科大学院の各年次の進級率の推移	P. 563
参考資料14	法科大学院の教育に関する定量的な数値目標（KPI）	P. 565
参考資料15	法科大学院修了者の司法試験累積合格率の推移（全体、既修、未修）	P. 567
参考資料16	司法試験合格率のこれまでの推移（法科大学院修了者全体）	P. 571
参考資料17	司法試験合格率のこれまでの推移（社会人経験者）	P. 573
参考資料18	文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧	P. 575
参考資料19	連携法曹基礎課程（法曹コース）一覧	P. 577

令和 5 年 9 月 1 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
「求められる法曹の人材像と今後の法科大学院教育について」

法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
加藤 経 将

1 法曹養成制度改革とその成果

- 司法制度改革審議会意見書における法曹の役割
法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況やニーズに即した法的サービスを提供することが必要
- 法曹人口の増加→法曹有資格者の活動領域の拡大
企業、国・地方公共団体、児童福祉や高齢者福祉等の分野での活躍

2 法曹の質に関する検証

- 民事訴訟、法律相談及び企業法務に加え、児童福祉、高齢者福祉及び教育行政の分野において、法的サービスの利用者や関係者からの評価をもとにした法曹の質についての検証を実施
- 法曹の基本的な資質・能力に関し各分野で高く評価されている
→現在においても、社会や国民から求められている法曹の資質や能力に変わりはない

3 求められる法曹の人材像

- 社会の変化によっても、法曹の活動領域拡大によっても、法曹として求められる基本的な資質・能力は同じ
- それぞれの分野における法的なニーズを的確に捉え、それに応じた法的サービスを提供することが求められる

4 法科大学院に期待すること

- 連携法 4 条 4 号：過去に生じたことのない法的リスクや問題に的確に対応できる法曹を養成するため、発展的・先端的な科目の教育を求めている
- 法曹としての基本的な能力を身に付けるための基礎教育の更なる充実
- 各法科大学院の特色を打ち出した発展的、先端的な教育の実施（例えば、企業法務や経済・経営、国際関係、ICTや生成AIなどのテクノロジー、行政実務などに特化した法科大学院）
→各法科大学院の特色を踏まえた先端的、発展的な教育を受けた人たちの各分野における活躍により、法科大学院の地位向上と魅力発信につなげ、より有為な人材の確保に結び付けていく

2. 法曹の役割

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。

制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。上記のような 21 世紀の我が国社会における司法の役割の増大に応じ、その担い手たる法曹（弁護士、検察官、裁判官）の果たすべき役割も、より多様で広くかつ重いものにならざるをえない。司法部門が政治部門とともに「公共性の空間」を支え、法の支配の貫徹する潤いのある自己責任社会を築いていくには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹の役割が格段と大きくなることは必定である。

国民が、自律的存在として主体的に社会生活関係を形成していくためには、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することができる法曹の協力を得ることが不可欠である。国民がその健康を保持する上で医師の存在が不可欠であるように、法曹はいわば「国民の社会生活上の医師」の役割を果たすべき存在である。

法曹が、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすことへの期待は飛躍的に増大するであろう。

また、21 世紀における国際社会において、我が国が通商国家、科学技術立国として生きようとするならば、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が一段と強く認識される。とりわけますます重要性の高まる知的財産権の保護をはじめ、高度な専門性を要する領域への的確な対応が求められるとともに、国際社会に対する貢献として、アジア等の発展途上国に対する法整備支援を引き続き推進していくことも求められよう。

21 世紀における、以上のような役割を果たすためには、法曹が、法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し、相互の信頼と一体感を基礎としつつ、それぞれの固有の役割に対する自覚をもって、国家社会の様々な分野で幅広く活躍することが、強く求められる。

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成 27 年 6 月 30 日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方**1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方**

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

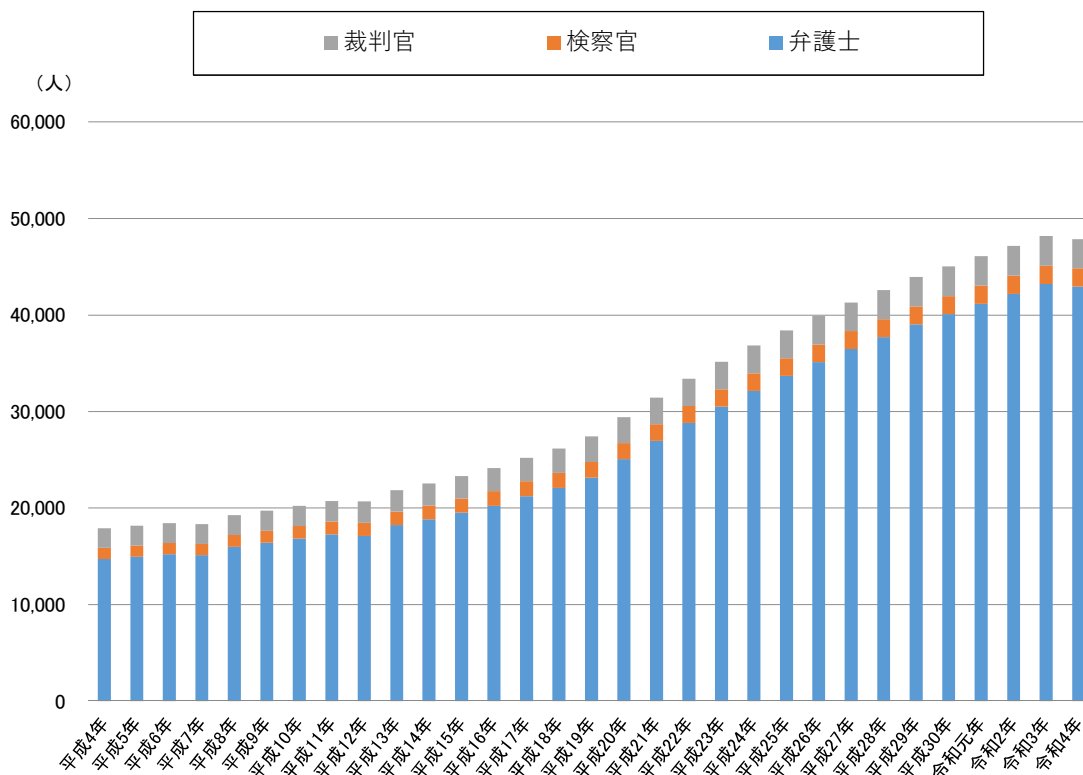
第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実に図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹三者の人口の推移

	弁護士	検察官	裁判官	合計		弁護士	検察官	裁判官	合計
平成4年	14,704	1,173	2,029	17,906	平成20年	25,062	1,679	2,685	29,426
平成5年	14,953	1,173	2,036	18,162	平成21年	26,958	1,723	2,760	31,441
平成6年	15,212	1,173	2,046	18,431	平成22年	28,828	1,768	2,805	33,401
平成7年	15,110	1,173	2,058	18,341	平成23年	30,518	1,791	2,850	35,159
平成8年	15,975	1,208	2,073	19,256	平成24年	32,134	1,810	2,880	36,824
平成9年	16,398	1,242	2,093	19,733	平成25年	33,682	1,822	2,912	38,416
平成10年	16,853	1,274	2,113	20,240	平成26年	35,113	1,835	2,944	39,892
平成11年	17,283	1,304	2,143	20,730	平成27年	36,466	1,845	2,976	41,287
平成12年	17,130	1,345	2,213	20,688	平成28年	37,722	1,855	3,008	42,585
平成13年	18,246	1,375	2,243	21,864	平成29年	39,027	1,865	3,035	43,927
平成14年	18,851	1,414	2,288	22,553	平成30年	40,098	1,868	3,060	45,026
平成15年	19,523	1,453	2,333	23,309	令和元年	41,155	1,877	3,075	46,107
平成16年	20,240	1,505	2,385	24,130	令和2年	42,200	1,879	3,075	47,154
平成17年	21,205	1,548	2,460	25,213	令和3年	43,230	1,880	3,075	48,185
平成18年	22,056	1,591	2,535	26,182	令和4年	42,937	1,886	3,035	47,858
平成19年	23,154	1,634	2,610	27,398					



※ 弁護士数は、日弁連調べによるもので、各年4月1日現在の正会員数。平成7年及び同12年の弁護士数については、第47期(平成7年)及び第52期(同12年)の司法修習生の司法修習終了日が4月3日であったため、その年の修習終了直後の新規登録弁護士数(第47期(平成7年)については438名、第52期(同12年)については579名)の増加分が反映されていない。

※ 検察官数は、各年度の定員(副検事を除く。)

※ 裁判官数は、各年度の定員(簡易裁判所判事を除く。)

1 弁護士会別企業内弁護士数の推移

修習期	企業内弁護士数※1※2																				2021年 登録弁護士総数 ※3	2021年 企業内弁護士率 ※4		
	年度 (9月)	2002 (5月)	2003 (3月)	2004 (3月)	2005 (5月)	2006 (6月)	2007 (6月)	2008 (6月)	2009 (6月)	2010 (6月)	2011 (6月)	2012 (6月)	2013 (6月)	2014 (6月)	2015 (6月)	2016 (6月)	2017 (6月)	2018 (6月)	2019 (6月)	2020 (6月)			2021 (6月)	
札幌														1	3	5	5	6	8	8	8	825	1.0%	
函館																						53	0.0%	
旭川																				1	1	78	1.3%	
釧路																						82	0.0%	
北海道弁連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	5	6	8	9	9	1,038	0.9%	
仙台												1	2	3	4	3	4	5	6	5	5	482	1.0%	
福島県			1	1	1		1	1	1						1	1	1					195	0.0%	
山形県																					1	104	1.0%	
岩手																						100	0.0%	
秋田																						75	0.0%	
青森県																						111	0.0%	
東北弁連	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	1	2	3	5	4	5	5	6	5	6	1,067	0.6%	
東京	9	14	15	26	29	36	50	78	123	141	185	240	318	394	481	596	653	730	845	902	944	8,792	10.7%	
第一東京	24	27	27	32	36	51	61	80	99	130	170	227	256	294	362	410	459	529	580	618	697	6,057	11.5%	
第二東京	30	36	41	45	49	47	57	80	92	109	160	192	254	307	350	414	489	524	579	654	695	6,059	11.5%	
神奈川県					1	2	2	1	1	2	3	11	8	9	18	16	17	18	18	19	23	1,735	1.3%	
埼玉										1	1	1			1	1	1	3	5	8	9	925	1.0%	
千葉県											1	1		4	7	8	8	10	10	10	11	839	1.3%	
茨城県											1					1	1	1	1	2	1	299	0.3%	
栃木県																		1	2	2	2	228	0.9%	
群馬											2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	315	0.6%	
静岡県					1	1	1	1	2	2	2	3	2	6	7	9	10	12	12	12	13	520	2.5%	
山梨県																						126	0.0%	
長野県														1	2	2	2	1	2	2	2	257	0.8%	
新潟県															1	1	2	4	7	5	4	284	1.4%	
関東弁連	63	77	83	103	116	137	171	240	317	385	525	677	840	1,017	1,231	1,460	1,644	1,835	2,063	2,236	2,403	26,436	9.1%	
愛知県									1	2	3	6	10	16	18	25	35	36	43	45	53	60	2,064	2.9%
三重									3	3	4	6	3	6	7	6	5	5	4	5	5	192	2.6%	
岐阜県									1	1	2	3	2	2	2	3	3	3	3	4	4	208	1.9%	
福井																				1	1	123	0.8%	
金沢																					1	185	0.5%	
富山県											1	4	2	2	4	2	2	2	2	2	2	124	1.6%	
中部弁連	0	0	0	0	0	0	0	1	6	7	13	23	23	28	38	46	46	53	54	65	73	2,896	2.5%	
大阪	2	2	3	3	3	4	9	17	20	25	35	47	51	70	84	95	126	137	161	177	185	4,781	3.9%	
京都			1	2	3	3	1	3	3	5	7	18	30	37	45	40	53	49	47	48	48	821	5.8%	
兵庫県					1	2	2	3	3	5	8	9	13	16	15	22	25	31	36	38	38	996	3.8%	
奈良														1	1	1	1	1	1	1	1	183	0.5%	
滋賀																			1	2	3	158	1.9%	
和歌山																						143	0.0%	
近畿弁連	2	2	3	4	5	8	14	20	26	31	45	62	78	114	138	156	189	216	243	243	275	7,082	3.9%	
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	6	8	9	7	7	7	613	1.1%	
山口県																					1	181	0.6%	
岡山												3	3	4	11	14	14	16	12	14	14	406	3.4%	
鳥取県																						67	0.0%	
島根県										1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	81	1.2%	
中国弁連	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	6	5	8	15	22	23	26	20	22	23	1,348	1.7%	
香川県															1	1	1	2	1	1	3	188	1.6%	
徳島																						86	0.0%	
高知																						91	0.0%	
愛媛											1	3	3	3	3	2	2	2	2	3	2	164	1.2%	
四国弁連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	4	3	4	3	3	4	5	529	0.9%	
福岡県							1	3	3	2	1		1	2	6	6	8	9	10	14	15	1,409	1.1%	
佐賀県																						107	0.0%	
長崎県																1	1					164	0.0%	
大分県																						160	0.0%	
熊本県													1				1	2	2	2	2	283	0.7%	
鹿児島県										1	1	1	1	1	1	1					1	219	0.5%	
宮崎県																						139	0.0%	
沖縄															1	3	5	6	9	9	8	275	2.9%	
九州弁連	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3	2	1	2	4	8	11	15	17	21	25	26	2,756	0.9%	
全体	66	80	88	109	123	146	188	266	354	428	587	771	953	1,179	1,442	1,707	1,931	2,161	2,418	2,609	2,820	43,152	6.5%	

※1 日本組織内弁護士協会調べ(2021年7月)

※2 本資料において企業内弁護士とは、日本法に基づく会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等、国と地方自治体以外のあらゆる法人に役員又は従業員として勤務する弁護士のうち、当該法人の所在地を自身の法律事務所所在地として弁護士登録している者をいう。

※3 登録弁護士総数は2021年6月30日現在の日弁連の弁護士名簿に基づく(外国法務弁護士を除く)。

※4 企業内弁護士率は、2021年6月30日現在の登録弁護士数に占める2021年6月30日現在の企業内弁護士数を表す。

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2022年3月1日現在 日々変動)

地方公共団体名		所属部署	人数(人)／うち任期付き ※注③	
1	札幌市(北海道)	子ども未来局児童相談所	1	1
2	弘前市(青森県)	経営戦略部	1	0
3	花巻市(岩手県)	総務課	2	2
4	宮城県	経済商工観光部雇用対策課	1	0
5	石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
6	気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
7	福島県	総務部文書法務課	1	1
8	南相馬市(福島県)	復興企画部被災者支援課	1	1
9	大熊町(福島県)	総務課	1	1
10	浪江町(福島県)	総務部総務課	1	1
11	つくば市(茨城県)	総務部	1	1
12	栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
13	小山市(栃木県)	総務部行政経営課	1	1
14	沼田市(群馬県)	収納課	1	0
15	さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法務・コンプライアンス課	1	0
16	川越市(埼玉県)	総務部総務課	2	2
17	所沢市(埼玉県)	総務部文書行政課	1	1
18	上尾市(埼玉県)	総務部	1	1
19	草加市(埼玉県)	総務部	2	2
20	千葉県	総務部政策法務課	1	0
21	船橋市(千葉県)	総務部総務課	1	1
22	茂原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
23	柏市(千葉県)	総務部行政課	1	0
24	市原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
25	流山市(千葉県)	総務部総務課	1	1
		教育委員会指導課	1	1
		合計	2	2
26	浦安市(千葉県)	総務部総務課	1	0
27	香取市(千葉県)	総務企画部総務課	1	1
28	東京都	総務局	6	2
		産業労働局	1	0
		労働委員会事務局	2	1
		水道局職員部	1	1
		合計	10	4
29	特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	法務部	5	3
30	中央区(東京都)	総務部	1	0
31	文京区(東京都)	総務部	1	0
32	大田区(東京都)	総務部総務課	1	1
		教育総務部／総務部	1	1
		合計	2	2
33	世田谷区(東京都)	総務部	1	1
34	渋谷区(東京都)	総務部文書課	1	1
35	中野区(東京都)	総務部	1	1
36	板橋区(東京都)	総務部	1	0
37	練馬区(東京都)	総務部	1	1
38	葛飾区(東京都)	総務部総務課	1	1
39	江戸川区(東京都)	総務部	1	0
		総務部法務課	1	0
		合計	2	0
40	三鷹市(東京都)	総務部法制課	1	1
41	青梅市(東京都)	総務部法務担当	1	0
42	調布市(東京都)	総務部法制課	1	1
43	日野市(東京都)	総務部	1	1
44	国分寺市(東京都)	政策部	1	1
45	国立市(東京都)	行政管理部	1	1
46	多摩市(東京都)	総務部	1	1
		総務部文書法制課	1	1
		合計	2	2
47	西東京市(東京都)	総務部総務課	1	1
48	神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	2	2
		政策局政策部政策法務課	1	0
		政策局政策部情報公開広聴課	1	0
		総務局財産経営部財産経営課	1	0
		労働委員会事務局審査調整課	1	1
		教育局行政行政課	1	0
		合計	7	3
49	相模原市(神奈川県)	学校教育課	1	1
50	横須賀市(神奈川県)	総務部総務課	1	1
51	鎌倉市(神奈川県)	総務部総務課	2	2
52	茅ヶ崎市(神奈川県)	総務部文書法務課	2	2
53	逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
54	厚木市(神奈川県)	総務部行政総務課	1	1
		教育委員会教育総務部教育総務課	1	1
		合計	2	2
55	綾瀬市(神奈川県)	経営企画部文書法務課	1	1
56	新潟県	総務管理部法務文書課	1	1
57	新潟市(新潟県)	総務部	1	0
58	富山市(富山県)	企画管理部兼財務部	1	1
59	加賀市(石川県)	総務部総務課	1	1
60	浜松市(静岡県)	総務部政策法務課	1	0
61	島田市(静岡県)	行政経営部経営管理課	1	0
62	富士市(静岡県)	総務部総務課	1	1
63	名古屋市(愛知県)	中央児童相談所	1	1
		西部児童相談所	1	1
		東部児童相談所	1	1
		合計	3	3

地方公共団体名	所属部署	人数(人)のうち任期付き ※注③
64 豊橋市(愛知県)	総務部行政課	2 0
65 岡崎市(愛知県)	総務部総務文書課	2 2
66 春日井市(愛知県)	総務部	1 1
67 豊田市(愛知県)	総務部法務課	3 1
68 小牧市(愛知県)	総務部総務課	1 1
69 三重県	総務部法務文書課	1 1
70 四日市市(三重県)	総務部総務課	1 0
71 松阪市(三重県)	総務部債権回収対策課	1 1
72 桑名市(三重県)	総務部	1 1
73 名張市(三重県)	総務部/市民部/名張市選挙管理委員会事務局	1 1
74 志摩市(三重県)	政策推進部総合政策課	1 1
75 伊賀市(三重県)	総務部	1 1
76 福知山市(京都府)	市民総務部総務課	2 2
77 大阪市(大阪府)	総務局行政部行政課 福祉局生活福祉部保険年金課	6 0 2 2
合計		8 2
78 堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	2 1
79 高槻市(大阪府)	法務課	1 0
80 茨木市(大阪府)	法務コンプライアンス課	1 1
81 泉佐野市(大阪府)	総務部総務課	1 1
82 河内長野市(大阪府)	総務部総務課	1 1
83 松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1 1
84 和泉市(大阪府)	総務部	1 1
85 柏原市(大阪府)	総務部総務課	1 1
86 四條畷市(大阪府)	総務部総務課	1 1
87 交野市(大阪府)	総務部総務課	1 1
88 兵庫県	企画県民部管理局職員課	1 0
89 神戸市(兵庫県)	こども家庭局こども家庭センター	1 1
90 姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	1 1
91 明石市(兵庫県)	政策局 総務局総務管理室 教育委員会事務局 政策局市長室 福祉局生活支援室 教育委員会事務局総務課 政策局市長室及び市民相談室 明石こどもセンターこども支援課 明石こどもセンター緊急支援課 明石こどもセンター	1 0 1 0 1 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 1 1 1 2 0
合計		12 2
92 伊丹市(兵庫県)	総務部法務室	1 1
93 丹波篠山市(兵庫県)	総務部総務課	1 1
94 朝来市(兵庫県)	総務部総務課	1 1
95 奈良市(奈良県)	総合政策部総合政策課 総務部法務ガバナンス課	1 0 2 2
合計		3 2
96 香芝市(奈良県)	総務課	1 1
97 和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1 0
98 和歌山市(和歌山県)	総務局総務部総務課	1 1
99 出雲市(島根県)	総務部総務課	1 1
100 岡山市(岡山県)	総務局総務法制企画課	1 0
101 備前市(岡山県)	総合政策部総務課	1 1
102 赤磐市(岡山県)	総務課	2 2
103 広島県	知事事務局総務課法制グループ	1 0
104 福山市(広島県)	総務局総務部総務課	2 2
105 東広島市(広島県)	総務部総務課	1 1
106 山口県	総務部学事文書課	1 1
107 長門市(山口県)	企画総務部総務課	1 0
108 阿南市(徳島県)	総務部総務課法令室	1 1
109 高松市(香川県)	総務局コンプライアンス推進課	1 1
110 福岡県	福岡児童相談所ほか5児童相談所兼務	1 1
111 北九州市(福岡県)	総務局総務部文書課	1 1
112 福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1 0
113 久留米市(福岡県)	総務部総務課	1 1
114 直方市(福岡県)	市民部健康福祉課 総合政策部市政戦略室	1 1 1 1
合計		2 2
115 古賀市(福岡県)	総務部総務課	2 1
116 糸島市(福岡県)	総務部総務課	1 1
117 長崎県	総務部総務文書課	1 1
118 長崎市(長崎県)	総務部総務課	1 1
119 熊本市(熊本県)	総務局行政管理部法制課 財政局財務部債権管理課 病院局	3 2 1 0 1 0
合計		5 2
120 大分県	市町村振興課	1 0
121 宮崎市(宮崎県)	総務部総務法制課	1 0
122 鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1 1
123 鹿屋市(鹿児島県)	総務部総務課	1 1
124 霧島市(鹿児島県)	総務部総務課	1 1
125 南さつま市(鹿児島県)	総務企画部	1 1
総計		190 125

【注】※注① 日弁連の地方公共団体へのアンケート、独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の人数。
※注② 内訳は、弁護士登録者(119名)、登録取消者(47名)、司法修習終了後の未登録者(14名)及び不明等(10名)である。
※注③ 人数欄の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

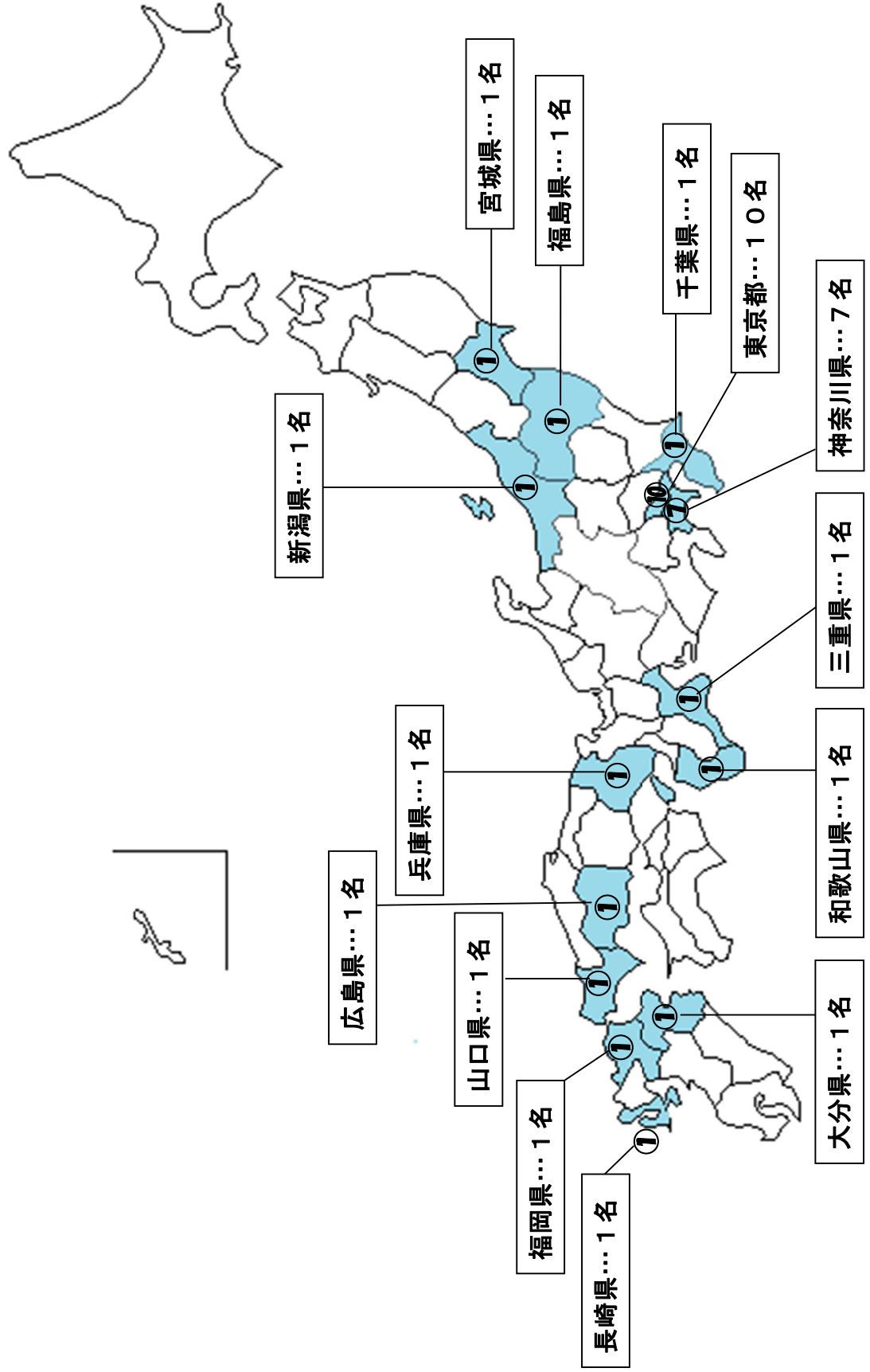
(2022年3月1日現在 日弁連調べ)

年度		
2018	・富士市:1・小山市:1・名古屋:1・福山市:1・朝来市:1・神奈川:2・香取市:1・江戸川区:1・世田谷区:1・君津市:1・小牧市:1・新潟市:2・文京区:1・東京都:1・堺市:1・長久手市:1・伊賀市:1・徳山市:1・春日井市:1・茅ヶ崎市:1・四條畷市:1・茨城県:1・久留米市:1	25
2019	・熊本市:2・明石市:3・岡崎市:1・霧島市:1・鎌倉市:1・小田原市:1・川越市:1・神奈川:2・福知山市:1・東京都:2・志摩市:1・横須賀市:1・神戸市:1・多摩市:1・白野市:1・流山市:1・茨城県:1・大熊町:1	24
2020	・小山市:1・上尾市:1・中央区:1・大田区:1・渋谷区:1・江戸川区:3・鎌倉市:1・茅ヶ崎市:1・綾瀬市:1・新潟市:1・富山市:1・名古屋:1・豊田市:1・松阪市:1・名張市:1・河内長野市:1・明石市:2・奈良市:1・松江市:1・出雲市:1・北九州市:1・古賀市:1・特別区・人事厚生事務組合:1・船橋市:1・赤磐市:2・豊橋市:1・西東京市:1・香取市:1・三鷹市:1	34
2021	・石巻市:1・福島県:1・茨城県:1・流山市:1・名古屋:1・豊橋市:1・岡崎市:1・豊田市:1・四日市市:1・福知山市:1・大阪市:3・泉佐野市:1・明石市:3・奈良市:2・香芝市:1・備前市:1・広島県:1・唐相島市:1・つくば市:1・花巻市:1・市原市:1・国立市:1・相模原市:1・堺市:1・高松市:1・札幌市:1・厚木市:1・草加市:1・東京都:1・東京都大田区:1・特別区・人事厚生事務組合:1・栃木市:1・神奈川:1	38
総計		2

【注】※注① 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

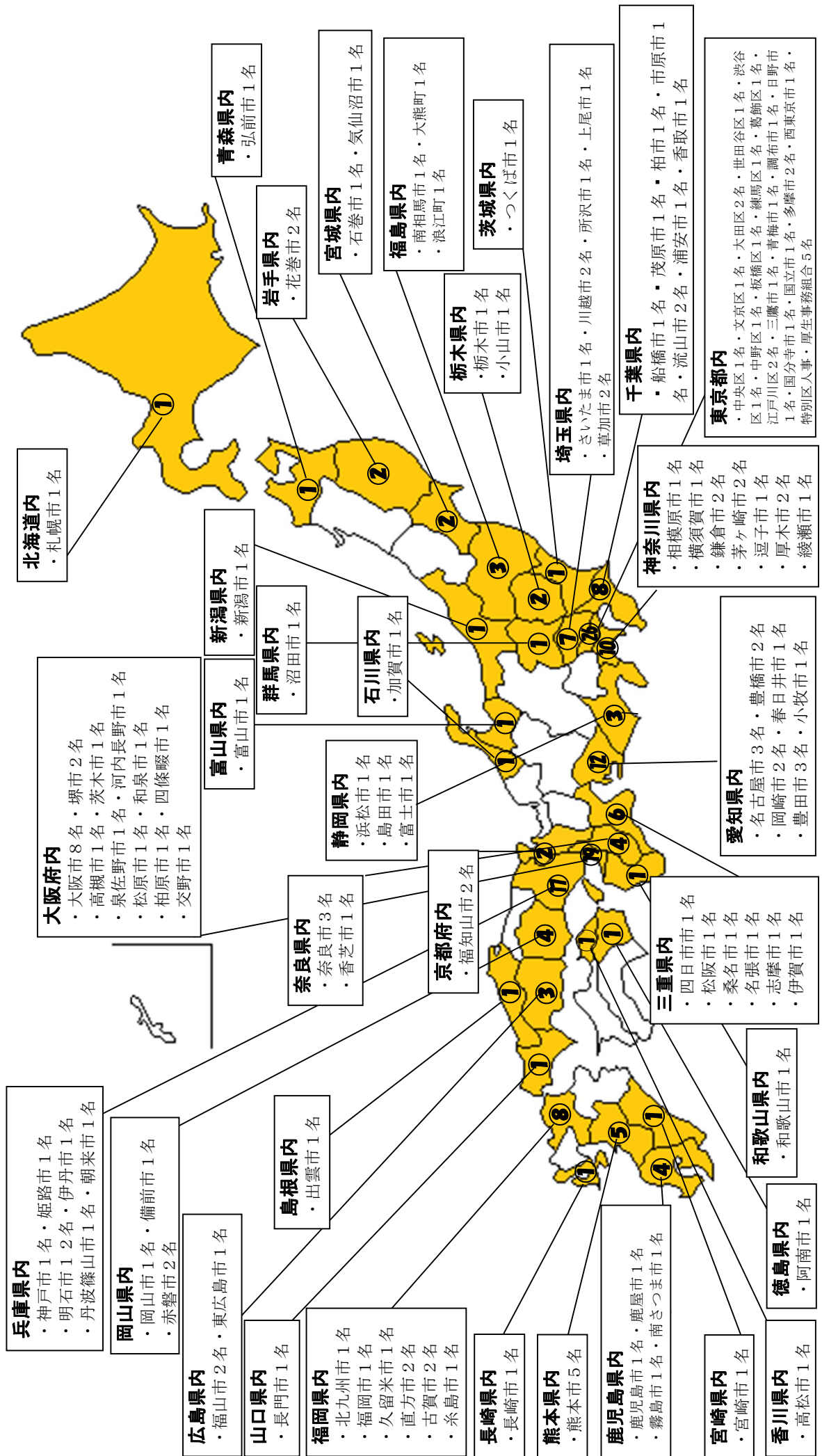
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2022年3月現在, 日弁連調べ ※14都県において29名在籍 (うち14名任期付職員))

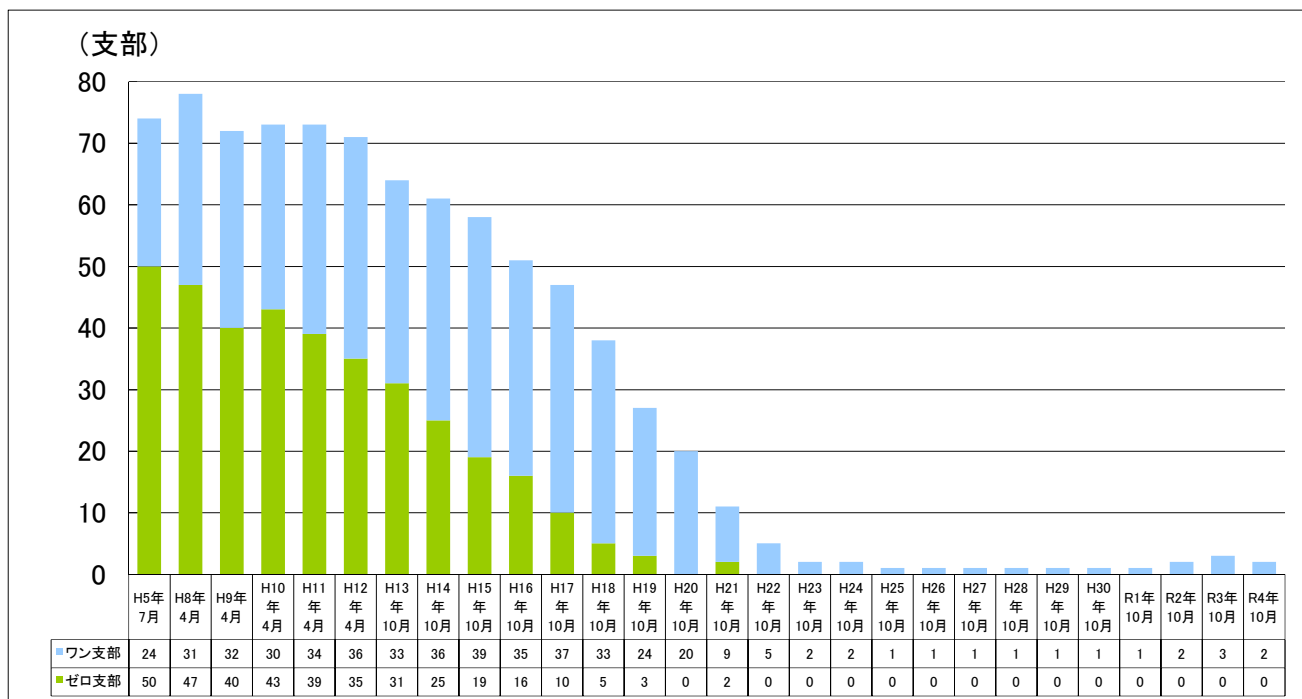


法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2022年3月現在、日弁連調べ ※111市区町村(一部事務組合含む)において161名在籍(うち111名任期付職員))



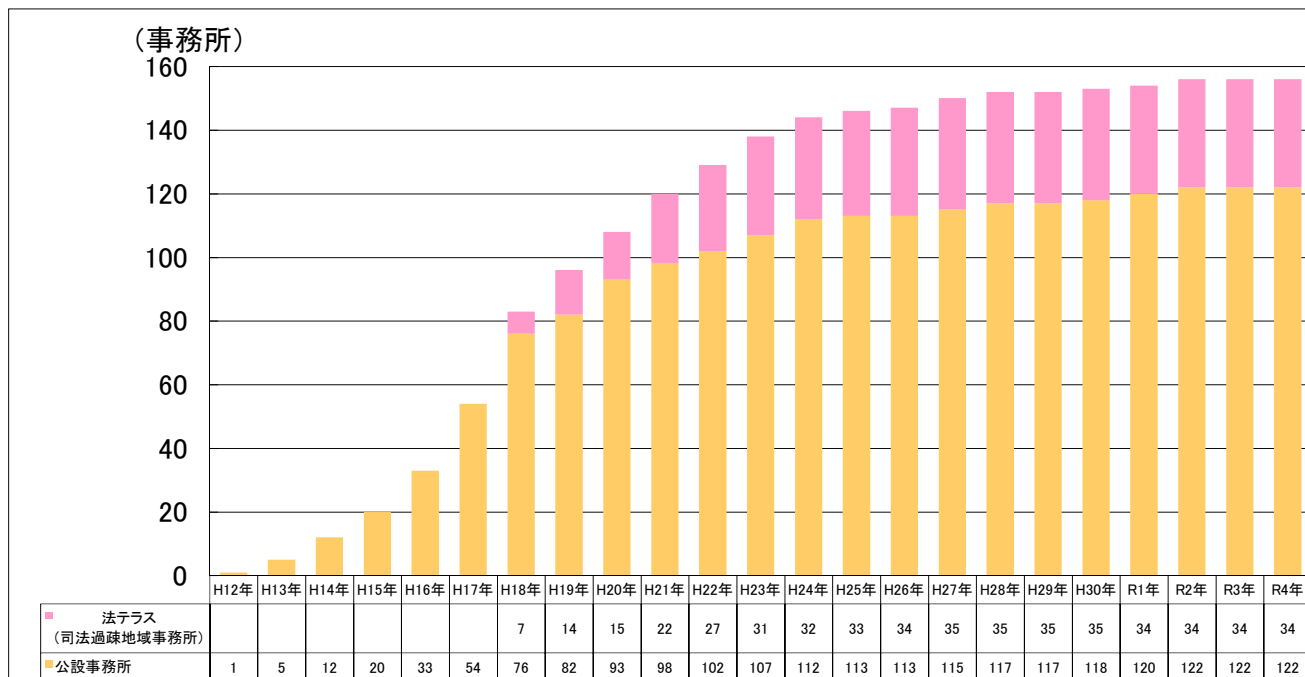
弁護士ゼロ・ワン地方裁判所支部数の変遷



※ 弁護士白書による。

(注) 「弁護士ゼロ」「弁護士ワン」とは、地方・家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が全くいないか、1人しかいない地域をいう。

公設事務所・法テラス司法過疎地域事務所の設置箇所(累計)の推移



※ 弁護士白書による。

法曹の質に関する検証結果について【附帯決議が求めるもの】

各附帯決議において求められたこと

現在の法曹養成制度の下における法曹志望者の減少に顕著な改善傾向が見られないこと等が「**法曹の質**」に及ぼす影響につき、必要な分析を行うこと

「法曹の質」とは何か？ ～司法制度改革が目指した法曹像～

- 国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「**国民の社会生活上の医師**」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。
- 21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。

司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）

「法曹の質」を一律に評価することはできるのか？

- 法曹の活動内容や事業形態は様々であり、求められる資質・能力は活動内容等により異なる
- 法曹資格取得後の自己研さんや実務経験等も、個々の法曹の資質・能力に影響を与える
 - 法曹を総体として捉え、その質を一律に評価することは困難



今回の調査 ～「ニーズへの対応・利用者等の評価」という観点～

- 各分野には、どのようなニーズがあるのか？
- 法曹の活動等は、各分野の利用者等からどう評価されているのか？
- 平成24年司法試験以降に法曹資格を得た者（司法修習66期以降）の「質の低下」を認める事情はあるか？
 - 研究者等による既存の調査結果等の収集・分析、アンケート調査等を実施

6つの分野について調査を実施

これまでの主な活動分野

【分野①】 民事訴訟

- 裁判官・弁護士に対する利用者評価の変遷について調査
 - ・ 民事訴訟制度研究会の「民事訴訟利用者調査」の結果を分析（H18年, H23年, H28年, R3年調査）
- （協力：民事訴訟制度研究会）

【分野②】 法律相談

- 弁護士に対する利用者評価の変遷について調査
 - ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の「法律相談利用者アンケート」の結果を分析（H27～R3.6・回答数 7,260）
- （協力：原賠機構）

【分野③】 企業

- 法曹有資格社員に対する企業側の評価について調査
 - ・ 企業に対するアンケート調査を実施（回答数 157）
 - ・ ヒアリング調査を実施（5社）
- （協力：経団連、経営法友会ほか）

連携の必要性が認識されている分野

【分野④】 児童福祉

- 弁護士に対する児童相談所の評価について調査
 - ・ 児童相談所に対するアンケート調査を実施（回答数 214）
- （協力：厚生労働省）

【分野⑤】 高齢者福祉等

- 弁護士に対する福祉関係者の評価について調査
 - ・ 福祉関係者に対するヒアリング調査を実施（6か所）
- （協力：法テラス）

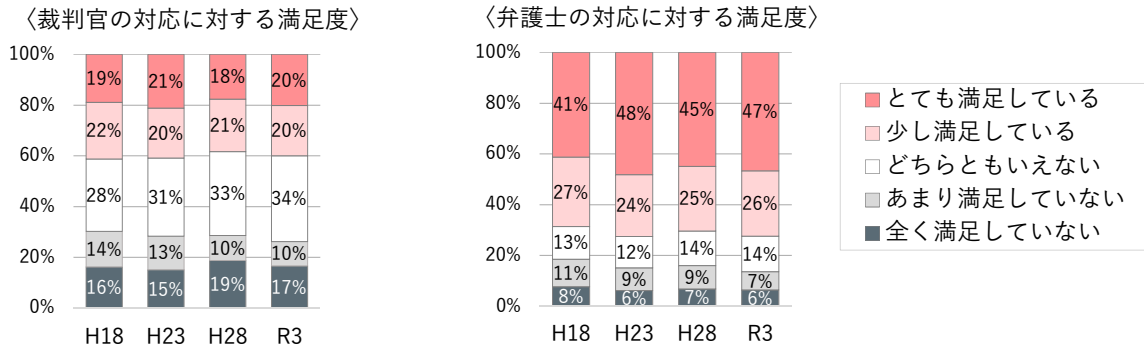
【分野⑥】 教育行政

- 弁護士に対する教育委員会の評価について調査
 - ・ 文部科学省の「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」の結果を分析（回答数 1,784）
- （協力：文部科学省）

- いずれの分野においても、法曹の活動等に対する利用者等の評価はおおむね高かった
- 若手法曹（司法修習期66期以降）一般の資質・能力や活動の質についても、他の法曹と比較して劣っていると評価されてはいなかった

【分野①】 民事訴訟：民事訴訟利用者調査※1の分析

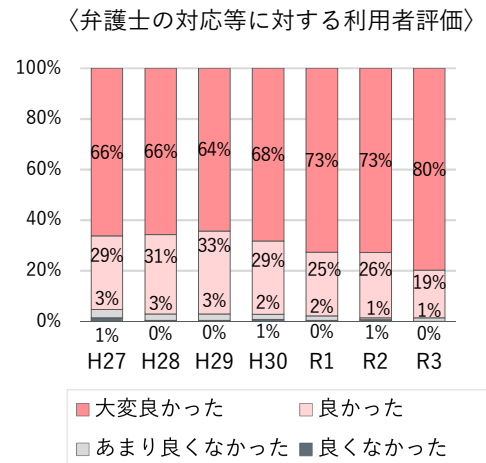
- ・ 裁判官の対応に満足している割合※2は39～41%で推移、満足していない割合※3は27～30%で推移
- ・ 弁護士の対応に満足している割合※2は69～73%で推移、満足していない割合※3は13～18%で推移
- ・ 司法修習期66期が裁判官や弁護士となった平成26年以降の調査結果と、それ以前の調査結果とを比較したところ、その満足度に顕著な差異は認められなかった



※1 民事訴訟制度研究会がH18年、H23年、H28年、R3年に実施したもの
 ※2 「とても満足している」又は「少し満足している」と回答した割合の合計
 ※3 「全く満足していない」又は「あまり満足していない」と回答した割合の合計

【分野②】 法律相談：法律相談の利用者アンケート※1の分析

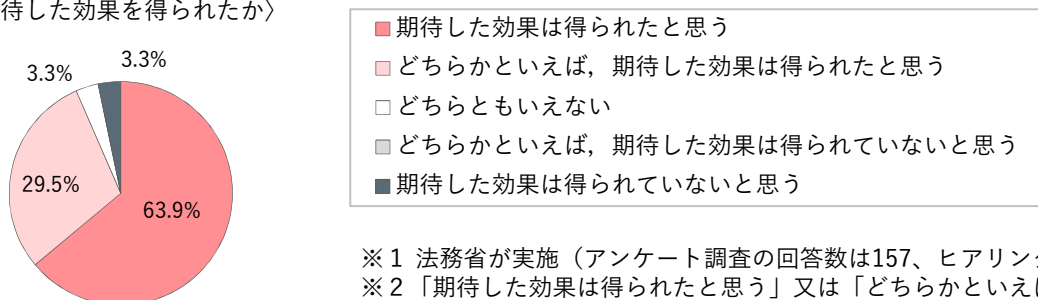
- ・ ほとんどの利用者が、**弁護士の対応等が良かった**※2と回答
- ・ 平成29年以降、司法修習期66期以降に対する評価が全体に対する評価を僅かに上回った※3
- ・ 高く評価されたのは、「**親切的な対応**」「**丁寧な説明**」「**わかりやすさ**」など



※1 原子力損害賠償・廃炉等支援機構が実施している法律相談において、H27～R3.6に実施したもの（回答数は7,260）
 ※2 「大変良かった」又は「良かった」と回答した割合の合計
 ※3 利用者評価の平均を比較した結果による

【分野③】 企業：企業に対するアンケート調査・ヒアリング調査※1

- ・ 法曹資格の有無を考慮して法曹有資格社員を採用したと回答した企業61社のうち「**期待した効果は得られていないと思う**」と回答した企業が2社あったものの、残りの59社は「**期待した効果を得られた**※2」と回答
 - ・ 司法修習期66期以降の資質・能力の低下を肯定するに足りる事情は認められなかった
 - ・ 高く評価されたのは、「**論理的な思考力**」「**事案分析能力**」「**深い法律知識**」「**幅広い法律知識**」など
- 〈期待した効果を得られたか〉

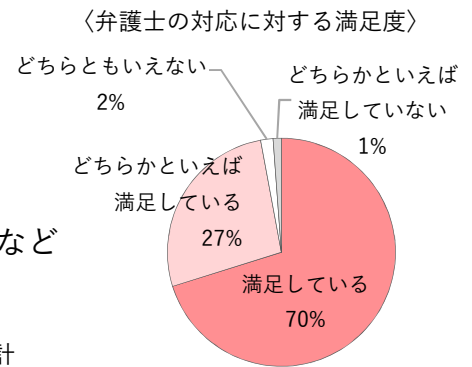


※1 法務省が実施（アンケート調査の回答数は157、ヒアリング調査は5社）
 ※2 「期待した効果は得られたと思う」又は「どちらかといえば期待した効果は得られたと思う」と回答した割合の合計

法曹の質に関する検証結果について【6つの分野における調査結果・概要】

【分野④】 児童福祉：児童相談所に対するアンケート調査※1

- ・ほぼ全ての児童相談所が、**弁護士の対応に満足**※2と回答
- ・司法修習期66期以降の資質・能力の低下を肯定するに足りる事情は認められなかった
- ・高く評価されたのは、「幅広い法律知識」「論理的な思考力」「深い法律知識」「事案分析能力」「児童福祉に関する理解力」など



※1 法務省が実施（回答数は214）

※2 「満足している」又は「どちらかといえば満足している」と回答した割合の合計

【分野⑤】 高齢者福祉等：福祉関係者に対するヒアリング調査

- ・6つの地域の福祉関係者が、**弁護士の活動に満足している**と回答
- ・司法修習期66期以降の弁護士のみが福祉機関等と連携して実施した取組を特に高く評価した地域もあった
- ・高く評価されたのは「相談のしやすさ」「フットワークの軽さ」「福祉分野に対する理解の深さ」「支援者に寄り添う姿勢」「新しい仕組みを作り出す行動力」など

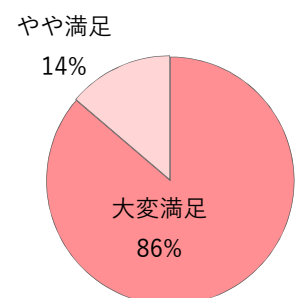
〈弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価・一部抜粋〉

①新宿区	・一緒に業務を行っている弁護士の中には、経験年数が数年にとどまる若い弁護士もいるが、その法的知識に不安を感じたり、経験の少なさに対する不満を感じたりしたことはない。
②那珂川市	・少なくとも私が関わった弁護士については、弁護士になって間もない方も含め、「質が低い」と感じたことはない。いずれも、福祉分野に必要な資質や能力を備えていると感じるし、対応には大変満足している。
③松江市	・「質の高い法曹」とは、支援対象者を人として尊重し、その人に合った支援をすることができる人だと思うが、これまでに関わった弁護士は、経験が浅い方も含め、そうした姿勢を持って支援に当たり、適切な解決策を示してくれた方ばかりであった。
④下呂市	・年齢や弁護士としての経験の長短で、弁護士としての資質や能力、仕事に対する姿勢、対応内容などに特段の違いを感じたことはない。いずれの方も、支援対象者の意思を尊重し、また、福祉関係者の意見も聞きながら、より良い解決方法を柔軟に検討してくれる方ばかりであり、法的な知識に不足を感じたり、対応に不安を感じたりしたことはなかった。
⑤対馬市	・「法曹の質が低下している」と感じたことはなく、これまで弁護士の対応に不満を感じたことはない
⑥せたな町	・「法曹の質が低下している」と感じたことはない。平成24年から現在までの9年間に関係した弁護士は、いずれも良い活動をしてくれたと感じている。

【分野⑥】 教育行政：「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」※1の分析

- ・教育行政専従弁護士※2による法務相談体制があると回答した全ての教育委員会※3が、**法務相談等における弁護士の対応に満足**※4と回答
- ・司法修習期66期以降の弁護士も、教育行政専従弁護士として活動している※5
- ・弁護士との連携等に関する事例集の作成等や、法務相談体制の拡充等を求める声あり

〈弁護士の対応に対する満足度〉



※1 文部科学省が全国の教育委員会を対象に実施（回答数は1,784）

※2 自治体の法務全体に関与する顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士

※3 189の教育委員会

※4 「大変満足」又は「やや満足」と回答した割合の合計

※5 例えば、神奈川県川崎市や藤沢市

法曹の質に関する検証結果報告書

法務省大臣官房司法法制部
令和4年3月

目次

はじめに	1
第1章 法曹養成制度に関するこれまでの経緯	1
第2章 調査の概要	2
第1 調査の方向性について	2
第2 調査の方法について	3
第3章 各活動領域における調査	4
第1 民事訴訟	4
1 調査の概要	4
2 調査の結果	5
(1) 裁判官に対する評価	5
(2) 弁護士に対する評価	13
3 調査結果の分析	26
(1) 裁判官に対する評価	26
(2) 弁護士に対する評価	27
(3) まとめ	28
第2 法律相談	29
1 調査の概要	29
2 調査の結果	29
(1) 法律相談に対応した弁護士の概要	29
(2) 法律相談における弁護士の対応等についての利用者評価	30
3 調査結果の分析	34
第3 企業に対する調査	36
1 調査の概要	36
2 調査の結果	39
(1) 法曹有資格社員の在籍状況等	39
(2) 法曹有資格社員の採用年数について	39
(3) 法曹有資格社員の概要について	40
(4) 法曹有資格社員に対する期待等について	42
(5) 法曹資格が生かされていると感じた場面等	46
(6) 法曹有資格社員に対する評価等	47
(7) 法曹有資格社員を雇用していない企業について	52
3 調査結果の分析	55
資料1	58

第4	児童福祉の分野に対する調査	65
1	調査の概要	65
2	調査の結果	65
(1)	児童相談所における弁護士の配置状況等	65
(2)	弁護士との連携により、より適切に対応できるようになった業務	66
(3)	弁護士との連携が必要だと感じる業務	68
(4)	弁護士の対応に対する満足度	69
(5)	弁護士に対する評価	70
(6)	弁護士との連携に関する要望等	72
3	調査結果の分析	74
	資料2	76
第5	高齢者福祉等の分野に対する調査	80
1	調査の概要	80
2	調査の結果	81
(1)	弁護士と連携して実施している取組の概要	81
(2)	弁護士との連携がもたらした効果等	82
(3)	高齢者福祉等の分野において求められる法曹の資質・能力等	83
(4)	弁護士の活動や資質・能力等に対する福祉関係者の評価	84
(5)	今後の課題	86
3	調査結果の分析	87
	資料3 - 1	89
	資料3 - 2	93
	資料3 - 3	97
	資料3 - 4	102
	資料3 - 5	107
	資料3 - 6	112
第6	教育行政分野に対する調査	116
1	調査の概要	116
2	調査の結果	117
(1)	弁護士への相談体制等	117
(2)	弁護士に依頼している業務の内容等	119
(3)	法務相談等における弁護士の対応に対する評価等	121
(4)	教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築の必要性について	121
(5)	教育行政に係る法務相談体制の構築に関する要望等	122
3	調査結果の分析	124
第4章	調査結果のまとめ	126

はじめに

第 201 回国会衆議院法務委員会において、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し、「現在の法曹養成制度の下で法曹志望者が減少していることを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること」との附帯決議がされ、同国会参議院法務委員会においても、同法律案に対し、「現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること」との附帯決議がされた。

また、第 204 回国会衆議院法務委員会において、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対し、「現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること」との附帯決議がされ、同国会参議院法務委員会においても、同法律案に対し、上記同様の附帯決議がされた(以下、これらの附帯決議を併せて「本件附帯決議」と総称する。)

本報告書は、本件附帯決議に基づき、法務省において法曹の質に関する調査・分析を行った結果について報告するものである。

第 1 章 法曹養成制度に関するこれまでの経緯

司法制度改革においては、司法を支える人的基盤として、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保するものとされた。量の面では、法曹人口の大幅な拡大を図るものとして、平成 14 年 3 月 19 日に閣議決定された「司法制度改革推進計画」において年間司法試験合格者数の目標が 3,000 人と定められ、質の面では、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(平成 14 年法律第 139 号)を制定するなどして、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することとされた。

こうして新たに設けられた法科大学院は、平成 16 年から学生の受入れを開始し、平成 18 年からは、その修了者を対象とした新司法試験が実施され、新しい制度の下で養成された多くの有為かつ多様な人材が、法曹として活躍するに至っている。しかし、その一方で、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度当初に期待されていた状況には至っていない上、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。

政府は、こうした状況等を踏まえ、平成 22 年以降、累次の枠組みにおいて法曹養成制度に関する検討を行い、平成 27 年 6 月 30 日、関係 6 大臣で構成される法曹養成制

度改革推進会議において、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定(以下「推進会議決定」という。)し、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくための各種の取組を進める方針を示した。そして、推進会議決定に基づき、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間と位置付け、文部科学省が中心となって、法務省等と連携を図りながら、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において平成30年3月に取りまとめられた法科大学院改革の基本的方向性をベースとして、プロセス養成全体のパッケージとしての法曹養成制度改革の検討を進め、その結果、令和元年6月19日、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第44号。以下「改正法」という。)が成立するに至った。改正法に基づき、令和2年4月、法科大学院教育との接続・連携を図る協定(法曹養成連携協定)を締結した大学の法学部において、法曹コース(連携法曹基礎課程)の運用がスタートし、令和5年から法科大学院在学中に司法試験を受験することが可能となるなど、改正法に基づく新しい法曹養成制度は、今まさに始まったところであり、法務省は、文部科学省を始めとする関係機関等と連携しながら、その着実かつ円滑な実施に向け、取組を進めている。

また、法務省及び文部科学省は、推進会議決定に掲げられた取組についても必要な検討を進めるべく、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集並びに関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を定期的開催し、法曹有資格者の活動領域の在り方や法曹人口の在り方、法科大学院における教育等の在り方等に関する両省の取組の進捗状況等に関する情報を共有するとともに、今後の取組について継続して協議を行っているところである。

第2章 調査の概要

第1 調査の方向性について

司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)は、21世紀の我が国社会において法曹に期待される役割について、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である」とした上で、「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質」として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」とした。法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、上記司法制度改革審議会意見書の趣旨にのっとり、所要の法整備を行った上で運用されてきたもので

あり、求められている法曹の資質は、今もなお変わるところはない¹。

本調査は、現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないこと等を踏まえ、そのことが法曹の質に及ぼす影響について必要な分析を行うために実施するものである。しかし、法曹の活動内容や事業形態は様々であり、その求められる資質・能力は個々人の活動内容等に応じておのずと異なるものであるし、資格取得後の自己研さんや実務経験等がその資質・能力に与える影響も決して小さくないと考えられる。そのため、法曹個々人の活動内容から離れて法曹を総体として捉え、その質を一律に評価することには困難を伴うと言わざるを得ない。

そこで、本調査においては、法的支援等が必要とされている各分野における法曹の活動内容に着目し、それぞれの分野において、具体的にどのようなニーズがあり、そのようなニーズに対して、法曹がどのような活動をし、その法的サービスの利用者や関係者（以下、これらを併せて「利用者等」という。）からどう評価されているのかという観点から「法曹の質」についての検証を行うこととし、現在の法曹の活動分野として主要なものと考えられる(1)民事訴訟、(2)法律相談及び(3)企業分野、並びに、近年、法曹との連携の必要性が強く認識されている(4)児童福祉、(5)高齢者福祉等及び(6)教育行政の分野を取り上げて、当該各分野で活動する法曹に対する利用者等の評価を調査した²。

第2 調査の方法について

本調査においては、研究者や関係機関等が実施した既存の調査結果等を収集・分析したほか、法務省において、必要に応じて、利用者等に対するアンケート調査やヒアリング調査を行った。なお、本件附帯決議において、法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないこと等が法曹の質に及ぼす影響につき必要な分析を行うとされたことを踏まえ、新しい法曹養成制度の下で、司法試験受験者数が減少傾向に転じた平成 24 年司法試験以降に法曹資格を得た者（司法修習期 66 期以降の法曹がこれに該当する。）に対する利用者等の評価についても、可能な限り、調査・分析を試みた。

¹ 推進会議決定においても、「多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである」とされている。

² 本調査を行うに先立ち、法務省は、令和3年7月29日に連絡協議会（第15回）を開催し、本調査の方向性について同協議会の了承を得た。

第3章 各活動領域における調査

第1 民事訴訟

1 調査の概要

民事訴訟の利用者による法曹の評価とその推移を明らかにするため、民事訴訟制度研究会が実施した「民事訴訟利用者調査」の結果について分析、検証を行った。

「民事訴訟利用者調査」は、民事訴訟の実際の利用者に、裁判官や弁護士に対する評価を含む、訴訟を利用しての各種評価を尋ねたものであり、国民に利用しやすい民事訴訟制度の在り方を検討する際の基本的な資料を得ることを目的として、平成12年に司法制度改革審議会によって初めて実施された（以下、この調査を「審議会調査」という。）。

その後、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）において、「何より重要なことは、司法制度の利用者の意見・意識を十分汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことであり、利用者の意見を実証的に検証していくために必要な調査等を定期的・継続的に実施し、国民の期待に応える制度等の改革・改善を行っていくべきである」とされたところ、この趣旨に賛同した民事訴訟学者等からなる民事訴訟制度研究会によって、同種の調査が、平成18年、平成23年、平成28年、令和3年と継続的に実施されている（以下、これらの調査をそれぞれ「平成18年調査」、「平成23年調査」、「平成28年調査」、「令和3年調査」という。また、平成18年以降に実施された各調査を併せて「本件各調査」と総称する。）。

審議会調査以降、平成28年調査までの結果は既に公表されている³ところ、本調査に当たっては、法務省において、公表済みの調査結果に加え、民事訴訟制度研究会の協力の下、令和3年調査の結果についても一部提供を受けて分析を行った。

審議会調査に始まる一連の調査は、一定の条件の下に抽出した地方裁判所の民事訴訟事件を対象として、法人を含む当該訴訟の当事者に、第1審の終局時点での各種評価を尋ねたものであるという点で共通したものであるが、審議会調査が面接方式により行われたのに対し、民事訴訟制度研究会による平成18年以降に

³ 審議会調査について、『「民事訴訟利用者調査」報告書』（首相官邸ホームページ URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html>）
平成18年調査について、民事訴訟制度研究会編『2006年民事訴訟利用者調査』（JLF叢書Vol.13）（商事法務2007年）
平成23年調査について、民事訴訟制度研究会編『2011年民事訴訟利用者調査』（JLF叢書Vol.20）（商事法務2012年）
平成28年調査について、民事訴訟制度研究会編『2016年民事訴訟利用者調査』（商事法務2018年）

行われた本件各調査は郵送による質問紙調査により行われていること、また、調査結果について、審議会調査では、質問に対し「わからない」旨の回答がされた場合、これを欠損値として集計から除外する処理を行っているのに対し、本件各調査では、これを含めて集計を行っていることなどから、審議会調査と本件各調査の結果を単純に比較することはできない。

そこで、本調査においては、平成 18 年以降に同一の手法で行われた本件各調査⁴を対象とし、複数の調査に共通する、訴訟に関わった裁判官及び弁護士の評価に係る質問事項を取り出して、その回答結果を比較、検証することとした。

後記 2 の各図表は、いずれも、法務省において、本件各調査に係る民事訴訟制度研究会の報告書⁵及び本調査に当たり同研究会から提供を受けた令和 3 年調査の結果から数値を算出し、新たに作成したものである。

2 調査の結果

(1) 裁判官に対する評価

本件各調査においては、民事訴訟利用者に、訴訟を担当した裁判官の評価を尋ねている。本件各調査のうち複数の調査に共通する、経年比較が可能な具体的な質問事項は、「その裁判官は、中立的な立場で審理を行ったと思いますか」など 11 項目であり、その詳細は以下のとおりである（以下、これらの各質問事項を、「裁判官質問（中立的立場）」などという。）

	共通する質問事項	本報告書での略称
1	その裁判官は、中立的な立場で審理を行ったと思いますか	裁判官質問（中立的立場）
2	その裁判官は、あなたの言い分を十分に聞いたと思いますか	裁判官質問（傾聴）

⁴ 平成 18 年調査は、全国 118 の地方裁判所（本庁及び支部）の民事訴訟の当事者 3,145 人を調査対象として抽出し、うち 1,001 人から回答を得て実施され（回答率は 31.8%）。平成 23 年調査では、133 の地方裁判所（本庁及び支部）の民事訴訟の当事者 2,406 人のうち 785 人から回答を得（回答率 32.6%）。平成 28 年調査では 142 の地方裁判所（本庁及び支部）の民事訴訟の当事者 3,146 人のうち 910 人から回答を得て（回答率 28.9%）実施された。令和 3 年調査については、令和 4 年 1 月末時点で詳細は公表されていないが、民事訴訟の利用者 1,058 人から回答を得て実施された。

⁵ 平成 18 年調査については、『2006 年民事訴訟利用者調査』166 頁以下【表 2A-16】、【表 2A-17】、【表 2A-21】、【表 2A-22】
平成 23 年調査については、『2011 年民事訴訟利用者調査』279 頁以下【表 2A-16】、【表 2A-17-1】、【表 2A-21】、【表 2A-22-1】
平成 28 年調査については、『2016 年民事訴訟利用者調査』308 頁以下【表 2A-16】、【表 2A-17】、【表 2A-21】、【表 2A-22】

3	その裁判官は、信頼できる人物だと思いましたが	裁判官質問（信頼性）
4	その裁判官は、権威的・威圧的だと思いましたが	裁判官質問（権威的・威圧的）
5	その裁判官は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いませんか	裁判官質問（考え・価値観の理解）
6	その裁判官は、あなたに対して丁寧に接したと思いませんか	裁判官質問（丁寧さ）
7	その裁判官は、法律以外のことでも、裁判に必要な知識を十分に持っていたと思いませんか	裁判官質問（法律以外の知識）
8	その裁判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていたと思いませんか	裁判官質問（審理の準備）
9	その裁判官は、法的な専門知識に優れた人だと思いませんか	裁判官質問（法的専門知識）
10	その裁判官は、事件の背景にある実情について、よく理解していたと思いませんか	裁判官質問（背景等の理解）
11	今回の裁判で、その裁判官に満足していますか	裁判官質問（満足度）

本件各調査では、裁判官質問（中立的立場）ないし裁判官質問（背景等の理解）に対し、「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」、「どちらともいえない」、「少しそう思う」、「強くそう思う」、「わからない」の6つの選択肢を用意して回答を求めるとともに、裁判官質問（満足度）について、「全く満足していない」、「あまり満足していない」、「どちらともいえない」、「少し満足している」、「とても満足している」の5段階で評価を尋ねている。

裁判官質問（満足度）を除く各質問事項について、「強くそう思う」と「少しそう思う」との回答（以下、これらを併せて「肯定的回答」という。）と、「全くそう思わない」と「あまりそう思わない」との回答（以下、これらを併せて「否定的回答」という。）をそれぞれ取りまとめる形で集計を行い、その回答割合を比較した。その結果は、【図表1 - 1 - 1】ないし【図表1 - 1 - 10】のとおりである。

本件各調査のいずれにおいても、全体の回答において、裁判官質問（権威的・威圧的）を除く全ての質問事項につき、肯定的回答の割合が否定的回答の割合を上回っている（なお、裁判官質問（権威的・威圧的）については、内容として否定的回答が肯定的な評価を意味するところ、否定的回答の割合が肯定的回答の割合を上回っている。）

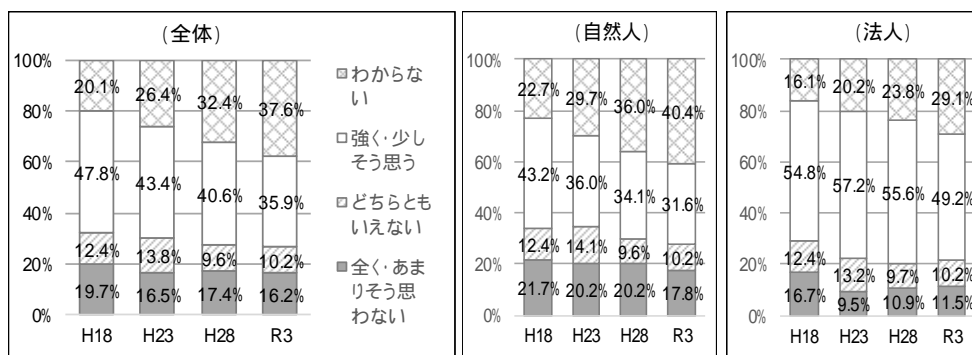
また、裁判官質問（満足度）については、【図表1 - 1 - 11】のとおり、本件各調査のいずれにおいても、全体の回答において、肯定的回答の割合（「とて

も満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計)が4割前後、否定的回答の割合(「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計)が3割前後と、肯定的回答の割合が否定的回答の割合を上回っている。

経年の変化としては、裁判官質問(中立的立場)ないし裁判官質問(背景等の理解)について、平成18年調査以降、全体的に「わからない」の回答割合が増加し、否定的回答と肯定的回答の各割合は、いずれもおおむね減少傾向にある。

また、裁判官質問(満足度)については、全体の回答における肯定的回答の割合(「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計)が、平成18年調査は41.3%、平成23年調査は40.8%、平成28年調査は38.3%、令和3年調査は39.9%と、平成18年調査において最も高く、否定的回答の割合(「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計)も、平成18年調査は30.3%、平成23年調査は28.4%、平成28年調査は28.6%、令和3年調査は26.2%と、平成18年調査が最も高くなっている。

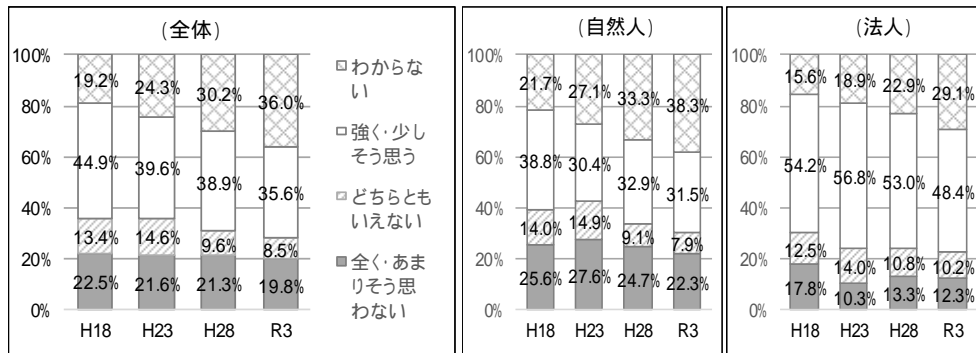
【図表1-1-1】その裁判官は、中立的な立場で審理を行ったと思いますか



	全く・あまり 思わない	どちらとも いえない	強く・少し 思う	わからない	合計
平成18年	159 (19.70%)	100 (12.39%)	386 (47.83%)	162 (20.07%)	807
自然人	105 (21.69%)	60 (12.40%)	209 (43.18%)	110 (22.73%)	484
法人	54 (16.72%)	40 (12.38%)	177 (54.80%)	52 (16.10%)	323
平成23年	115 (16.48%)	96 (13.75%)	303 (43.41%)	184 (26.36%)	698
自然人	92 (20.22%)	64 (14.07%)	164 (36.04%)	135 (29.67%)	455
法人	23 (9.47%)	32 (13.17%)	139 (57.20%)	49 (20.16%)	243
平成28年	145 (17.45%)	80 (9.63%)	337 (40.55%)	269 (32.37%)	831
自然人	118 (20.24%)	56 (9.61%)	199 (34.13%)	210 (36.02%)	583
法人	27 (10.89%)	24 (9.68%)	138 (55.65%)	59 (23.79%)	248
令和3年	161 (16.25%)	101 (10.19%)	356 (35.92%)	373 (37.64%)	991
自然人	133 (17.80%)	76 (10.17%)	236 (31.59%)	302 (40.43%)	747
法人	28 (11.48%)	25 (10.25%)	120 (49.18%)	71 (29.10%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

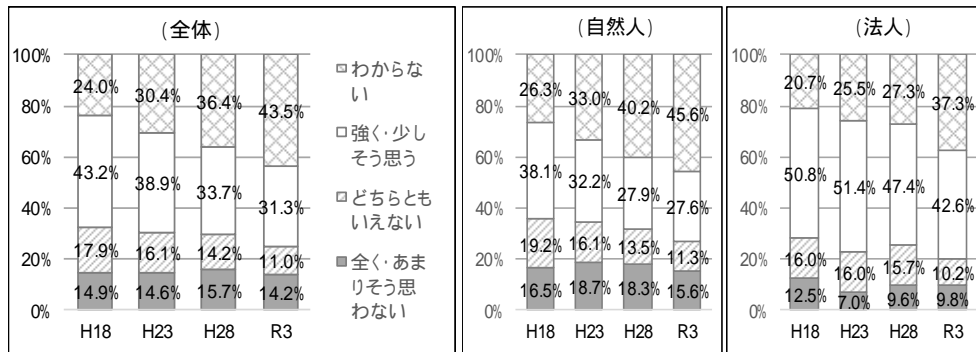
【図表1 - 1 - 2】その裁判官は、あなたの言い分を十分に聞いたと思いますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	180 (22.47%)	107 (13.36%)	360 (44.94%)	154 (19.23%)	801
自然人	123 (25.63%)	67 (13.96%)	186 (38.75%)	104 (21.67%)	480
法人	57 (17.76%)	40 (12.46%)	174 (54.21%)	50 (15.58%)	321
平成 23 年	151 (21.57%)	102 (14.57%)	277 (39.57%)	170 (24.29%)	700
自然人	126 (27.57%)	68 (14.88%)	139 (30.42%)	124 (27.13%)	457
法人	25 (10.29%)	34 (13.99%)	138 (56.79%)	46 (18.93%)	243
平成 28 年	177 (21.27%)	80 (9.62%)	324 (38.94%)	251 (30.17%)	832
自然人	144 (24.70%)	53 (9.09%)	192 (32.93%)	194 (33.28%)	583
法人	33 (13.25%)	27 (10.84%)	132 (53.01%)	57 (22.89%)	249
令和 3 年	196 (19.84%)	84 (8.50%)	352 (35.63%)	356 (36.03%)	988
自然人	166 (22.31%)	59 (7.93%)	234 (31.45%)	285 (38.31%)	744
法人	30 (12.30%)	25 (10.25%)	118 (48.36%)	71 (29.10%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

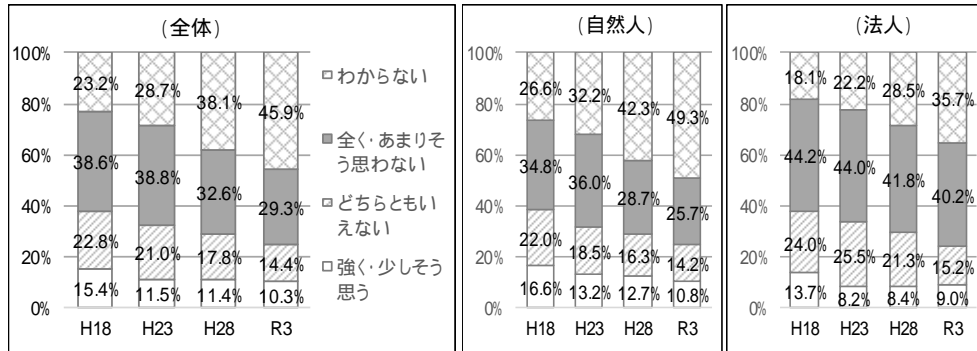
【図表1 - 1 - 3】その裁判官は、信頼できる人物だと思えましたか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	119 (14.89%)	143 (17.90%)	345 (43.18%)	192 (24.03%)	799
自然人	79 (16.46%)	92 (19.17%)	183 (38.13%)	126 (26.25%)	480
法人	40 (12.54%)	51 (15.99%)	162 (50.78%)	66 (20.69%)	319
平成 23 年	102 (14.63%)	112 (16.07%)	271 (38.88%)	212 (30.42%)	697
自然人	85 (18.72%)	73 (16.08%)	146 (32.16%)	150 (33.04%)	454
法人	17 (7.00%)	39 (16.05%)	125 (51.44%)	62 (25.51%)	243
平成 28 年	131 (15.73%)	118 (14.17%)	281 (33.73%)	303 (36.37%)	833
自然人	107 (18.32%)	79 (13.53%)	163 (27.91%)	235 (40.24%)	584
法人	24 (9.64%)	39 (15.66%)	118 (47.39%)	68 (27.31%)	249
令和 3 年	140 (14.17%)	109 (11.03%)	309 (31.28%)	430 (43.52%)	988
自然人	116 (15.59%)	84 (11.29%)	205 (27.55%)	339 (45.56%)	744
法人	24 (9.84%)	25 (10.25%)	104 (42.62%)	91 (37.30%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

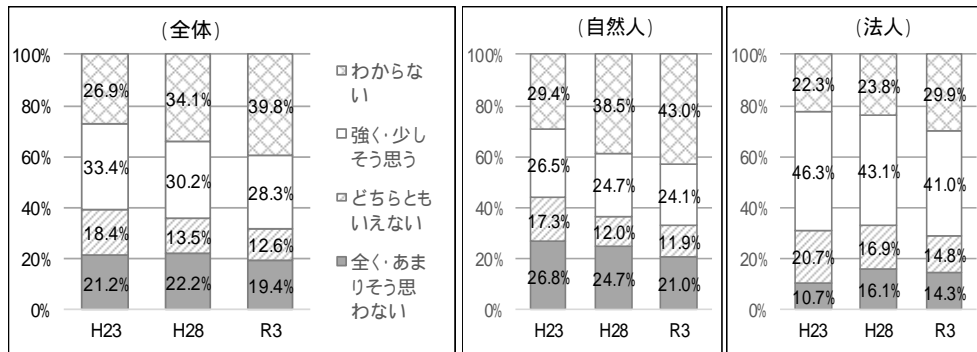
【図表1 - 1 - 4】その裁判官は、権威的・威圧的だと思いませんか⁶



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	308 (38.60%)	182 (22.81%)	123 (15.41%)	185 (23.18%)	798
自然人	166 (34.80%)	105 (22.01%)	79 (16.56%)	127 (26.62%)	477
法人	142 (44.24%)	77 (23.99%)	44 (13.71%)	58 (18.07%)	321
平成 23 年	270 (38.79%)	146 (20.98%)	80 (11.49%)	200 (28.74%)	696
自然人	163 (35.98%)	84 (18.54%)	60 (13.25%)	146 (32.23%)	453
法人	107 (44.03%)	62 (25.51%)	20 (8.23%)	54 (22.22%)	243
平成 28 年	271 (32.61%)	148 (17.81%)	95 (11.43%)	317 (38.15%)	831
自然人	167 (28.69%)	95 (16.32%)	74 (12.71%)	246 (42.27%)	582
法人	104 (41.77%)	53 (21.29%)	21 (8.43%)	71 (28.51%)	249
令和 3 年	289 (29.31%)	142 (14.40%)	102 (10.34%)	453 (45.94%)	986
自然人	191 (25.74%)	105 (14.15%)	80 (10.78%)	366 (49.33%)	742
法人	98 (40.16%)	37 (15.16%)	22 (9.02%)	87 (35.66%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 1 - 5】その裁判官は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いますか⁷



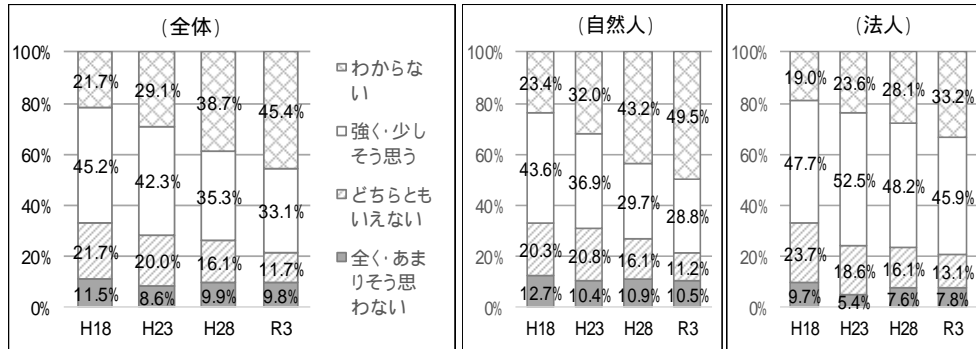
	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	147 (21.18%)	128 (18.44%)	232 (33.43%)	187 (26.95%)	694
自然人	121 (26.77%)	78 (17.26%)	120 (26.55%)	133 (29.42%)	452
法人	26 (10.74%)	50 (20.66%)	112 (46.28%)	54 (22.31%)	242
平成 28 年	184 (22.17%)	112 (13.49%)	251 (30.24%)	283 (34.10%)	830
自然人	144 (24.74%)	70 (12.03%)	144 (24.74%)	224 (38.49%)	582
法人	40 (16.13%)	42 (16.94%)	107 (43.15%)	59 (23.79%)	248
令和 3 年	191 (19.37%)	124 (12.58%)	279 (28.30%)	392 (39.76%)	986
自然人	156 (21.02%)	88 (11.86%)	179 (24.12%)	319 (42.99%)	742
法人	35 (14.34%)	36 (14.75%)	100 (40.98%)	73 (29.92%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

⁶ 本質問については、他の質問と異なり「強く・少しそう思う」が権威的・威圧的であることを意味し、否定的な評価となることから、グラフの表示順を入れ替えている。

⁷ 平成 23 年調査以降、平成 18 年調査の「その裁判官の常識とあなたの常識には違いがあると思いませんか」との質問に代えて設けられたもの。

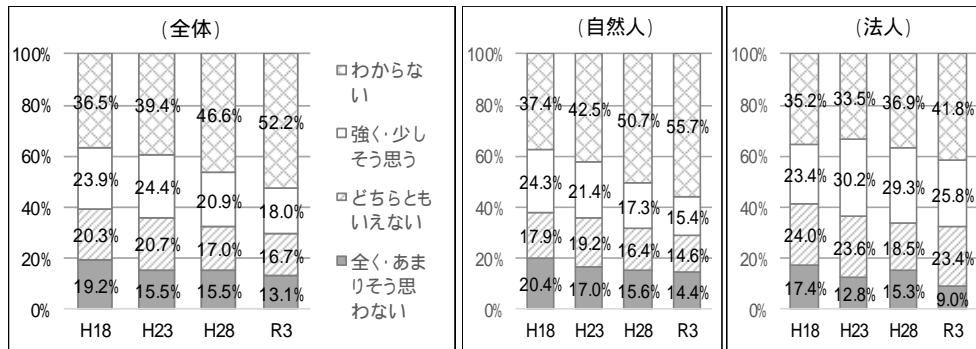
【図表1 - 1 - 6】その裁判官は、あなたに対して丁寧に接したと思いますか



	全く・あまり 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成18年	92 (11.46%)	174 (21.67%)	363 (45.21%)	174 (21.67%)	803
自然人	61 (12.66%)	98 (20.33%)	210 (43.57%)	113 (23.44%)	482
法人	31 (9.66%)	76 (23.68%)	153 (47.66%)	61 (19.00%)	321
平成23年	60 (8.63%)	139 (20.00%)	294 (42.30%)	202 (29.06%)	695
自然人	47 (10.38%)	94 (20.75%)	167 (36.87%)	145 (32.01%)	453
法人	13 (5.37%)	45 (18.60%)	127 (52.48%)	57 (23.55%)	242
平成28年	82 (10.94%)	133 (16.12%)	291 (35.27%)	319 (38.67%)	825
自然人	63 (10.94%)	93 (16.15%)	171 (29.69%)	249 (43.23%)	576
法人	19 (7.63%)	40 (16.06%)	120 (48.19%)	70 (28.11%)	249
令和3年	97 (9.84%)	115 (11.66%)	326 (33.06%)	448 (45.44%)	986
自然人	78 (10.51%)	83 (11.19%)	214 (28.84%)	367 (49.46%)	742
法人	19 (7.79%)	32 (13.11%)	112 (45.90%)	81 (33.20%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

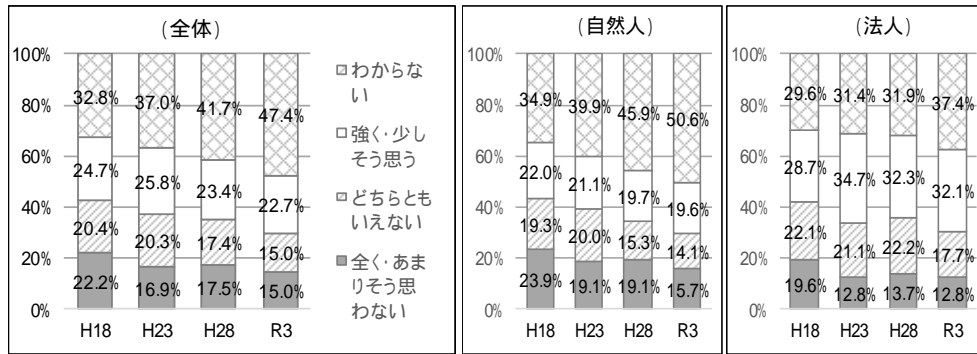
【図表1 - 1 - 7】その裁判官は、法律以外のことでも、裁判に必要な知識を十分に持っていたと思いますか



	全く・あまり 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成18年	154 (19.20%)	163 (20.32%)	192 (23.94%)	293 (36.53%)	802
自然人	98 (20.37%)	86 (17.88%)	117 (24.32%)	180 (37.42%)	481
法人	56 (17.45%)	77 (23.99%)	75 (23.36%)	113 (35.20%)	321
平成23年	108 (15.52%)	144 (20.69%)	170 (24.43%)	274 (39.37%)	696
自然人	77 (16.96%)	87 (19.16%)	97 (21.37%)	193 (42.51%)	454
法人	31 (12.81%)	57 (23.55%)	73 (30.17%)	81 (33.47%)	242
平成28年	128 (15.48%)	141 (17.05%)	173 (20.92%)	385 (46.55%)	827
自然人	90 (15.57%)	95 (16.44%)	100 (17.30%)	293 (50.69%)	578
法人	38 (15.26%)	46 (18.47%)	73 (29.32%)	92 (36.95%)	249
令和3年	129 (13.08%)	165 (16.73%)	177 (17.95%)	515 (52.23%)	986
自然人	107 (14.42%)	108 (14.56%)	114 (15.36%)	413 (55.66%)	742
法人	22 (9.02%)	57 (23.36%)	63 (25.82%)	102 (41.80%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

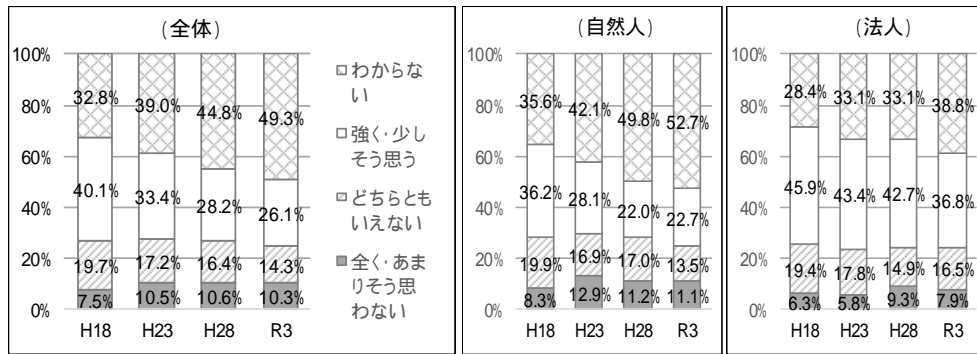
【図表1 - 1 - 8】その裁判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていたと思いますか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	178 (22.17%)	164 (20.42%)	198 (24.66%)	263 (32.75%)	803
自然人	115 (23.86%)	93 (19.29%)	106 (21.99%)	168 (34.85%)	482
法人	63 (19.63%)	71 (22.12%)	92 (28.66%)	95 (29.60%)	321
平成 23 年	118 (16.91%)	142 (20.34%)	180 (25.79%)	258 (36.96%)	698
自然人	87 (19.08%)	91 (19.96%)	96 (21.05%)	182 (39.91%)	456
法人	31 (12.81%)	51 (21.07%)	84 (34.71%)	76 (31.40%)	242
平成 28 年	145 (17.51%)	144 (17.39%)	194 (23.43%)	345 (41.67%)	828
自然人	111 (19.14%)	89 (15.34%)	114 (19.66%)	266 (45.86%)	580
法人	34 (13.71%)	55 (22.18%)	80 (32.26%)	79 (31.85%)	248
令和 3 年	148 (14.98%)	148 (14.98%)	224 (22.67%)	468 (47.37%)	988
自然人	117 (15.70%)	105 (14.09%)	146 (19.60%)	377 (50.60%)	745
法人	31 (12.76%)	43 (17.70%)	78 (32.10%)	91 (37.45%)	243

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 1 - 9】その裁判官は、法的な専門知識に優れた人だと思いませんか⁸

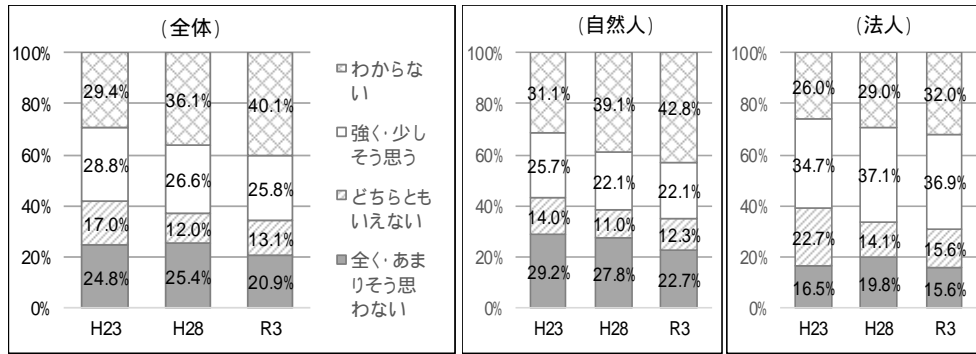


	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	60 (7.47%)	158 (19.68%)	322 (40.10%)	263 (32.75%)	803
自然人	40 (8.28%)	96 (19.88%)	175 (36.23%)	172 (35.61%)	483
法人	20 (6.25%)	62 (19.38%)	147 (45.94%)	91 (28.44%)	320
平成 23 年	73 (10.46%)	120 (17.19%)	233 (33.38%)	272 (38.97%)	698
自然人	59 (12.94%)	77 (16.89%)	128 (28.07%)	192 (42.11%)	456
法人	14 (5.79%)	43 (17.77%)	105 (43.39%)	80 (33.06%)	242
平成 28 年	88 (10.60%)	136 (16.39%)	234 (28.19%)	372 (44.82%)	830
自然人	65 (11.17%)	99 (17.01%)	128 (21.99%)	290 (49.83%)	582
法人	23 (9.27%)	37 (14.92%)	106 (42.74%)	82 (33.06%)	248
令和 3 年	102 (10.32%)	141 (14.27%)	258 (26.11%)	487 (49.29%)	988
自然人	83 (11.13%)	101 (13.54%)	169 (22.65%)	393 (52.68%)	746
法人	19 (7.85%)	40 (16.53%)	89 (36.78%)	94 (38.84%)	242

括弧書きは有効回答数に占める割合

⁸ 平成 18 年調査では「その裁判官は、法律の知識を十分に持っていたと思いますか」との質問。

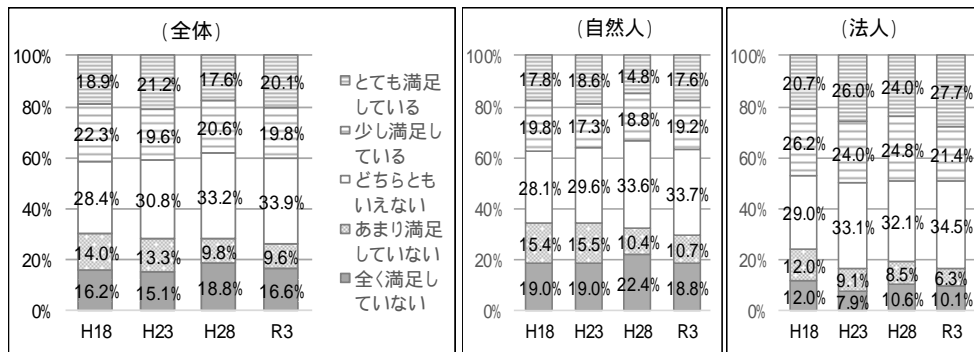
【図表1 - 1 - 10】その裁判官は、事件の背景にある実情について、よく理解していると思いますか⁹



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 23 年	173 (24.79%)	119 (17.05%)	201 (28.80%)	205 (29.37%)	698
自然人	133 (29.17%)	64 (14.04%)	117 (25.66%)	142 (31.14%)	456
法人	40 (16.53%)	55 (22.73%)	84 (34.71%)	63 (26.03%)	242
平成 28 年	210 (25.36%)	99 (11.96%)	220 (26.57%)	299 (36.11%)	828
自然人	161 (27.76%)	64 (11.03%)	128 (22.07%)	227 (39.14%)	580
法人	49 (19.76%)	35 (14.11%)	92 (37.10%)	72 (29.03%)	248
令和 3 年	207 (20.93%)	130 (13.14%)	255 (25.78%)	397 (40.14%)	989
自然人	169 (22.68%)	92 (12.35%)	165 (22.15%)	319 (42.82%)	745
法人	38 (15.57%)	38 (15.57%)	90 (36.89%)	78 (31.97%)	244

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 1 - 11】今回の裁判で、その裁判官に満足していますか



	全く満足して いない	あまり満足して いない	どちらとも いえない	少し満足 している	とても満足 している	合計
平成 18 年	133 (16.24%)	115 (14.04%)	233 (28.45%)	183 (22.34%)	155 (18.93%)	819
自然人	94 (18.99%)	76 (15.35%)	139 (28.08%)	98 (19.80%)	88 (17.78%)	495
法人	39 (12.04%)	39 (12.04%)	94 (29.01%)	85 (26.23%)	67 (20.68%)	324
平成 23 年	105 (15.13%)	92 (13.26%)	214 (30.84%)	136 (19.60%)	147 (21.18%)	694
自然人	86 (19.03%)	70 (15.49%)	134 (29.65%)	78 (17.26%)	84 (18.58%)	452
法人	19 (7.85%)	22 (9.09%)	80 (33.06%)	58 (23.97%)	63 (26.03%)	242
平成 28 年	151 (18.76%)	79 (9.81%)	267 (33.17%)	166 (20.62%)	142 (17.64%)	805
自然人	125 (22.36%)	58 (10.38%)	188 (33.63%)	105 (18.78%)	83 (14.85%)	559
法人	26 (10.57%)	21 (8.54%)	79 (32.11%)	61 (24.80%)	59 (23.98%)	246
令和 3 年	158 (16.63%)	91 (9.58%)	322 (33.89%)	188 (19.79%)	191 (20.11%)	950
自然人	134 (18.82%)	76 (10.67%)	240 (33.71%)	137 (19.24%)	125 (17.56%)	712
法人	24 (10.08%)	15 (6.30%)	82 (34.45%)	51 (21.43%)	66 (27.73%)	238

括弧書きは有効回答数に占める割合

⁹ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

(2) 弁護士に対する評価

本件各調査においては、民事訴訟利用者のうち、弁護士に依頼している当事者に、当該弁護士の評価について尋ねている。

本件各調査のうち複数の調査に共通する、経年比較が可能な具体的な質問事項は、「その弁護士は、裁判を適正に進めようとしていたと思いますか」など、以下の20項目であり（以下、これらの各質問事項を、「弁護士質問（適正な裁判）」などという。）前記(1)と同様、弁護士質問（適正な裁判）ないし弁護士質問（意見の尊重）に対し、6つの選択肢を用意して回答を求めるとともに、弁護士質問（満足度）について5段階で評価を尋ねている。

	共通する質問事項	本報告書での略称
1	その弁護士は、裁判を適正に進めようとしていたと思いますか	弁護士質問（適正な裁判）
2	その弁護士は、裁判を迅速に進めようとしていたと思いますか	弁護士質問（迅速な裁判）
3	その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれたと思いますか	弁護士質問（傾聴）
4	その弁護士は、熱心に弁護してくれたと思いますか	弁護士質問（熱心な弁護）
5	その弁護士は、信頼できる人物だと思えましたか	弁護士質問（信頼性）
6	その弁護士は、権威的・威圧的だと思えましたか	弁護士質問（権威的・威圧的）
7	その弁護士は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いますか	弁護士質問（考え・価値観の理解）
8	その弁護士は、あなたに対して丁寧に接したと思いますか	弁護士質問（丁寧さ）
9	その弁護士は、法律以外のことでも、弁護に必要な知識を十分に持っていたと思いますか	弁護士質問（法律以外の知識）
10	その弁護士は、あなたの事件の弁護のために十分な準備をしていたと思いますか	弁護士質問（弁護の準備）
11	その弁護士は、事件の内容や背景について、よく理解していたと思いますか	弁護士質問（背景等の理解）
12	その弁護士は、裁判の進行の見通しを十分説明したと思いますか	弁護士質問（見通しの説明）
13	その弁護士は、事件の事実上、法律上の問題点を十分説明したと思いますか	弁護士質問（問題点の説明）

14	その弁護士は、判決・和解内容について、あなたにわかりやすく説明したと思いますか	弁護士質問（判決等の説明）
15	その弁護士は、あなたの側の主張や証拠を裁判官に十分に伝えてくれたと思いますか	弁護士質問（十分な主張等）
16	その弁護士は、交渉や尋問など、弁護士として必要な技術を十分にもっていたと思いますか	弁護士質問（必要な技術）
17	その弁護士は、相手方を含め、紛争当事者全員にとって良い解決を考えていたと思いますか	弁護士質問（良い解決）
18	その弁護士は、法的な専門知識に優れた人だと思いましたか	弁護士質問（法的専門知識）
19	その弁護士は、手続の進め方や解決の方法について、あなたの意見を十分に尊重してくれたと思いますか	弁護士質問（意見の尊重）
20	今回の裁判で、その弁護士に満足していますか	弁護士質問（満足度）

前記(1)と同様、弁護士質問（満足度）を除く各質問事項に対する回答を、肯定的回答と否定的回答とに分けて集計した上で、その回答割合を比較した。その結果は、【図表1-2-1】ないし【図表1-2-19】のとおりである。

本件各調査のいずれにおいても、全体の回答においては、弁護士質問（権威的・威圧的）を除く全ての質問事項につき、肯定的回答が6ないし8割となっており、否定的回答の割合を上回っている（なお、弁護士質問（権威的・威圧的）については、内容として否定的回答が肯定的な評価を意味するところ、いずれも否定的回答が6割を超え、肯定的回答を上回っている。）。自然人・法人別で見た場合には、弁護士質問（権威的・威圧的）を除き、総じて、自然人よりも法人において肯定的回答の割合が高く、また、否定的回答の割合が低くなっている（弁護士質問（権威的・威圧的）は、その逆となっている。）。

また、弁護士質問（満足度）については、【図表1-2-20】のとおり、本件各調査のいずれにおいても、全体の回答における肯定的回答の割合（「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計）が7割前後、否定的回答の割合（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計）が2割以下と、肯定的回答の割合が否定的回答の割合を大きく上回っている。

経年の変化としては、全体の回答における肯定的回答の割合は、弁護士質問（適正な裁判）、弁護士質問（丁寧さ）、弁護士質問（弁護の準備）、弁護士質問（見通しの説明）、弁護士質問（判決等の説明）については、平成18年調査の割合が最も低くなっている。また、弁護士質問（適正な裁判）、弁護士質問（迅速な裁判）、弁護士質問（傾聴）、弁護士質問（熱心な弁護）、弁護士質問（信頼性）、弁護士質問（考え・価値観の理解）、弁護士質問

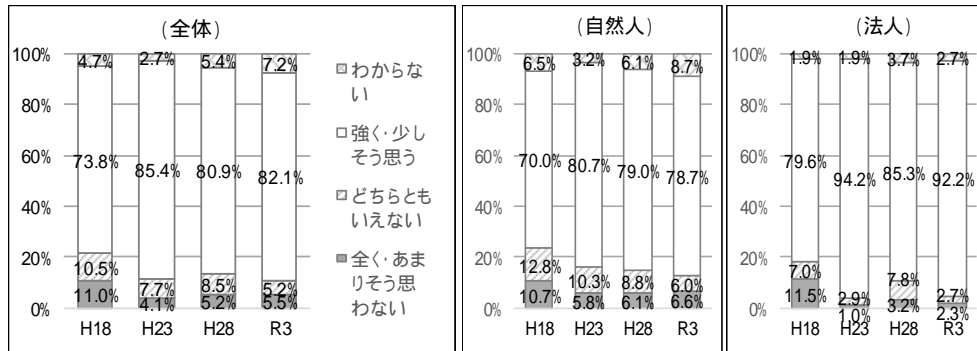
(丁寧さ) 弁護士質問 (弁護の準備) 弁護士質問 (背景等の理解) 弁護士質問 (見通しの説明) 弁護士質問 (問題点の説明) 弁護士質問 (判決等の説明) 弁護士質問 (十分な主張等) 弁護士質問 (良い解決) 弁護士質問 (法的専門知識) 及び弁護士質問 (意見の尊重) については、令和3年調査における肯定的回答の割合が平成28年調査よりも増加している¹⁰。

一方、各質問事項に係る否定的回答の割合を見ると、全体の回答において、弁護士質問 (適正な裁判) 弁護士質問 (迅速な裁判) 弁護士質問 (傾聴) 弁護士質問 (信頼性) 弁護士質問 (丁寧さ) 弁護士質問 (法律以外の知識) 弁護士質問 (弁護の準備) 弁護士質問 (見通しの説明) 弁護士質問 (問題点の説明) 及び弁護士質問 (判決等の説明) については平成18年調査の割合が最も高い。また、弁護士質問 (必要な技術) 及び弁護士質問 (良い解決) については、これらの質問事項が設けられた平成23年調査の割合が、弁護士質問 (考え・価値観の理解) については、令和3年調査の割合が最も高い。

弁護士質問 (満足度) の肯定的回答の割合は、全体の回答において、平成18年調査は68.7%、平成23年調査は72.5%、平成28年調査は70.4%、令和3年調査は72.4%と、平成18年調査に比して増加している。また、否定的回答の割合は、全体の回答において、平成18年調査は18.4%、平成23年調査は15.1%、平成28年調査は16.0%、令和3年調査は13.6%と、平成18年調査以降、おおむね減少傾向にある。

¹⁰ なお、弁護士質問 (権威的・威圧的) についても、令和3年調査における肯定的回答の割合が平成28年調査よりも増加しているが、同質問では肯定的回答が否定的な評価を意味することからここでは指摘しなかった。

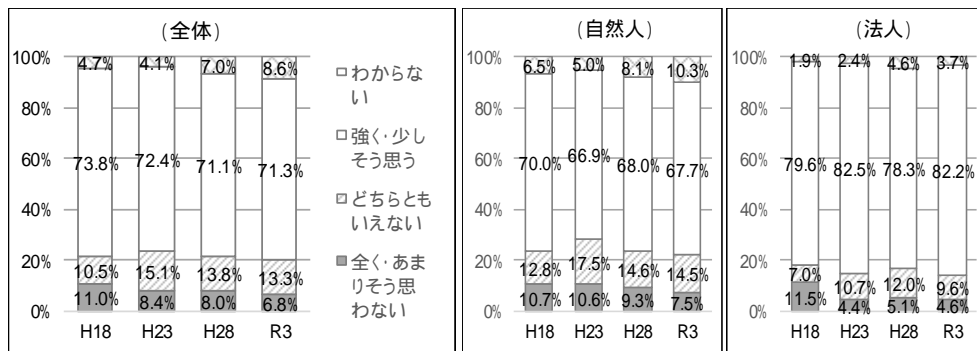
【図表1 - 2 - 1】その弁護士は、裁判を適正に進めようとしていたと思いますか¹¹



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	75 (10.98%)	72 (10.54%)	504 (73.79%)	32 (4.69%)	683
自然人	44 (10.65%)	53 (12.83%)	289 (69.98%)	27 (6.54%)	413
法人	31 (11.48%)	19 (7.04%)	215 (79.63%)	5 (1.85%)	270
平成23年	24 (4.11%)	45 (7.71%)	499 (85.45%)	16 (2.74%)	584
自然人	22 (5.82%)	39 (10.32%)	305 (80.69%)	12 (3.17%)	378
法人	2 (0.97%)	6 (2.91%)	194 (94.17%)	4 (1.94%)	206
平成28年	38 (5.23%)	62 (8.54%)	587 (80.85%)	39 (5.37%)	726
自然人	31 (6.09%)	45 (8.84%)	402 (78.98%)	31 (6.09%)	509
法人	7 (3.23%)	17 (7.83%)	185 (85.25%)	8 (3.69%)	217
令和3年	48 (5.50%)	45 (5.15%)	717 (82.13%)	63 (7.22%)	873
自然人	43 (6.57%)	39 (5.96%)	515 (78.75%)	57 (8.72%)	654
法人	5 (2.28%)	6 (2.74%)	202 (92.24%)	6 (2.74%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 2】その弁護士は、裁判を迅速に進めようとしていたと思いますか¹¹

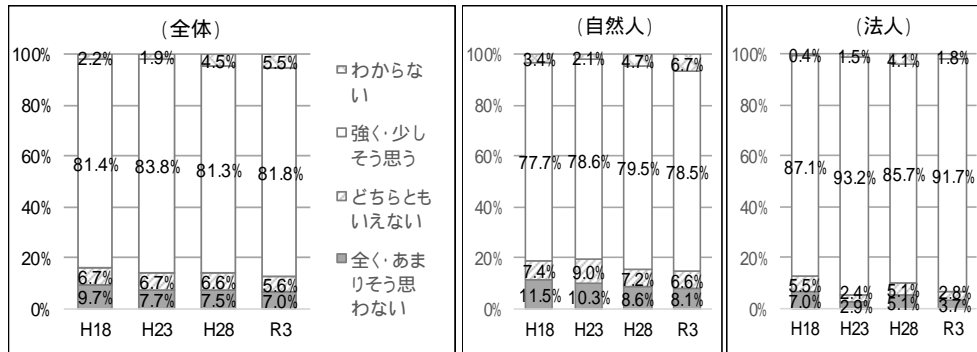


	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	75 (10.98%)	72 (10.54%)	504 (73.79%)	32 (4.69%)	683
自然人	44 (10.65%)	53 (12.83%)	289 (69.98%)	27 (6.54%)	413
法人	31 (11.48%)	19 (7.04%)	215 (79.63%)	5 (1.85%)	270
平成23年	49 (8.39%)	88 (15.07%)	423 (72.43%)	24 (4.11%)	584
自然人	40 (10.58%)	66 (17.46%)	253 (66.93%)	19 (5.03%)	378
法人	9 (4.37%)	22 (10.68%)	170 (82.52%)	5 (2.43%)	206
平成28年	58 (8.01%)	100 (13.81%)	515 (71.13%)	51 (7.04%)	724
自然人	47 (9.27%)	74 (14.60%)	345 (68.05%)	41 (8.09%)	507
法人	11 (5.07%)	26 (11.98%)	170 (78.34%)	10 (4.61%)	217
令和3年	59 (6.77%)	116 (13.30%)	622 (71.33%)	75 (8.60%)	872
自然人	49 (7.50%)	95 (14.55%)	442 (67.69%)	67 (10.26%)	653
法人	10 (4.57%)	21 (9.59%)	180 (82.19%)	8 (3.65%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹¹ 弁護士質問（適正な裁判）及び弁護士質問（迅速な裁判）は、平成23年調査から設けられた質問であり、平成18年調査では「その弁護士は、裁判を適正迅速に進めようとしていたと思いますか」とまとめて質問されていた。【図表1 - 2 - 1】及び【図表1 - 2 - 2】における平成18年調査の数値は、いずれも「その弁護士は、裁判を適正迅速に進めようとしていたと思いますか」との質問に対する回答とその割合を示している。

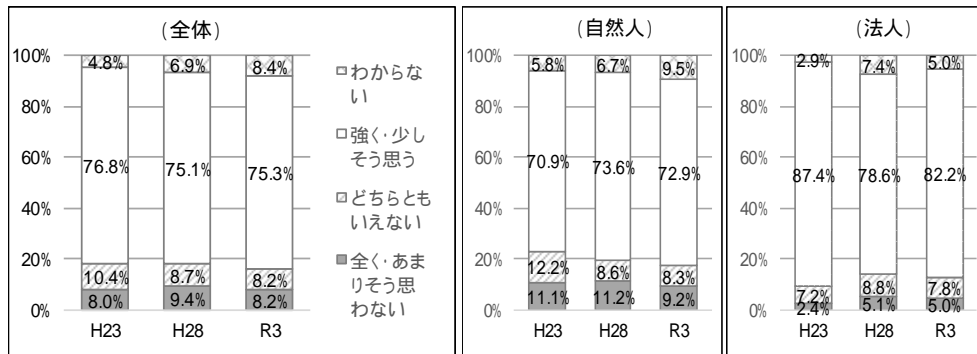
【図表1 - 2 - 3】その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれたと思いますか



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 18 年	67 (9.72%)	46 (6.68%)	561 (81.42%)	15 (2.18%)	689
自然人	48 (11.51%)	31 (7.43%)	324 (77.70%)	14 (3.36%)	417
法人	19 (6.99%)	15 (5.51%)	237 (87.13%)	1 (0.37%)	272
平成 23 年	45 (7.69%)	39 (6.67%)	490 (83.76%)	11 (1.88%)	585
自然人	39 (10.29%)	34 (8.97%)	298 (78.63%)	8 (2.11%)	379
法人	6 (2.91%)	5 (2.43%)	192 (93.20%)	3 (1.46%)	206
平成 28 年	55 (7.54%)	48 (6.58%)	593 (81.34%)	33 (4.53%)	729
自然人	44 (8.59%)	37 (7.23%)	407 (79.49%)	24 (4.69%)	512
法人	11 (5.07%)	11 (5.07%)	186 (85.71%)	9 (4.15%)	217
令和 3 年	61 (7.01%)	49 (5.63%)	712 (81.84%)	48 (5.52%)	870
自然人	53 (8.13%)	43 (6.60%)	512 (78.53%)	44 (6.75%)	652
法人	8 (3.67%)	6 (2.75%)	200 (91.74%)	4 (1.83%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 4】その弁護士は、熱心に弁護してくれたと思いますか¹²

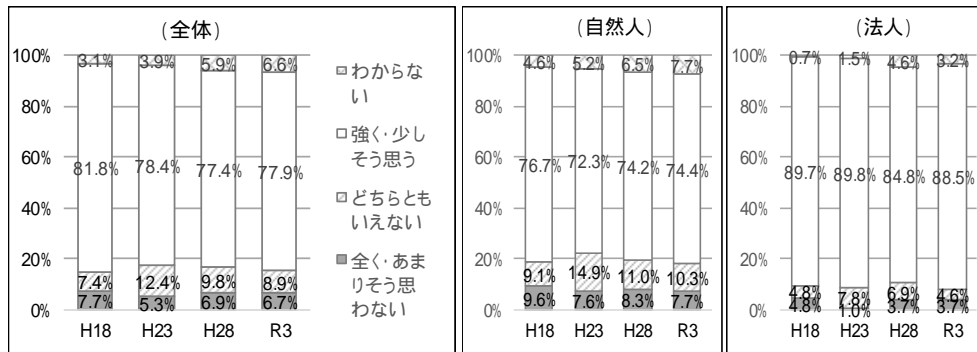


	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	47 (8.03%)	61 (10.43%)	449 (76.75%)	28 (4.79%)	585
自然人	42 (11.11%)	46 (12.17%)	268 (70.90%)	22 (5.82%)	378
法人	5 (2.42%)	15 (7.25%)	181 (87.44%)	6 (2.90%)	207
平成 28 年	68 (9.37%)	63 (8.68%)	545 (75.07%)	50 (6.89%)	726
自然人	57 (11.15%)	44 (8.61%)	376 (73.58%)	34 (6.65%)	511
法人	11 (5.12%)	19 (8.84%)	169 (78.60%)	16 (7.44%)	215
令和 3 年	71 (8.17%)	71 (8.17%)	654 (75.26%)	73 (8.40%)	869
自然人	60 (9.23%)	54 (8.31%)	474 (72.92%)	62 (9.54%)	650
法人	11 (5.02%)	17 (7.76%)	180 (82.19%)	11 (5.02%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹² 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

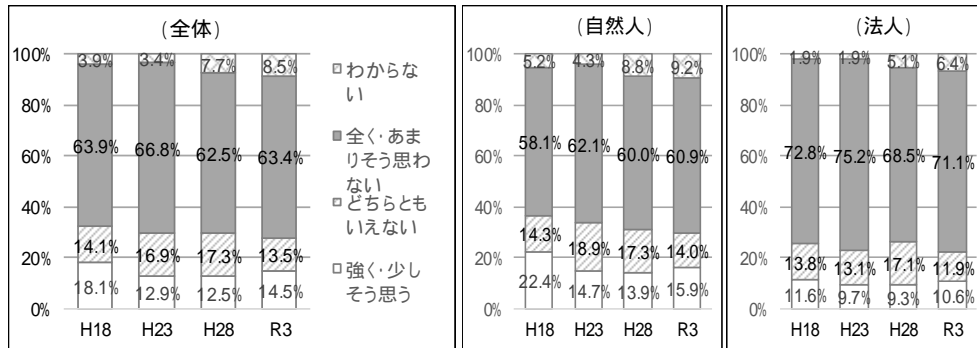
【図表1 - 2 - 5】その弁護士は、信頼できる人物だと思いませんか



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	53 (7.71%)	51 (7.42%)	562 (81.80%)	21 (3.06%)	687
自然人	40 (9.62%)	38 (9.13%)	319 (76.68%)	19 (4.57%)	416
法人	13 (4.80%)	13 (4.80%)	243 (89.67%)	2 (0.74%)	271
平成23年	31 (5.27%)	73 (12.41%)	461 (78.40%)	23 (3.91%)	588
自然人	29 (7.59%)	57 (14.92%)	276 (72.25%)	20 (5.24%)	382
法人	2 (0.97%)	16 (7.77%)	185 (89.81%)	3 (1.46%)	206
平成28年	50 (6.90%)	71 (9.79%)	561 (77.38%)	43 (5.93%)	725
自然人	42 (8.27%)	56 (11.02%)	377 (74.21%)	33 (6.50%)	508
法人	8 (3.69%)	15 (6.91%)	184 (84.79%)	10 (4.61%)	217
令和3年	58 (6.67%)	77 (8.86%)	677 (77.91%)	57 (6.56%)	869
自然人	50 (7.67%)	67 (10.28%)	485 (74.39%)	50 (7.67%)	652
法人	8 (3.69%)	10 (4.61%)	192 (88.48%)	7 (3.23%)	217

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 6】その弁護士は、権威的・威圧的だと思いませんか¹³

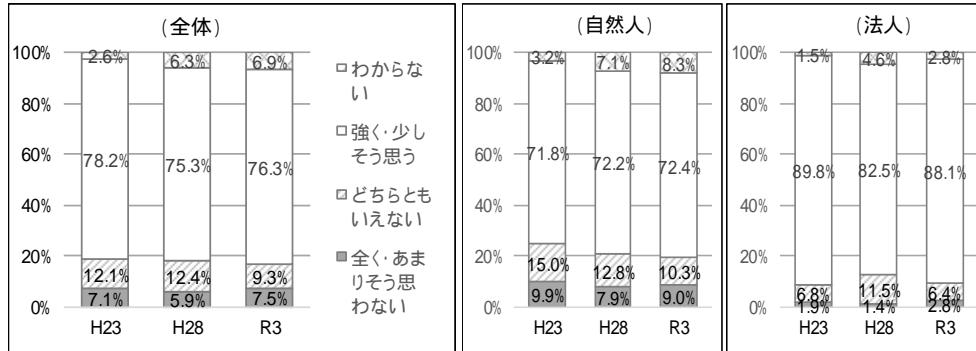


	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	431 (63.95%)	95 (14.09%)	122 (18.10%)	26 (3.86%)	674
自然人	236 (58.13%)	58 (14.29%)	91 (22.41%)	21 (5.17%)	406
法人	195 (72.76%)	37 (13.81%)	31 (11.57%)	5 (1.87%)	268
平成23年	388 (66.78%)	98 (16.87%)	75 (12.91%)	20 (3.44%)	581
自然人	233 (62.13%)	71 (18.93%)	55 (14.67%)	16 (4.27%)	375
法人	155 (75.24%)	27 (13.11%)	20 (9.71%)	4 (1.94%)	206
平成28年	449 (62.53%)	124 (17.27%)	90 (12.53%)	55 (7.66%)	718
自然人	301 (59.96%)	87 (17.33%)	70 (13.94%)	44 (8.76%)	502
法人	148 (68.52%)	37 (17.13%)	20 (9.26%)	11 (5.09%)	216
令和3年	550 (63.44%)	117 (13.49%)	126 (14.53%)	74 (8.54%)	867
自然人	395 (60.86%)	91 (14.02%)	103 (15.87%)	60 (9.24%)	649
法人	155 (71.10%)	26 (11.93%)	23 (10.55%)	14 (6.42%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹³ 本質問については、他の質問と異なり「強く・少しそう思う」が権威的・威圧的であることを意味し、否定的な評価となることから、グラフの表示順を入れ替えている。

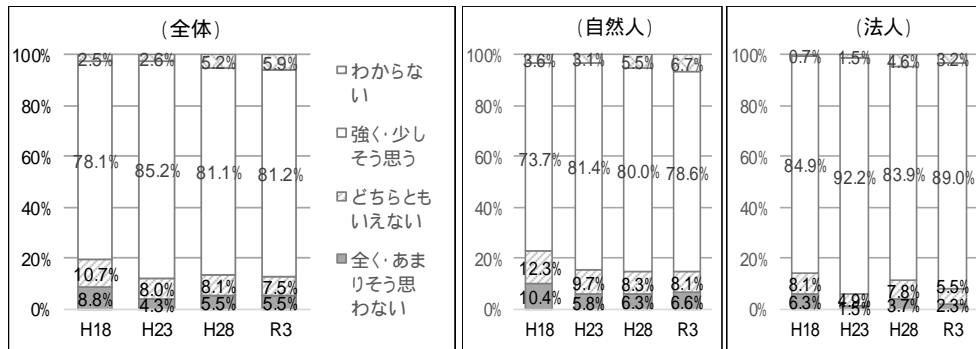
【図表1 - 2 - 7】その弁護士は、法律に関する判断は別として、あなたの考え方や価値観を理解していたと思いますか¹⁴



	全・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 23 年	41 (7.08%)	70 (12.09%)	453 (78.24%)	15 (2.59%)	579
自然人	37 (9.92%)	56 (15.01%)	268 (71.85%)	12 (3.22%)	373
法人	4 (1.94%)	14 (6.80%)	185 (89.81%)	3 (1.46%)	206
平成 28 年	43 (5.93%)	90 (12.41%)	546 (75.31%)	46 (6.34%)	725
自然人	40 (7.87%)	65 (12.80%)	367 (72.24%)	36 (7.09%)	508
法人	3 (1.38%)	25 (11.52%)	179 (82.49%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	65 (7.47%)	81 (9.31%)	664 (76.32%)	60 (6.90%)	870
自然人	59 (9.05%)	67 (10.28%)	472 (72.39%)	54 (8.28%)	652
法人	6 (2.75%)	14 (6.42%)	192 (88.07%)	6 (2.75%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 8】その弁護士は、あなたに対して丁寧に接したと思いますか

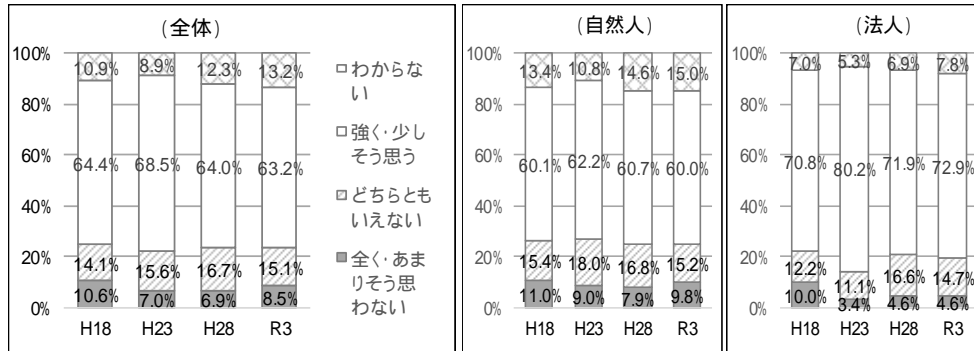


	全・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	60 (8.76%)	73 (10.66%)	535 (78.10%)	17 (2.48%)	685
自然人	43 (10.39%)	51 (12.32%)	305 (73.67%)	15 (3.62%)	414
法人	17 (6.27%)	22 (8.12%)	230 (84.87%)	2 (0.74%)	271
平成 23 年	25 (4.25%)	47 (7.99%)	501 (85.20%)	15 (2.55%)	588
自然人	22 (5.76%)	37 (9.69%)	311 (81.41%)	12 (3.14%)	382
法人	3 (1.46%)	10 (4.85%)	190 (92.23%)	3 (1.46%)	206
平成 28 年	40 (5.51%)	59 (8.13%)	589 (81.13%)	38 (5.23%)	726
自然人	32 (6.29%)	42 (8.25%)	407 (79.96%)	28 (5.50%)	509
法人	8 (3.69%)	17 (7.83%)	182 (83.87%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	48 (5.51%)	65 (7.46%)	707 (81.17%)	51 (5.86%)	871
自然人	43 (6.58%)	53 (8.12%)	513 (78.56%)	44 (6.74%)	653
法人	5 (2.29%)	12 (5.50%)	194 (88.99%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁴ 平成 23 年調査以降、平成 18 年調査の「その弁護士の常識とあなたの常識には違いがあると思いましたが」との質問に代えて設けられたもの。

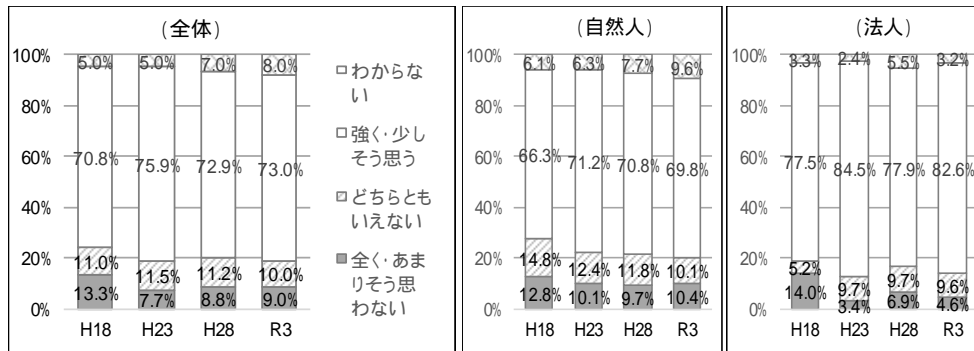
【図表1 - 2 - 9】その弁護士は、法律以外のことでも、弁護に必要な知識を十分に持っていると思いますか



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	72 (10.59%)	96 (14.12%)	438 (64.41%)	74 (10.88%)	680
自然人	45 (11.00%)	63 (15.40%)	246 (60.15%)	55 (13.45%)	409
法人	27 (9.96%)	33 (12.18%)	192 (70.85%)	19 (7.01%)	271
平成23年	41 (7.01%)	91 (15.56%)	401 (68.55%)	52 (8.89%)	585
自然人	34 (8.99%)	68 (17.99%)	235 (62.17%)	41 (10.85%)	378
法人	7 (3.38%)	23 (11.11%)	166 (80.19%)	11 (5.31%)	207
平成28年	50 (6.92%)	121 (16.74%)	463 (64.04%)	89 (12.31%)	723
自然人	40 (7.91%)	85 (16.80%)	307 (60.67%)	74 (14.62%)	506
法人	10 (4.61%)	36 (16.59%)	156 (71.89%)	15 (6.91%)	217
令和3年	74 (8.51%)	131 (15.06%)	550 (63.22%)	115 (13.22%)	870
自然人	64 (9.82%)	99 (15.18%)	391 (59.97%)	98 (15.03%)	652
法人	10 (4.59%)	32 (14.68%)	159 (72.94%)	17 (7.80%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

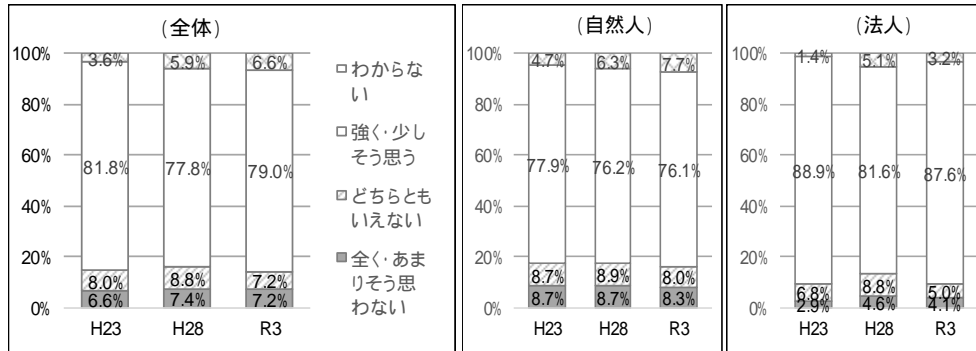
【図表1 - 2 - 10】その弁護士は、あなたの事件の弁護のために十分な準備をしていたと思いますか



	全く・あまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	91 (13.30%)	75 (10.96%)	484 (70.76%)	34 (4.97%)	684
自然人	53 (12.83%)	61 (14.77%)	274 (66.34%)	25 (6.05%)	413
法人	38 (14.02%)	14 (5.17%)	210 (77.49%)	9 (3.32%)	271
平成23年	45 (7.71%)	67 (11.47%)	443 (75.86%)	29 (4.97%)	584
自然人	38 (10.05%)	47 (12.43%)	269 (71.16%)	24 (6.35%)	378
法人	7 (3.40%)	20 (9.71%)	174 (84.47%)	5 (2.43%)	206
平成28年	64 (8.84%)	81 (11.19%)	528 (72.93%)	51 (7.04%)	724
自然人	49 (9.66%)	60 (11.83%)	359 (70.81%)	39 (7.69%)	507
法人	15 (6.91%)	21 (9.68%)	169 (77.88%)	12 (5.53%)	217
令和3年	78 (8.96%)	87 (9.99%)	636 (73.02%)	70 (8.04%)	871
自然人	68 (10.41%)	66 (10.11%)	456 (69.83%)	63 (9.65%)	653
法人	10 (4.59%)	21 (9.63%)	180 (82.57%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

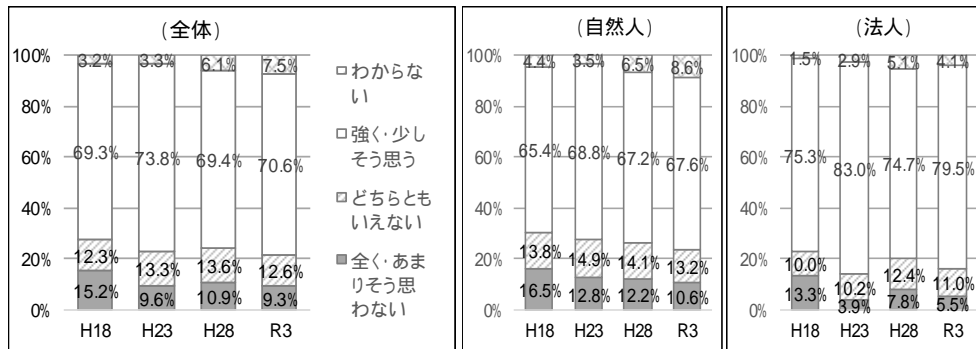
【図表1 - 2 - 11】その弁護士は、事件の内容や背景について、よく理解していたと思いますか¹⁵



	全くとあまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成23年	39 (6.64%)	47 (8.01%)	480 (81.77%)	21 (3.58%)	587
自然人	33 (8.68%)	33 (8.68%)	296 (77.89%)	18 (4.74%)	380
法人	6 (2.90%)	14 (6.76%)	184 (88.89%)	3 (1.45%)	207
平成28年	54 (7.45%)	64 (8.83%)	564 (77.79%)	43 (5.93%)	725
自然人	44 (8.66%)	45 (8.86%)	387 (76.18%)	32 (6.30%)	508
法人	10 (4.61%)	19 (8.76%)	177 (81.57%)	11 (5.07%)	217
令和3年	63 (7.24%)	63 (7.24%)	687 (78.97%)	57 (6.55%)	870
自然人	54 (8.28%)	52 (7.98%)	496 (76.07%)	50 (7.67%)	652
法人	9 (4.13%)	11 (5.05%)	191 (87.61%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 12】その弁護士は、裁判の進行の見通しを十分説明したと思いますか¹⁶



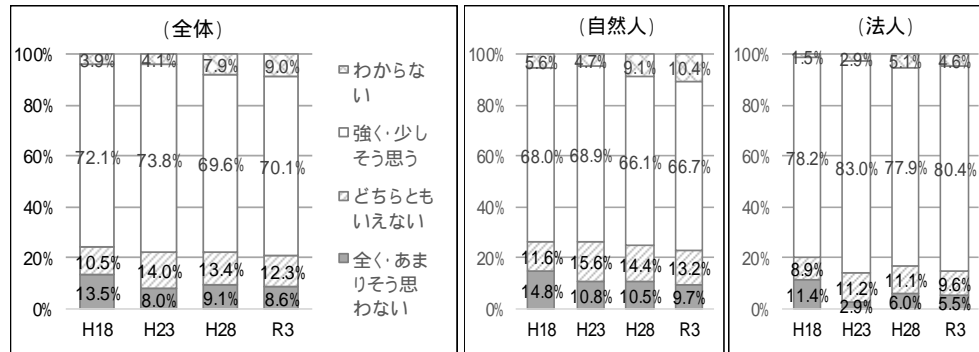
	全くとあまりそう思わない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成18年	104 (15.20%)	84 (12.28%)	474 (69.30%)	22 (3.22%)	684
自然人	68 (16.46%)	57 (13.80%)	270 (65.38%)	18 (4.36%)	413
法人	36 (13.28%)	27 (9.96%)	204 (75.28%)	4 (1.48%)	271
平成23年	56 (9.64%)	77 (13.25%)	429 (73.84%)	19 (3.27%)	581
自然人	48 (12.80%)	56 (14.93%)	258 (68.80%)	13 (3.47%)	375
法人	8 (3.88%)	21 (10.19%)	171 (83.01%)	6 (2.91%)	206
平成28年	79 (10.88%)	99 (13.64%)	504 (69.42%)	44 (6.06%)	726
自然人	62 (12.18%)	72 (14.15%)	342 (67.19%)	33 (6.48%)	509
法人	17 (7.83%)	27 (12.44%)	162 (74.65%)	11 (5.07%)	217
令和3年	81 (9.30%)	110 (12.63%)	615 (70.61%)	65 (7.46%)	871
自然人	69 (10.58%)	86 (13.19%)	441 (67.64%)	56 (8.59%)	652
法人	12 (5.48%)	24 (10.96%)	174 (79.45%)	9 (4.11%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁵ 平成23年調査以降、新たに設けられた質問。

¹⁶ 平成18年調査では「その弁護士は、裁判の進行経過や今後の見込みを十分説明したと思いますか」との質問。

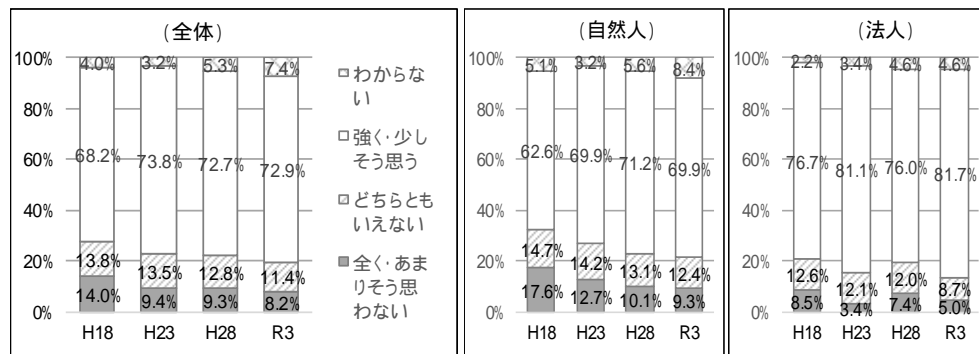
【図表1 - 2 - 13】その弁護士は、事件の事実上、法律上の問題点を十分説明したと思いませんか



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	92 (13.45%)	72 (10.53%)	493 (72.08%)	27 (3.95%)	684
自然人	61 (14.77%)	48 (11.62%)	281 (68.04%)	23 (5.57%)	413
法人	31 (11.44%)	24 (8.86%)	212 (78.23%)	4 (1.48%)	271
平成 23 年	47 (8.03%)	82 (14.02%)	432 (73.85%)	24 (4.10%)	585
自然人	41 (10.82%)	59 (15.57%)	261 (68.87%)	18 (4.75%)	379
法人	6 (2.91%)	23 (11.17%)	171 (83.01%)	6 (2.91%)	206
平成 28 年	66 (9.12%)	97 (13.40%)	504 (69.61%)	57 (7.87%)	724
自然人	53 (10.45%)	73 (14.40%)	335 (66.07%)	46 (9.07%)	507
法人	13 (5.99%)	24 (11.06%)	169 (77.88%)	11 (5.07%)	217
令和 3 年	75 (8.62%)	107 (12.30%)	610 (70.11%)	78 (8.97%)	870
自然人	63 (9.68%)	86 (13.21%)	434 (66.67%)	68 (10.45%)	651
法人	12 (5.48%)	21 (9.59%)	176 (80.37%)	10 (4.57%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 14】その弁護士は、判決・和解内容について、あなたにわかりやすく説明したと思いませんか¹⁷

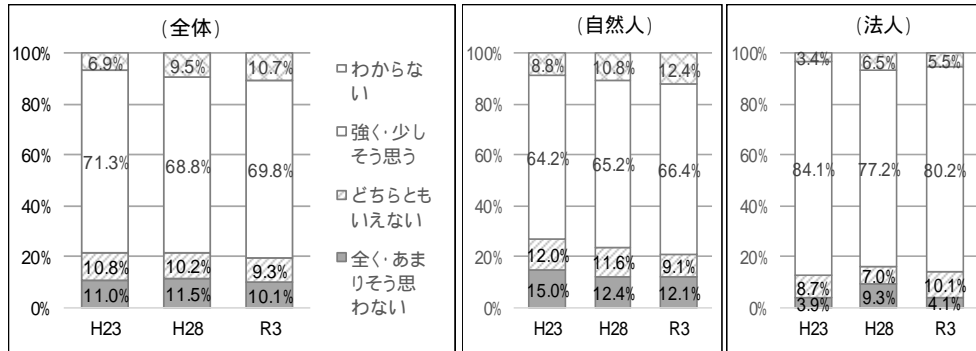


	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 18 年	95 (13.99%)	94 (13.84%)	463 (68.19%)	27 (3.98%)	679
自然人	72 (17.60%)	60 (14.67%)	256 (62.59%)	21 (5.13%)	409
法人	23 (8.52%)	34 (12.59%)	207 (76.67%)	6 (2.22%)	270
平成 23 年	55 (9.40%)	79 (13.50%)	432 (73.85%)	19 (3.25%)	585
自然人	48 (12.66%)	54 (14.25%)	265 (69.92%)	12 (3.17%)	379
法人	7 (3.40%)	25 (12.14%)	167 (81.07%)	7 (3.40%)	206
平成 28 年	67 (9.29%)	92 (12.76%)	524 (72.68%)	38 (5.27%)	721
自然人	51 (10.12%)	66 (13.10%)	359 (71.23%)	28 (5.56%)	504
法人	16 (7.37%)	26 (11.98%)	165 (76.04%)	10 (4.61%)	217
令和 3 年	72 (8.24%)	100 (11.44%)	637 (72.88%)	65 (7.44%)	874
自然人	61 (9.31%)	81 (12.37%)	458 (69.92%)	55 (8.40%)	655
法人	11 (5.02%)	19 (8.68%)	179 (81.74%)	10 (4.57%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁷ 平成 18 年調査では「判決・和解内容についての弁護士の説明は、あなた自身にとってわかりやすいものでしたか」との質問。

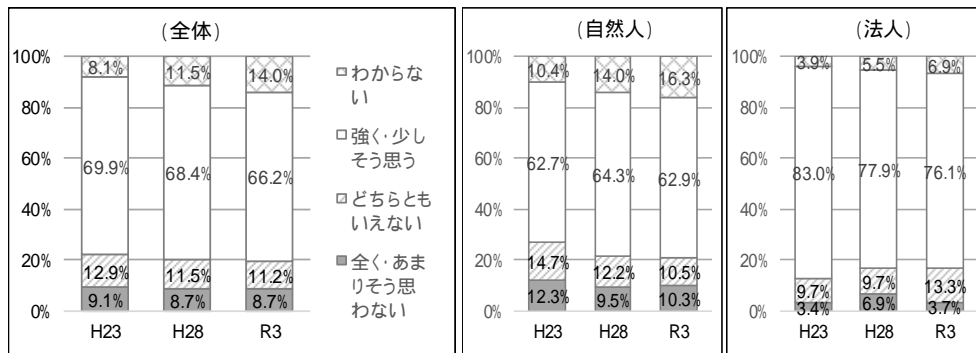
【図表1 - 2 - 15】その弁護士は、あなたの側の主張や証拠を裁判官に十分に伝えてくれたと思いますか¹⁸



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	64 (11.02%)	63 (10.84%)	414 (71.26%)	40 (6.88%)	581
自然人	56 (14.97%)	45 (12.03%)	240 (64.17%)	33 (8.82%)	374
法人	8 (3.86%)	18 (8.70%)	174 (84.06%)	7 (3.38%)	207
平成 28 年	83 (11.46%)	74 (10.22%)	498 (68.78%)	69 (9.53%)	724
自然人	63 (12.38%)	59 (11.59%)	332 (65.23%)	55 (10.81%)	509
法人	20 (9.30%)	15 (6.98%)	166 (77.21%)	14 (6.51%)	215
令和 3 年	88 (10.14%)	81 (9.33%)	606 (69.82%)	93 (10.71%)	868
自然人	79 (12.14%)	59 (9.06%)	432 (66.36%)	81 (12.44%)	651
法人	9 (4.15%)	22 (10.14%)	174 (80.18%)	12 (5.53%)	217

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 16】その弁護士は、交渉や尋問など、弁護士として必要な技術を十分にもっていたと思いますか¹⁹



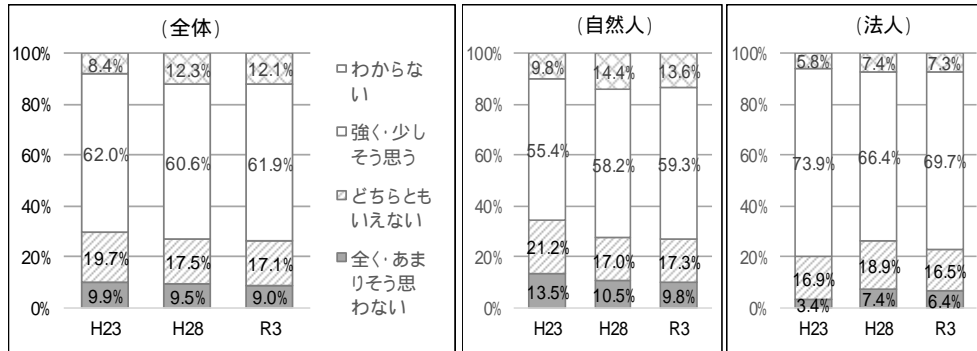
	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成 23 年	53 (9.12%)	75 (12.91%)	406 (69.88%)	47 (8.09%)	581
自然人	46 (12.27%)	55 (14.67%)	235 (62.67%)	39 (10.40%)	375
法人	7 (3.40%)	20 (9.71%)	171 (83.01%)	8 (3.88%)	206
平成 28 年	63 (8.70%)	83 (11.46%)	495 (68.37%)	83 (11.46%)	724
自然人	48 (9.47%)	62 (12.23%)	326 (64.30%)	71 (14.00%)	507
法人	15 (6.91%)	21 (9.68%)	169 (77.88%)	12 (5.53%)	217
令和 3 年	75 (8.65%)	97 (11.19%)	574 (66.21%)	121 (13.96%)	867
自然人	67 (10.32%)	68 (10.48%)	408 (62.87%)	106 (16.33%)	649
法人	8 (3.67%)	29 (13.30%)	166 (76.15%)	15 (6.88%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

¹⁸ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

¹⁹ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

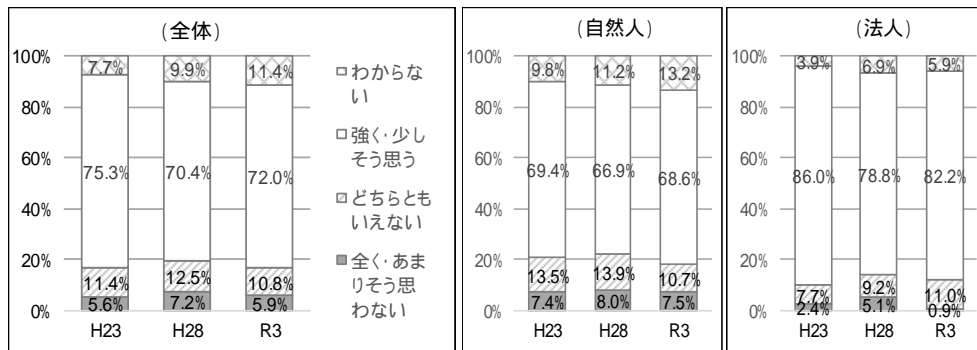
【図表1 - 2 - 17】その弁護士は、相手方を含め、紛争当事者全員にとって良い解決を考えていたと思いますか²⁰



	全く・あまりそう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 23 年	58 (9.93%)	115 (19.69%)	362 (61.99%)	49 (8.39%)	584
自然人	51 (13.53%)	80 (21.22%)	209 (55.44%)	37 (9.81%)	377
法人	7 (3.38%)	35 (16.91%)	153 (73.91%)	12 (5.80%)	207
平成 28 年	69 (9.53%)	127 (17.54%)	439 (60.64%)	89 (12.29%)	724
自然人	53 (10.45%)	86 (16.96%)	295 (58.19%)	73 (14.40%)	507
法人	16 (7.37%)	41 (18.89%)	144 (66.36%)	16 (7.37%)	217
令和 3 年	78 (8.96%)	149 (17.11%)	539 (61.88%)	105 (12.06%)	871
自然人	64 (9.80%)	113 (17.30%)	387 (59.26%)	89 (13.63%)	653
法人	14 (6.42%)	36 (16.51%)	152 (69.72%)	16 (7.34%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 18】その弁護士は、法的な専門知識に優れた人だと思いましたか²¹



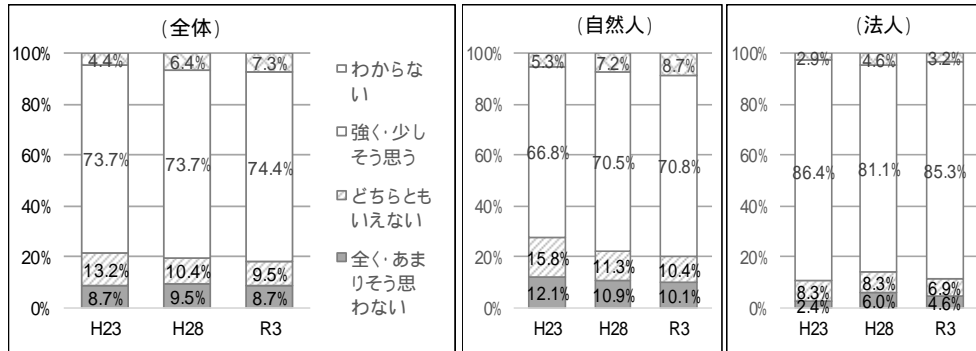
	全く・あまり そう 思わない	どちらとも いえない	強く・少し そう思う	わからない	合計
平成 23 年	33 (5.63%)	67 (11.43%)	441 (75.26%)	45 (7.68%)	586
自然人	28 (7.39%)	51 (13.46%)	263 (69.39%)	37 (9.76%)	379
法人	5 (2.42%)	16 (7.73%)	178 (85.99%)	8 (3.86%)	207
平成 28 年	52 (7.15%)	91 (12.52%)	512 (70.43%)	72 (9.90%)	727
自然人	41 (8.04%)	71 (13.92%)	341 (66.86%)	57 (11.18%)	510
法人	11 (5.07%)	20 (9.22%)	171 (78.80%)	15 (6.91%)	217
令和 3 年	51 (5.86%)	94 (10.79%)	627 (71.99%)	99 (11.37%)	871
自然人	49 (7.52%)	70 (10.74%)	447 (68.56%)	86 (13.19%)	652
法人	2 (0.91%)	24 (10.96%)	180 (82.19%)	13 (5.94%)	219

括弧書きは有効回答数に占める割合

²⁰ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

²¹ 平成 23 年調査以降、新たに設けられた質問。

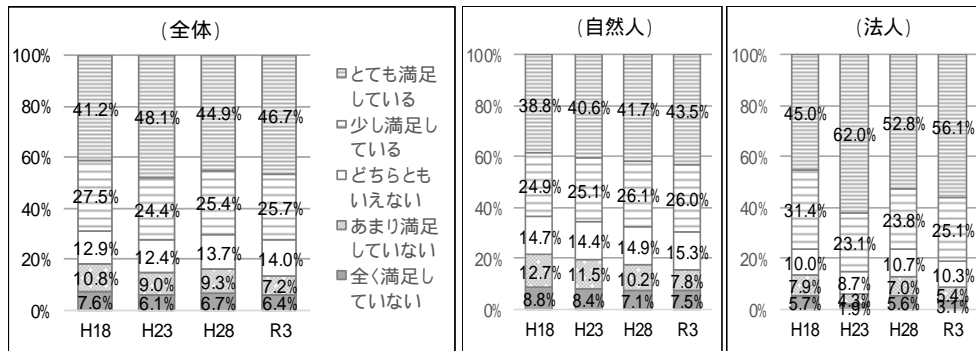
【図表1 - 2 - 19】その弁護士は、手続の進め方や解決の方法について、あなたの意見を十分に尊重してくれたと思いますか²²



	全くとんでもない	どちらともいえない	強く・少しそう思う	わからない	合計
平成23年	51 (8.72%)	77 (13.16%)	431 (73.68%)	26 (4.44%)	585
自然人	46 (12.14%)	60 (15.83%)	253 (66.75%)	20 (5.28%)	379
法人	5 (2.43%)	17 (8.25%)	178 (86.41%)	6 (2.91%)	206
平成28年	69 (9.47%)	76 (10.43%)	537 (73.66%)	47 (6.45%)	729
自然人	56 (10.94%)	58 (11.33%)	361 (70.51%)	37 (7.23%)	512
法人	13 (5.99%)	18 (8.29%)	176 (81.11%)	10 (4.61%)	217
令和3年	76 (8.73%)	83 (9.53%)	648 (74.40%)	64 (7.35%)	871
自然人	66 (10.11%)	68 (10.41%)	462 (70.75%)	57 (8.73%)	653
法人	10 (4.59%)	15 (6.88%)	186 (85.32%)	7 (3.21%)	218

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表1 - 2 - 20】今回の裁判で、その弁護士に満足していますか



	全くとんでもない	あまり満足していない	どちらともいえない	少し満足している	とても満足している	合計
平成18年	55 (7.63%)	78 (10.82%)	93 (12.90%)	198 (27.46%)	297 (41.19%)	721
自然人	39 (8.84%)	56 (12.70%)	65 (14.74%)	110 (24.94%)	171 (38.78%)	441
法人	16 (5.71%)	22 (7.86%)	28 (10.00%)	88 (31.43%)	126 (45.00%)	280
平成23年	36 (6.10%)	53 (8.98%)	73 (12.37%)	144 (24.41%)	284 (48.14%)	590
自然人	32 (8.38%)	44 (11.52%)	55 (14.40%)	96 (25.13%)	155 (40.58%)	382
法人	4 (1.92%)	9 (4.33%)	18 (8.65%)	48 (23.08%)	129 (62.02%)	208
平成28年	49 (6.69%)	68 (9.29%)	100 (13.66%)	186 (25.41%)	329 (44.95%)	732
自然人	37 (7.14%)	53 (10.23%)	77 (14.86%)	135 (26.06%)	216 (41.70%)	518
法人	12 (5.61%)	15 (7.01%)	23 (10.75%)	51 (23.83%)	113 (52.80%)	214
令和3年	56 (6.38%)	63 (7.18%)	123 (14.01%)	226 (25.74%)	410 (46.70%)	878
自然人	49 (7.48%)	51 (7.79%)	100 (15.27%)	170 (25.95%)	285 (43.51%)	655
法人	7 (3.14%)	12 (5.38%)	23 (10.31%)	56 (25.11%)	125 (56.05%)	223

括弧書きは有効回答数に占める割合

²² 平成23年調査以降、新たに設けられた質問。

3 調査結果の分析

(1) 裁判官に対する評価

本件各調査は、民事訴訟における裁判官の対応等に対する利用者の評価を調査したものであるところ、司法修習期 66 期以降の裁判官が誕生するのは平成 26 年 1 月以降である²³。そこで、本調査では、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果とそれ以前の調査の結果とを比較し分析を行う。

【図表 1 - 1 - 11】のとおり、裁判官質問（満足度）に係る肯定的回答の割合（「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計）は、全体の回答において、平成 18 年調査は 41.3%、平成 23 年調査は 40.8%、平成 28 年調査は 38.3%、令和 3 年調査は 39.9%と、平成 18 年調査において最も高く、また、その否定的回答の割合（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計）も、平成 18 年調査は 30.3%、平成 23 年調査は 28.4%、平成 28 年調査は 28.6%、令和 3 年調査は 26.2%と、平成 18 年調査が最も高くなっている。

もっとも、その差は僅かであり、誤差の可能性を排除しきれない上、少なくとも、平成 28 年調査及び令和 3 年調査において、裁判官質問（満足度）に係る否定的回答の割合が平成 18 年調査よりも増えていないことからすれば、裁判官に対する利用者の満足度はそれ以前の各調査時点と比較して、大きく変化してはいないと認めるのが相当であると思われる。

なお、その他の質問事項は、いずれも、裁判官の訴訟に臨む姿勢、訴訟当事者に対する態度、知識、能力など、様々な観点から裁判官の評価を問うものであるところ、【図表 1 - 1 - 1】ないし【図表 1 - 1 - 10】のとおり、裁判官質問（権威的・威圧的）の否定的回答の割合やそれ以外の各質問事項の肯定的回答の割合は減少傾向にある。

しかし、上記のとおり、平成 28 年調査及び令和 3 年調査において、裁判官に対する利用者の満足度は、それ以前の各調査時点と比較して大きく変化してはいないと認められることに加え、各質問事項に係る否定的回答の割合も全体的に減少傾向にあること、「わからない」の回答割合も増えていることからすれば、各質問事項に係る評価の推移等に基づき、平成 28 年調査以降、裁判官に対する利用者の評価が下がってきているとまで一概には認められないように思われる。

また、司法修習期 66 期以降が特例判事補に指名されて単独事件を担当するようになるのは、早くても平成 31 年以降であることを踏まえれば、各質問事項

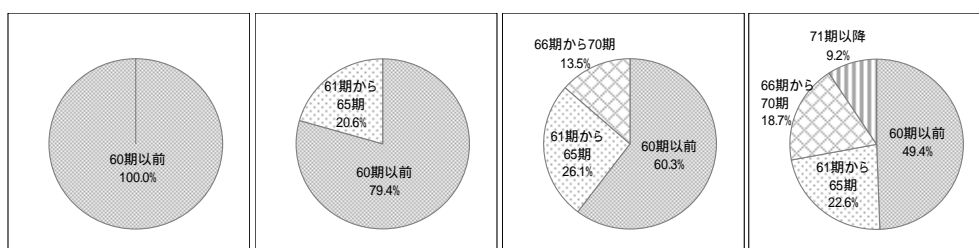
²³ 例えば、司法修習期 66 期の場合、平成 25 年 12 月に司法修習を終了し、平成 26 年 1 月に判事補に任命されるのが一般的である。なお、平成 28 年 1 月までの司法修習終了者において、裁判官となった者の人数は、66 期が 96 名、67 期が 101 名、68 期が 91 名である（いずれも修習終了直後の数による。）

に係る評価の推移等が司法修習期 66 期以降の裁判官が増えたことの影響によるものであるなどと直ちに結論付けることもできないように思われる。

(2) 弁護士に対する評価

裁判官と同様、本件各調査において、評価の対象となった弁護士の司法修習期は把握されていない。参考として、各調査実施年における司法修習期別の弁護士数を【図表 1 - 3】に示す。

【図表 1 - 3】司法修習期別弁護士数



	H18 時点	割合	H23 時点	割合	H28 時点	割合	R3 時点	割合
60 期以前	21,262	(100.00%)	23,693	(79.44%)	22,405	(60.35%)	21,111	(49.42%)
61 期から 65 期	-	-	6,133	(20.56%)	9,696	(26.12%)	9,664	(22.62%)
66 期から 70 期	-	-	-	-	5,025	(13.53%)	7,995	(18.72%)
71 期以降	-	-	-	-	-	-	3,948	(9.24%)
合計	21,262	(100.00%)	29,826	(100.00%)	37,126	(100.00%)	42,718	(100.00%)

日本弁護士連合会調べ(各年3月31日時点)
括弧書きは調査時点での弁護士総数に占める割合

本件各調査は、民事訴訟における弁護士の対応等に対する利用者の評価を調査したものであるところ、司法修習期 66 期以降の弁護士が本件各調査における評価の対象とされた可能性があるのは、平成 28 年調査以降である。そこで、本調査では、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果とそれ以前の調査の結果とを比較し、分析を行う。

【図表 1 - 2 - 20】のとおり、弁護士質問（満足度）に係る肯定的回答の割合（「とても満足している」と「少し満足している」の回答割合の合計）は、平成 18 年調査は 68.7%、平成 23 年調査は 72.5%、平成 28 年調査は 70.4 %、令和 3 年調査は 72.4%と、平成 23 年以降、肯定的回答が 7 割以上を占めており、その割合は、平成 18 年調査が最も低い。一方、否定的回答の割合（「全く満足していない」と「あまり満足していない」の回答割合の合計）は、平成 18 年調査は 18.4%、平成 23 年調査は 15.1%、平成 28 年調査は 16.0%、令和 3 年調査は 13.6%と 2 割以下で推移しており、その割合は、平成 18 年調査が最も高い。以上からすると、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の時点で、弁護士に対する利用者の満足度は、少なくとも平成 18 年調査時点よりも低下しておらず、高い評価を得られているものと認められる。

なお、その他の質問事項は、いずれも弁護士として訴訟に臨む姿勢、訴訟当事者に対する態度、知識、能力など、様々な観点から弁護士の評価を問うものであるところ、【図表 1 - 2 - 1】ないし【図表 1 - 2 - 19】のとおり、各質問事項に係る肯定的回答の割合は、全体の回答において、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果とそれ以前の調査の結果に大きな差はない。令和 3 年調査の結果と、平成 18 年調査又は平成 23 年調査の結果との間に 5 ポイント以上の差があるのは弁護士質問（適正な裁判）及び弁護士質問（法律以外の知識）のみであり、弁護士質問（適正な裁判）では令和 3 年調査の肯定的回答の割合が平成 18 年調査の割合を 8.3 ポイント上回っている。弁護士質問（法律以外の知識）では、令和 3 年調査の肯定的回答の割合が平成 23 年調査の割合を 5.3 ポイント下回っている。

否定的回答の割合については、ほとんどの質問事項について、平成 28 年調査及び令和 3 年調査の結果において減少しており、中でも、弁護士質問（適正な裁判）については、令和 3 年調査の結果が平成 18 年調査の結果を 5.5 ポイント下回っている。弁護士質問（熱心な弁護）、弁護士質問（考え・価値観の理解）、弁護士質問（背景等の理解）及び弁護士質問（法的専門知識）については、平成 23 年調査に比して令和 3 年調査の否定的回答の割合が若干増加しているが、いずれもその差は 1 ポイントに満たないものである。

このような各質問事項に係る利用者評価の全体的な推移等からすれば、弁護士に対する利用者の評価が下がっているとまで認められないように思われる。

(3) まとめ

以上のとおり、民事訴訟制度研究会が実施した「民事訴訟利用者調査」の結果を分析した結果、司法修習期 66 期以降の裁判官及び弁護士がその調査の対象となった可能性のある平成 28 年調査及び令和 3 年調査のいずれにおいても、裁判官及び弁護士に対する利用者の評価が、それ以前と比べて下がっていると認められず、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情も認められなかった。

第2 法律相談

1 調査の概要

法律相談の利用者による弁護士評価とその推移を明らかにするため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「原賠機構」という。）が実施する法律相談の利用者アンケート調査の結果について分析、検証を行った。

原賠機構は、平成23年9月、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号。現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法。）に基づき、大規模な原子力損害が発生した場合に、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的として設立され、原子力事業者に対する資金援助等を行うとともに損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っている。

平成23年10月から令和3年9月までの間に原賠機構が行った、原子力損害賠償に関する弁護士による法律相談及び行政書士による情報提供は、延べ46,021件に及ぶ。このうち弁護士が避難先を巡回して実施した法律相談及び福島県内の常設相談所や県外で実施した相談会において対応した法律相談²⁴については、その利用者を対象とした質問票によるアンケート調査が継続的に実施されており、平成27年から令和3年6月13日までの間に7,260の回答が得られている（なお、この間の利用者は計7,295人であり、回収率は99.5%であった。）

本調査に当たり、法務省において、原賠機構の協力を得て、必要な範囲で上記アンケート調査の結果の提供を受けて分析を行った²⁵。

なお、弁護士による法律相談は、一般に、法律事務所を始め日本弁護士連合会等が運営する各種法律相談センターなどでも広く行われており、原賠機構による法律相談は、その一部にすぎないものではあるが、この法律相談の利用者を対象としたアンケート調査は、同一の機関において、一定期間にわたり、共通する質問事項について実施された調査であることから、その結果を分析することによって、同一条件下における利用者評価の推移を明らかにしようとするものである。

2 調査の結果

(1) 法律相談に対応した弁護士の概要

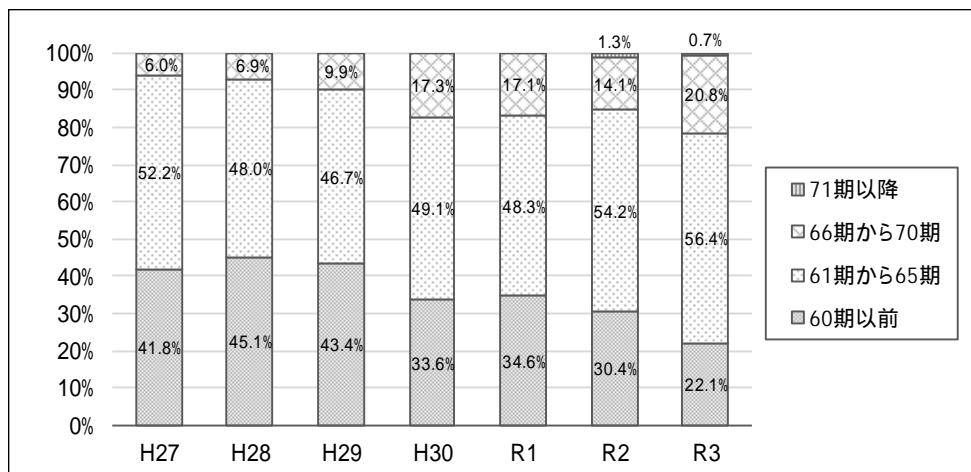
原賠機構が実施した法律相談の利用者アンケート調査に関しては、利用者の回答と併せて、同利用者に対応した弁護士の司法修習期についても把握されて

²⁴ これらの法律相談は、原賠機構から各地の弁護士に委嘱されており、福島県内に在住する弁護士のほか、原賠機構からの派遣要請により各弁護士会が選任した弁護士が対応している。

²⁵ 当該アンケート調査は平成27年以前から行われているが、本調査においては、質問事項が共通している平成27年以降のアンケート調査の結果の提供を受けて分析を行った。

いるところ、有効回答数に占める、弁護士の司法修習期ごとの対応件数の割合は、【図表2 - 1】のとおりである。

【図表2 - 1】弁護士の司法修習期ごとの対応件数の割合



	60期以前	61期から65期	66期から70期	71期以降	計
H27	974 (41.80%)	1,216 (52.19%)	140 (6.01%)	0 (0.00%)	2,330
H28	718 (45.10%)	764 (47.99%)	110 (6.91%)	0 (0.00%)	1,592
H29	511 (43.38%)	550 (46.69%)	117 (9.93%)	0 (0.00%)	1,178
H30	296 (33.60%)	433 (49.15%)	152 (17.25%)	0 (0.00%)	881
R1	256 (34.64%)	357 (48.31%)	126 (17.05%)	0 (0.00%)	739
R2	119 (30.43%)	212 (54.22%)	55 (14.07%)	5 (1.28%)	391
R3	33 (22.15%)	84 (56.38%)	31 (20.81%)	1 (0.67%)	149

括弧書きは有効回答数に占める割合

(2) 法律相談における弁護士の対応等についての利用者評価

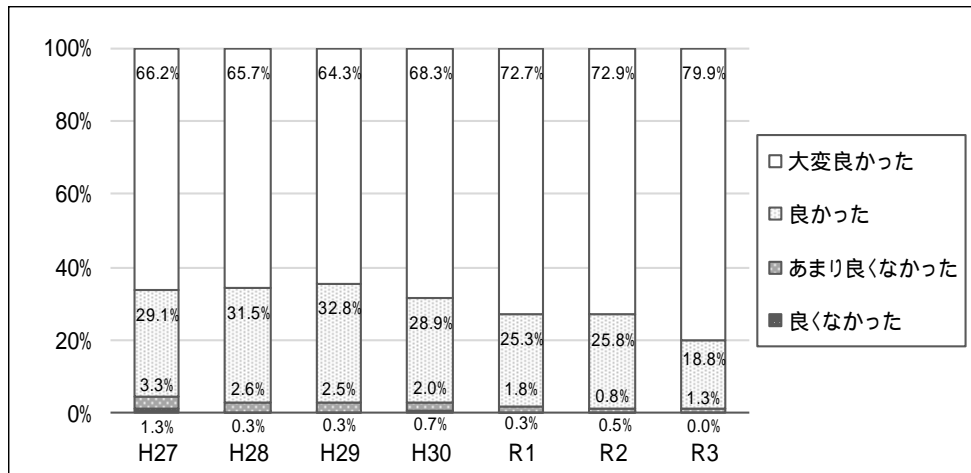
このアンケート調査において、弁護士の対応や説明に対する評価を尋ねた²⁶結果は、【図表2 - 2】のとおりである。同一の質問事項で調査が実施されるようになった平成27年以降、「大変良かった」、「良かった」との評価が、合計すると95.3%から98.7%までの間を漸増傾向で推移しており、特に平成30年以降、「大変良かった」の割合が増加している。

弁護士に対する利用者評価の推移をより分かりやすく示すため、弁護士の評価に係る回答について、「大変良かった」は4点、「良かった」は3点、「あまり良くなかった」は2点、「良くなかった」は1点として重み付けを行い、各年の加重平均を算出して比較したところ、その結果は、【図表2 - 3】のとおりであった。あわせて、司法修習期66期以降の弁護士が対応したもののみに限って回答を抽出し、同様に各年の加重平均を算出してその推移を重ね合わせたところ、

²⁶ 「個別相談を行った弁護士の対応や説明はいかがでしたか。該当する以下のいずれか一つに を付けて下さい。」との質問に対し、「大変良かった」、「良かった」、「あまり良くなかった」、「良くなかった」の4つの選択肢を用意して回答を求めた。

全体に対する利用者評価と司法修習期 66 期以降の弁護士に対する利用者評価は、いずれも上昇傾向にあり、また、2 つの間に有意な差はなかった。

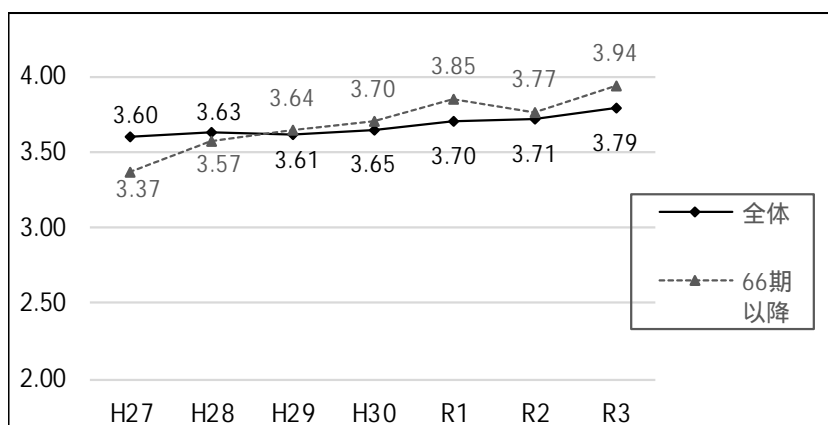
【図表 2 - 2】弁護士の対応等に対する利用者評価



	大変良かった	良かった	あまり良くなかった	良くなかった	計
H27	1,543 (66.22%)	679 (29.14%)	77 (3.30%)	31 (1.33%)	2,330
H28	1,046 (65.70%)	501 (31.47%)	41 (2.58%)	4 (0.25%)	1,592
H29	758 (64.35%)	386 (32.77%)	30 (2.55%)	4 (0.34%)	1,178
H30	602 (68.33%)	255 (28.94%)	18 (2.04%)	6 (0.68%)	881
R1	537 (72.67%)	187 (25.30%)	13 (1.76%)	2 (0.27%)	739
R2	285 (72.89%)	101 (25.83%)	3 (0.77%)	2 (0.51%)	391
R3	119 (79.87%)	28 (18.79%)	2 (1.34%)	0 (0.00%)	149

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表 2 - 3】弁護士の対応等に対する利用者評価(加重平均)の推移

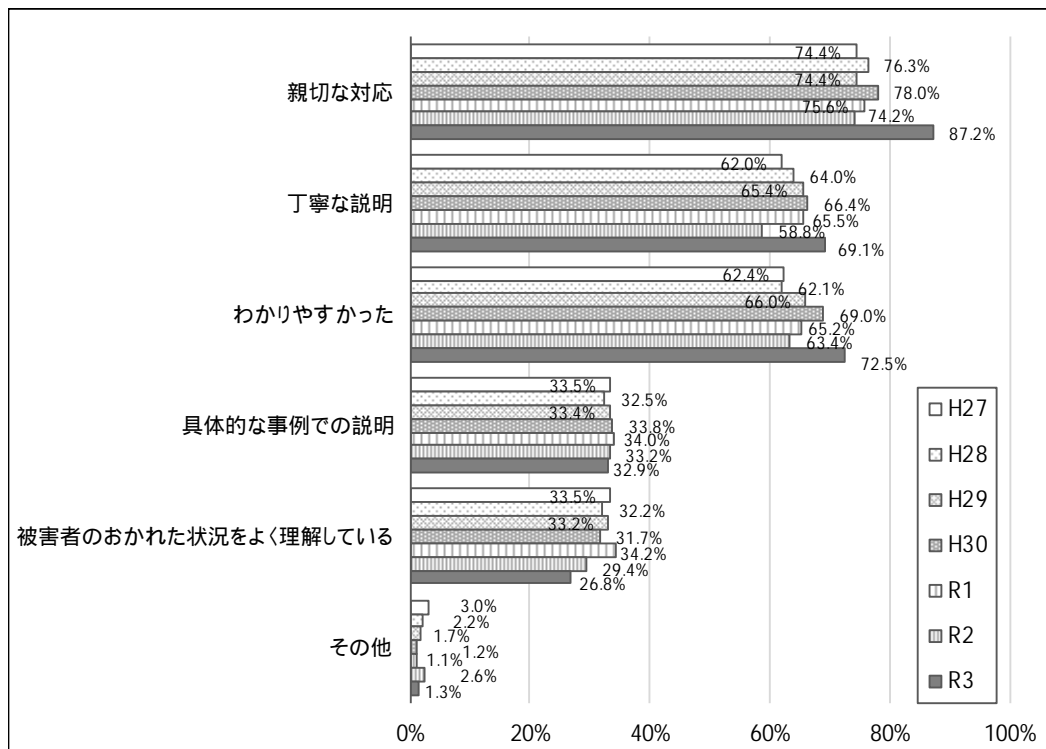


また、この質問に関連して、どのような点でそう感じたのかを尋ねた²⁷結果は、「大変良かった」、「良かった」と思う点については【図表2 - 4】、「あまり良くなかった」、「良くなかった」と思う点については【図表2 - 5】のとおりであった。

「大変良かった」、「良かった」と思う点については、いずれの年も、「親切な対応」、「丁寧な説明」、「わかりやすかった」を選択した利用者が多く、特に令和3年においては、利用者の約9割が「親切な対応」を、また約7割が「丁寧な説明」、「わかりやすかった」を選択した。

「あまり良くなかった」、「良くなかった」と思う点については、いずれの年も、「詳しい説明が少ない」、「知りたいと思ったことの説明がない」を選択した利用者が多かったが、平成28年以降、これらを選択した利用者は、それぞれ全体の1%前後で推移し、令和3年は、それぞれ有効回答数が各1名（全体の約0.67%）にとどまっている。

【図表2 - 4】「大変良かった」、「良かった」と思う点(複数回答)

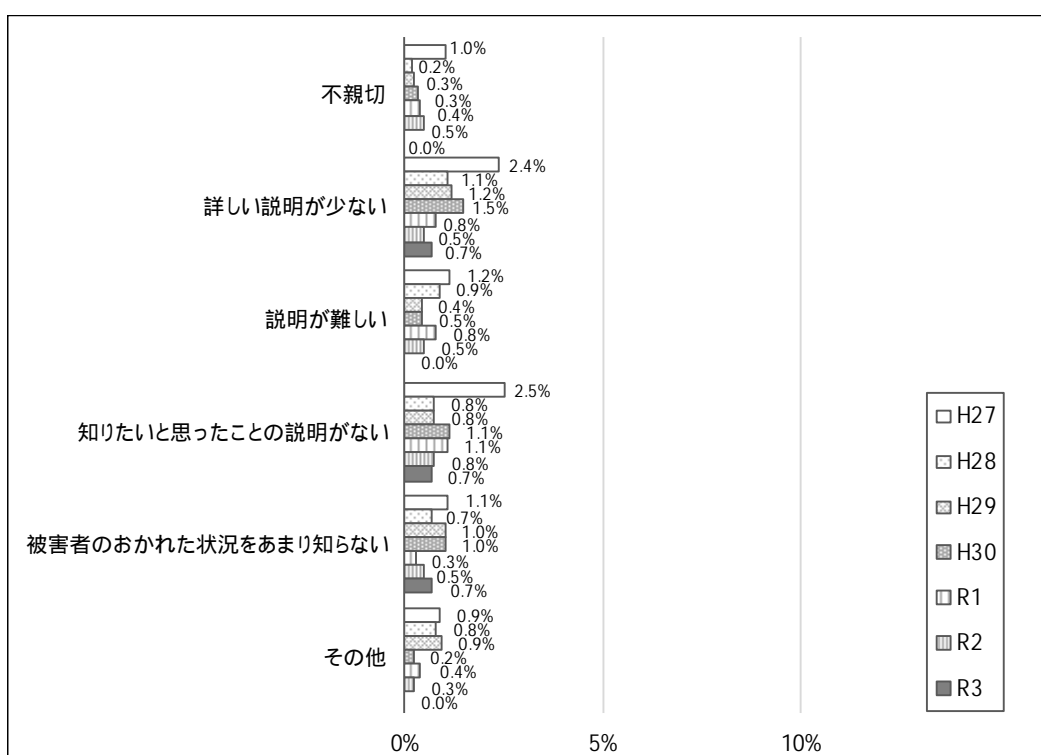


²⁷ 「どのような点でそう感じられましたか？該当する□に✓を付けて下さい。（複数回答可）」との質問に対し、「『大変良かった』、『良かった』と思う点」について、「親切な対応」、「丁寧な説明」、「わかりやすかった」、「具体的な事例での説明」、「被害者のおかれた状況をよく理解している」、「その他（自由記載）」の6つ選択肢を、「『あまり良くなかった』、『良くなかった』と思う点」として、「不親切」、「詳しい説明が少ない」、「説明が難しい」、「知りたいと思ったことの説明がない」、「被害者のおかれた状況をあまり知らない」、「その他（自由記載）」の6つの選択肢を用意して回答を求めた。

	親切な対応	丁寧な説明	わかりやすかった	具体的な事例での説明	被害者のおかれた状況をよく理解している	その他
H27	1,733 (74.38%)	1,445 (62.02%)	1,454 (62.40%)	780 (33.48%)	780 (33.48%)	70 (3.00%)
H28	1,215 (76.32%)	1,019 (64.01%)	988 (62.06%)	518 (32.54%)	512 (32.16%)	35 (2.20%)
H29	876 (74.36%)	771 (65.45%)	778 (66.04%)	393 (33.36%)	391 (33.19%)	20 (1.70%)
H30	687 (77.98%)	585 (66.40%)	608 (69.01%)	298 (33.83%)	279 (31.67%)	11 (1.25%)
R1	559 (75.64%)	484 (65.49%)	482 (65.22%)	251 (33.96%)	253 (34.24%)	8 (1.08%)
R2	290 (74.17%)	230 (58.82%)	248 (63.43%)	130 (33.25%)	115 (29.41%)	10 (2.56%)
R3	130 (87.25%)	103 (69.13%)	108 (72.48%)	49 (32.89%)	40 (26.85%)	2 (1.34%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

【図表2 - 5】「あまり良くなかった」、「良くなかった」と思う点(複数回答)



	不親切	詳しい説明が少ない	説明が難しい	知りたいと思ったことの説明がない	被害者のおかれた状況をあまり知らない	その他
H27	24 (1.03%)	56 (2.40%)	27 (1.16%)	59 (2.53%)	26 (1.12%)	21 (0.90%)
H28	3 (0.19%)	17 (1.07%)	14 (0.88%)	12 (0.75%)	11 (0.69%)	13 (0.82%)
H29	3 (0.25%)	14 (1.19%)	5 (0.42%)	9 (0.76%)	12 (1.02%)	11 (0.93%)
H30	3 (0.34%)	13 (1.48%)	4 (0.45%)	10 (1.14%)	9 (1.02%)	2 (0.23%)
R1	3 (0.41%)	6 (0.81%)	6 (0.81%)	8 (1.08%)	2 (0.27%)	3 (0.41%)
R2	2 (0.51%)	2 (0.51%)	2 (0.51%)	3 (0.77%)	2 (0.51%)	1 (0.26%)
R3	0 (0.00%)	1 (0.67%)	0 (0.00%)	1 (0.67%)	1 (0.67%)	0 (0.00%)

括弧書きは有効回答数に占める割合

3 調査結果の分析

原賠機構が実施した法律相談の利用者アンケート調査においては、【図表 2 - 4】のとおり、良い評価の理由として、「親切な対応」、「丁寧な説明」、「わかりやすかった」を選択した利用者が多く、また、【図表 2 - 5】のとおり、悪い評価の理由として、「詳しい説明が少ない」、「知りたいと思ったことの説明がない」を選択した利用者が多かった。回答の選択肢がそれほど多くないことに留意が必要ではあるが、上記のような結果からは、少なくとも当該法律相談の利用者は、自分の置かれた状況を踏まえて、自分が知りたいと思っていることについて、具体的に分かりやすく丁寧に説明してもらうことを特に求めているものと考えられる。

上記法律相談における相談・情報提供の内容は、原子力損害の賠償という大規模かつ新たな類型の問題であって、精神的損害や生命身体的損害、一時立入・帰宅費用、就労不能損害、除染・検査費用等の個人賠償に関するものを始め、財物賠償・住居確保損害、生活費増加分・避難費用、営業損害等に関するものやその請求手続等に関するもの、その他生活全般に関係するものなど広範多岐にわたっていることから²⁸、上記法律相談に関与した弁護士は、一般の損害賠償問題等に比して、より複雑かつ多様な案件に遭遇することが多く、その解決のために幅広い法律知識や事案分析能力、原子力損害賠償に関する専門的知識等がより一層必要とされたものと推察される。また、この法律相談の主な利用者が原子力損害の被害を受けた一般の方であることに鑑みれば、その問題を正確に理解し、的確な助言をするためには、高いコミュニケーション能力や調査能力等を駆使して、利用者等から必要な情報を適切に収集し、それらを的確に分析・評価することが不可欠であったと思われる上、利用者に寄り添い、分かりやすく説明しなければ、その理解を得ることが難しい場面もあったのではないかと推察される。

【図表 2 - 1】のとおり、この法律相談には、いわゆるベテランから若手まで、あらゆる層の弁護士が対応したことが確認されている。【図表 2 - 2】及び【図表 2 - 3】のとおり、弁護士の対応等に対する利用者評価の加重平均は、全体について見ても、また、司法修習期 66 期以降の弁護士に限って見ても、おおむね 3 点台後半で推移しており、いずれも高評価を得ていたと認められるところ、平成 29 年以降、僅かではあるが、司法修習期 66 期以降の弁護士に係る利用者評価が全体に係る利用者評価を上回っており、若手弁護士に対しても、いわゆるベテラン弁護士と同等か、それ以上の高評価が得られていたことが判明した。このような評価が得られたのは、司法修習期 66 期以降の弁護士が担当したものも含め、これまでに実施されてきた法律相談において、それぞれの担当弁護士が丁寧に利

²⁸ 相談実績と内容については原賠機構のウェブサイトで半期ごとに公表されているところ、調査時点での最新情報は「相談事業の活動実績とご相談内容等について 令和 3 年度上期（令和 3 年 4 月～令和 3 年 9 月）」（URL <https://www.ndf.go.jp/files/user/press/at2021/20211220hk.pdf>）参照。

用者と向き合い、そのニーズに即した法的サービスを適切に提供してきたことによるものであると認めることができる。

以上のとおり、本調査に当たり、原賠機構が実施した法律相談の利用者調査の結果を分析したところ、司法修習期 66 期以降の弁護士によるものも含め、その活動が利用者から高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

第3 企業に対する調査

1 調査の概要

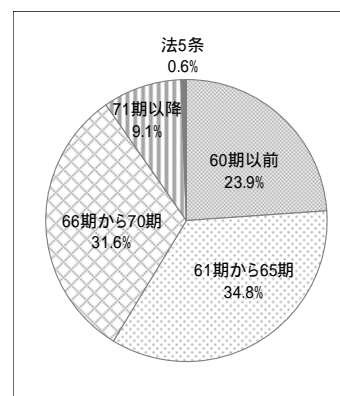
規制緩和の推進やグローバル化の進行等により、民間企業が抱える法務リスクは、より一層、多様化・複雑化する傾向にある。こうした法務リスクに迅速かつ的確に対応するため、法曹を社員として雇用する民間企業は年々増加しており、いわゆる企業内弁護士として活動する法曹の数は、10年前と比較して約5倍にも上っている²⁹。

なお、令和3年6月時点における企業内弁護士の司法修習期別の割合は、【図表3-1】のとおりであり、司法修習期66期以降の弁護士は1,148人と、企業内弁護士全体の約40%を占めている。

【図表3-1】企業内弁護士の期別割合

	人数	(割合)
60期以前	674	(23.90%)
61期から65期	981	(34.79%)
66期から70期	892	(31.63%)
71期以降	256	(9.08%)
弁護士法第5条に基づき司法修習を経ずに弁護士登録した者	17	(0.60%)
計	2,820	(100.00%)

日本組織内弁護士協会調べ(令和3年7月)
括弧書きは企業内弁護士総数に占める割合



今回、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経営法友会の協力を得て、その会員企業等を対象に、インターネットを利用してアンケート調査を行い(調査票は資料1のとおり)民間企業がどのような効果を期待して法曹を社員として雇い入れ、その活動や資質・能力をどう評価しているかなどについて聴取するとともに、個別ヒアリングに応じられると回答した企業のうち、司法修習期66期以降も含めた複数の法曹有資格者を雇用する5社についてヒアリング調査を行った(なお、本報告書においては、以下、民間企業の社員として活動する法曹有資格者を「法曹有資格社員」という。また、アンケート調査に応じた企業を「回答企業」、個別ヒアリングを実施した5社を併せて「ヒアリング協力企業」ともいう。)

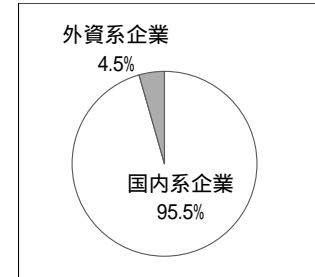
²⁹ 弁護士を社員として採用する民間企業の本数は、平成23年6月時点で326社であったものが、令和3年6月時点で1,324社となっており、社員として勤務する弁護士の数は、平成23年6月時点で587人だったものが、令和3年6月時点で2,820人となっている(日本組織内弁護士協会調べに基づく。)

回答企業は157社であり、その概要は、【図表3-2-1】ないし【図表3-2-4】のとおりである³⁰。

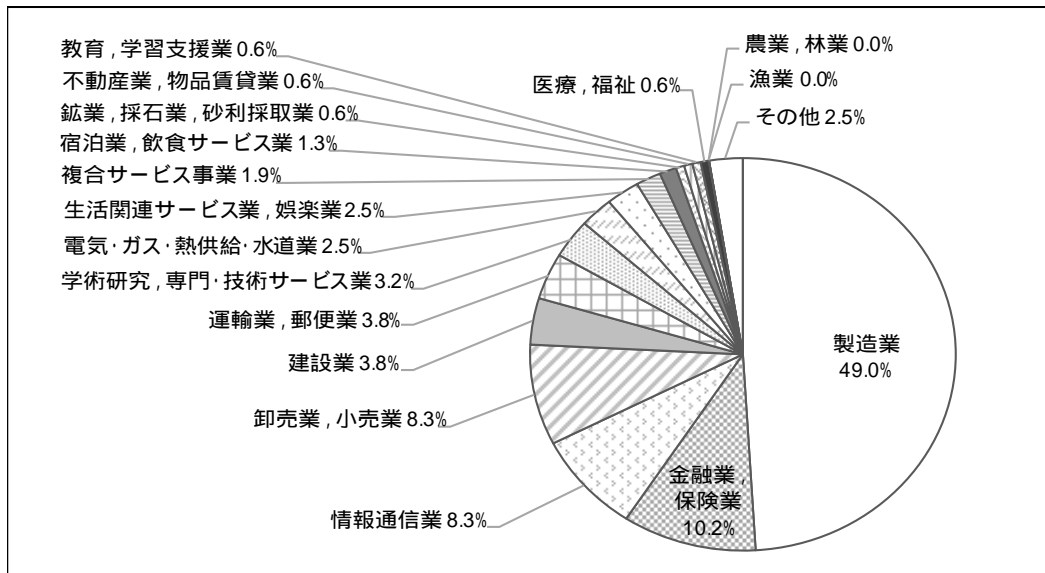
【図表3-2-1】回答企業の概要（国内系・外資系別）

	回答数	(割合)
国内系企業	150	(95.54%)
外資系企業	7	(4.46%)
計	157	(100.00%)

括弧書きは有効回答数(157)に占める割合



【図表3-2-2】回答企業の概要（業種別）



	回答数	(割合)
製造業	77	(49.04%)
金融業、保険業	16	(10.19%)
情報通信業	13	(8.28%)
卸売業、小売業	13	(8.28%)
建設業	6	(3.82%)
運輸業、郵便業	6	(3.82%)
学術研究、専門・技術サービス業	5	(3.18%)
電気・ガス・熱供給・水道業	4	(2.55%)
生活関連サービス業、娯楽業	4	(2.55%)
複合サービス事業	3	(1.91%)
宿泊業、飲食サービス業	2	(1.27%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	(0.64%)
不動産業、物品賃貸業	1	(0.64%)

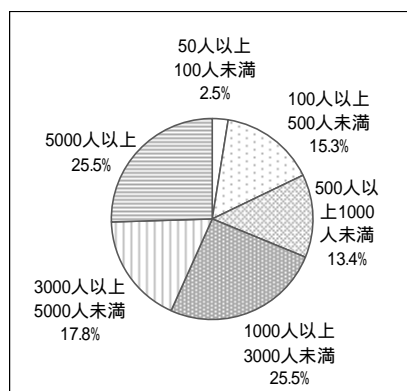
³⁰ アンケート調査は、令和3年11月10日から同年12月20日まで実施した。

教育、学習支援業	1 (0.64%)
医療、福祉	1 (0.64%)
農業、林業	0 (0.00%)
漁業	0 (0.00%)
その他	4 (2.55%)
計	157 (100.00%)

括弧書きは有効回答数(157)に占める割合

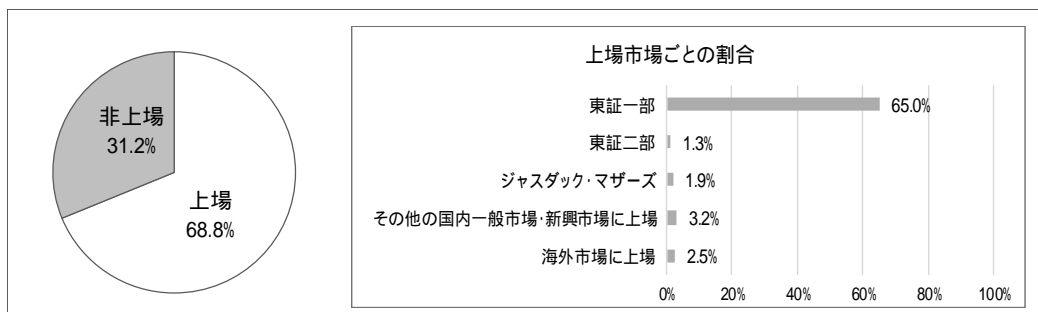
【図表3 - 2 - 3】回答企業の概要 (従業員数別)

	回答数	(割合)
25人未満	0	(0.00%)
25人以上50人未満	0	(0.00%)
50人以上100人未満	4	(2.55%)
100人以上500人未満	24	(15.29%)
500人以上1000人未満	21	(13.38%)
1000人以上3000人未満	40	(25.48%)
3000人以上5000人未満	28	(17.83%)
5000人以上	40	(25.48%)
計	157	(100.00%)



括弧書きは有効回答数(157)に占める割合

【図表3 - 2 - 4】回答企業の概要 (上場・非上場別)



		回答数	(割合)
上場		108	(68.79%)
上場市場 (複数回答)	東証一部	102	(64.97%)
	東証二部	2	(1.27%)
	ジャスダック・マザーズ	3	(1.91%)
	その他の国内一般市場・新興市場に上場	5	(3.18%)
	海外市場に上場	4	(2.55%)
非上場		49	(31.21%)

括弧書きは有効回答数(157)に占める割合

2 調査の結果

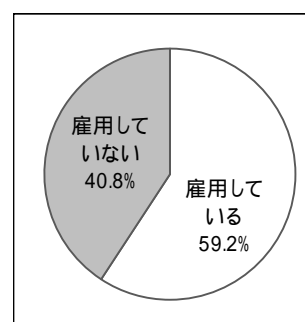
(1) 法曹有資格社員の在籍状況等

回答企業 157 社における法曹有資格社員の在籍状況は、【図表 3 - 3 - 1】のとおりである。回答企業 157 社のうち、顧問弁護士等、相談や依頼をする社外の弁護士や法律事務所からの派遣・出向者(弁護士) 以下、これらを併せて「社外弁護士」という。) がいると回答した企業は 100 社あり、これらの企業における法曹有資格社員の在籍状況は【図表 3 - 3 - 2】のとおりである。また、社外弁護士がいないと回答した企業は 57 社あり、これらの企業における法曹有資格社員の在籍状況は【図表 3 - 3 - 3】のとおりである。

【図表 3 - 3 - 1】法曹有資格社員の在籍状況(全体)

	回答数	(割合)
法曹有資格社員を雇用している	93	(59.24%)
法曹有資格社員を雇用していない	64	(40.76%)
計	157	(100.00%)

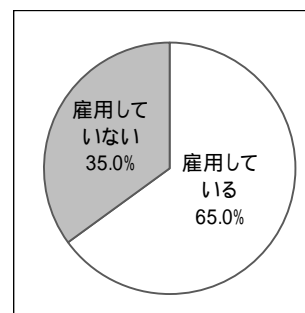
括弧書きは有効回答数(157)に占める割合



【図表 3 - 3 - 2】法曹有資格社員の在籍状況(社外弁護士あり)

	回答数	(割合)
法曹有資格社員を雇用している	65	(65.00%)
法曹有資格社員を雇用していない	35	(35.00%)
計	100	(100.00%)

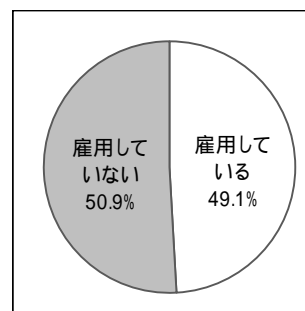
括弧書きは社外弁護士がいると回答した企業 100 社に占める割合



【図表 3 - 3 - 3】法曹有資格社員の在籍状況(社外弁護士なし)

	回答数	(割合)
法曹有資格社員を雇用している	28	(49.12%)
法曹有資格社員を雇用していない	29	(50.88%)
計	57	(100.00%)

括弧書きは社外弁護士がいないと回答した企業 57 社に占める割合



(2) 法曹有資格社員の採用年数について

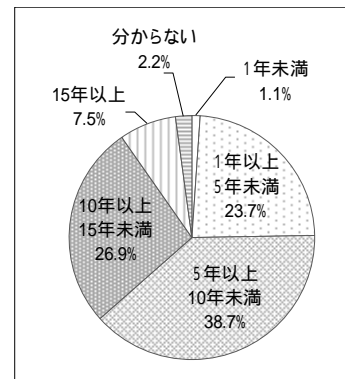
法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に対し、法曹有資格社員の採用を始めてからの年数について尋ねた結果は、【図表 3 - 4 - 1】のとおりである。上記 93 社のうち、60%を超える企業 59 社が、ここ 10 年の間に法曹有資格社員の採用を開始したと回答した。

また、上記 93 社に対し、法曹有資格社員を採用するに当たり、法曹資格を有していることを重視したかについて尋ねた結果は、【図表 3 - 4 - 2】のとおりである。

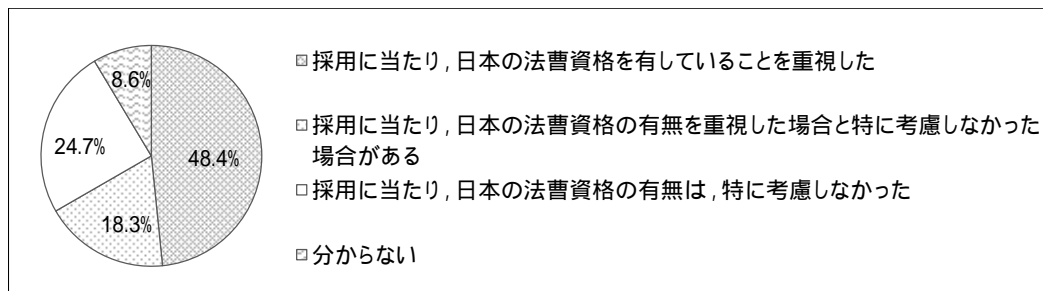
【図表 3 - 4 - 1】法曹有資格社員の採用年数

	回答数	(割合)
1年未満	1	(1.08%)
1年以上5年未満	22	(23.66%)
5年以上10年未満	36	(38.71%)
10年以上15年未満	25	(26.88%)
15年以上	7	(7.53%)
分からない	2	(2.15%)
計	93	(100.00%)

括弧書きは法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に占める割合



【図表 3 - 4 - 2】採用に当たり、法曹資格を重視したか



	回答数	(割合)
採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した	45	(48.39%)
採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある	17	(18.28%)
採用に当たり、日本の法曹資格の有無は、特に考慮しなかった	23	(24.73%)
分からない	8	(8.60%)
計	93	(100.00%)

括弧書きは法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に占める割合

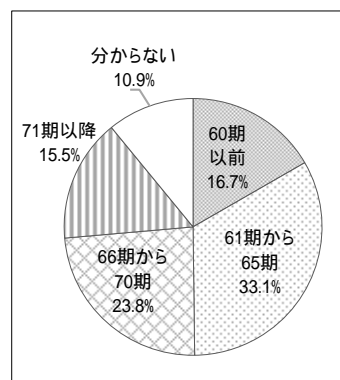
(3) 法曹有資格社員の概要について

法曹有資格社員を雇用していると回答した 93 社に対し、法曹有資格社員の司法修習期について尋ねた結果は、【図表 3 - 5】のとおりである。司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員は 198 人であり、その割合は、上記 93 社に在籍する法曹有資格社員総数（504 人）の約 39%である。

【図表3 - 5】法曹有資格社員の期別内訳

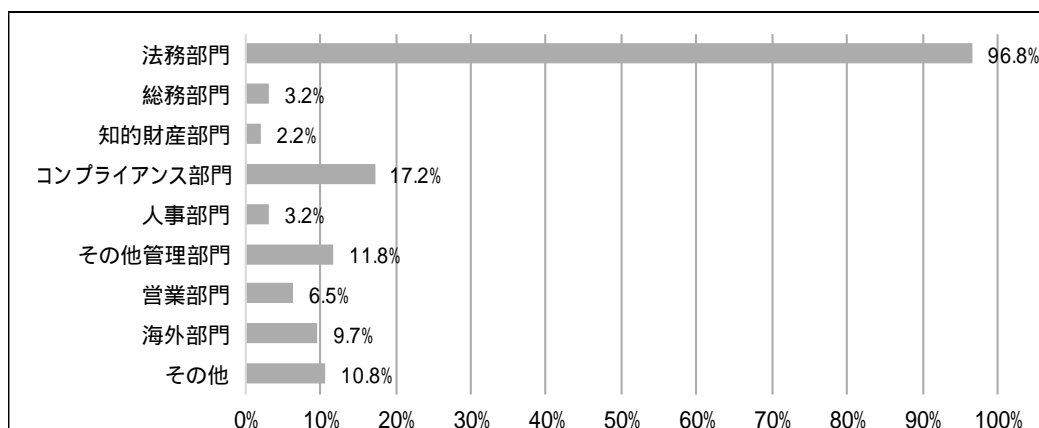
	回答数	(割合)
60期以前	84	(16.67%)
61期から65期	167	(33.13%)
66期から70期	120	(23.81%)
71期以降	78	(15.48%)
分からない	55	(10.91%)
計	504	(100.00%)

括弧書きは法曹有資格社員総数 504 人に占める割合



また、法曹有資格社員を雇用していると回答した 93 社に対し、法曹有資格社員の配属先について尋ねた結果は、【図表3 - 6】のとおりであり、法曹有資格社員は、法務部門に配属されることが多いものの、これに限らず、コンプライアンス部門や管理部門、更には、営業部門や海外部門に配属される者も一定数存在することが判明した。

【図表3 - 6】法曹有資格社員の配属先(複数回答)



	回答数	(割合)
法務部門	90	(96.77%)
総務部門	3	(3.23%)
知的財産部門	2	(2.15%)
コンプライアンス部門	16	(17.20%)
人事部門	3	(3.23%)
その他管理部門	11	(11.83%)
営業部門	6	(6.45%)
海外部門	9	(9.68%)
その他	10	(10.75%)

括弧書きは法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社に占める割合

(4) 法曹有資格社員に対する期待等について

法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社のうち、法曹有資格社員の「採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した」又は「採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」と回答した企業 62 社に対し、法曹有資格社員の採用に際し、どのような効果を期待したかについて尋ねた結果は、【図表 3 - 7 - 1】のとおりである。上記 62 社の 90%以上が「法務部門の強化」と回答したほか、「コンプライアンスに対する社内意識の向上」、「法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化」、「法的問題等に関する社内研修等の充実」等、社内の意識改善や法的検討スキルの向上という効果を期待したという回答も一定数あった。

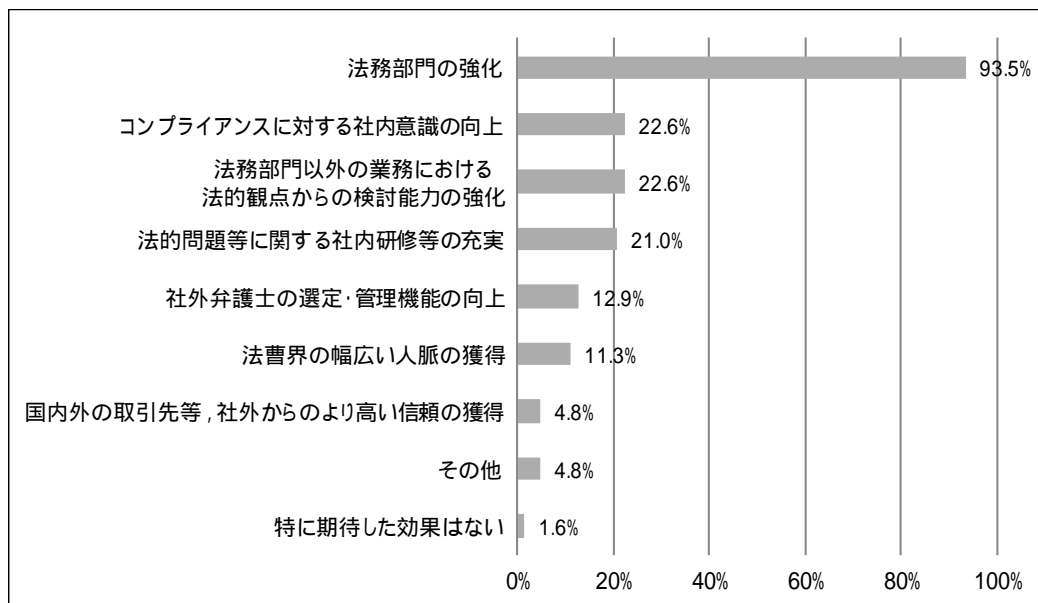
また、上記 62 社のうち、「特に期待した効果はない」と回答した 1 社を除く 61 社に対し、法曹有資格社員を採用したことにより、期待した効果を得られたかどうか尋ねた結果は、【図表 3 - 7 - 2】のとおりである。上記 61 社のうち 39 社 (63.9%) が、「期待した効果は得られたと思う」と回答し、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」と回答した企業 18 社を併せると 90%を超えた。

一方、「期待した効果は得られていないと思う」と回答した企業は 2 社 (3.3%) のみであった。期待した効果が得られなかった要因として考えられることについて尋ねたところ、いずれも、その要因として、法曹有資格社員の企業法務における実務遂行能力の不足を挙げた³¹。

また、法曹有資格社員を雇用していると回答した企業 93 社のうち、法曹有資格社員の「採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した」又は「採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」と回答した企業で、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業 13 社について集計した結果は、【図表 3 - 7 - 3】のとおりであり、上記 13 社のうち 7 社 (53.8%) が「期待した効果は得られたと思う」と回答し、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」を併せた肯定的な回答をした企業は 90%を超え、他方で、「期待した効果は得られていないと思う」、「どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う」の否定的な回答をした企業は認められなかった。

³¹ 「期待した効果は得られていないと思う」と回答したうちの 1 社からは、企業法務側に旺盛な需要があるにもかかわらず、法科大学院等における学修の内容が裁判官、検察官、訴訟を担当する弁護士など、訴訟制度の担い手の育成を主眼とするものになっており、企業法務のニーズに合致していないために、企業法務の担い手となり得る素養が十分に身に付いていない旨の意見も寄せられた。

【図表3 - 7 - 1】法曹有資格社員の採用に当たり期待した効果(複数回答)



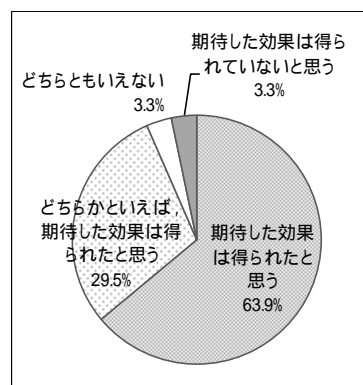
	回答数	(割合)
法務部門の強化	58	(93.55%)
コンプライアンスに対する社内意識の向上	14	(22.58%)
法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化	14	(22.58%)
法的問題等に関する社内研修等の充実	13	(20.97%)
社外弁護士の選定・管理機能の向上	8	(12.90%)
法曹界の幅広い人脈の獲得	7	(11.29%)
国内外の取引先等, 社外からのより高い信頼の獲得	3	(4.84%)
その他	3	(4.84%)
特に期待した効果はない	1	(1.61%)

括弧書きは、採用に当たり、法曹資格の有無を重視した(重視した場合がある)と回答した企業62社に占める割合

【図表3 - 7 - 2】期待した効果を得られたか(全体)

	回答数	(割合)
期待した効果は得られたと思う	39	(63.93%)
どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う	18	(29.51%)
どちらともいえない	2	(3.28%)
どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う	0	(0.00%)
期待した効果は得られていないと思う	2	(3.28%)
計	61	(100.00%)

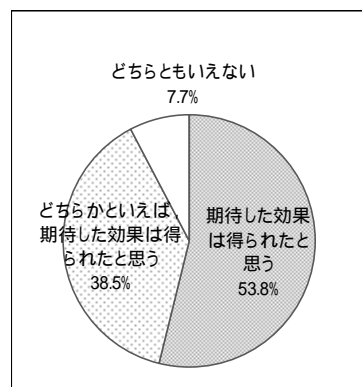
括弧書きは、採用に当たり、法曹資格の有無を重視した(重視した場合がある)と回答した企業で、【図表3 - 7 - 1】において「特に期待した効果はない」以外を回答した企業61社に占める割合



【図表3 - 7 - 3】期待した効果を得られたか(66期以降のみを雇用する企業)

	回答数 (割合)
期待した効果は得られたと思う	7 (53.85%)
どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う	5 (38.46%)
どちらともいえない	1 (7.69%)
どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う	0 (0.00%)
期待した効果は得られていないと思う	0 (0.00%)
計	13 (100.00%)

括弧書きは、66期以降のみを雇用し、採用に当たり、法曹資格の有無を重視した(重視した場合がある)と回答した企業13社に占める割合



この質問事項に関連して、ヒアリング協力企業から、企業内に法曹有資格者が社員としていることによる効果等について聴取した結果は、【図表3 - 7 - 4】のとおりである。

法的なものの考え方を身に付けている法曹有資格社員が業務に関与することで多角的な検討が可能となり、法務部門を始めとする企業全体のリスクへの対応力が強化される(B社、E社)、法曹有資格社員の検討スキルが他の社員の検討スキルの向上等に役立つ(A社、B社)、社外弁護士に関する情報等、法曹有資格者同士のネットワークを使わなければ得ることが難しい情報もあり、その人脈も情報源となる(C社)などの回答があった。

【図表3 - 7 - 4】企業内に法曹有資格者がいることによる効果等(ヒアリング結果)

	企業内に法曹有資格者がいることの効果等
A社	<p>法曹有資格者は、業務に関係する法令のみならず、関連する判例等にも目配りするなど、法的にもものを考える力を有している。法曹資格を持たない社員は、法曹有資格者と一緒に仕事をし、日常的にコミュニケーションを取ることを通じて、新たな気付きを得ることができるため、法曹有資格者の存在は、他の社員のよい刺激になっていると思う。</p> <p>なお、現在、当社は、法務部にしか法曹有資格者を配置していないが、私は、他の部門にも法曹有資格者を配置すべきだと考えている。私たちは、業務を遂行する様々な場面で、法的な検討を要する問題に遭遇するが、例えばコンプライアンスに関連する部門などであっても、忙しさに追われ、複数の文献を調査して多角的に検討するなどの深い検討まではできていない場合があると感じている。法曹有資格者を広く社内配置することで、他の社員にも法的な検討スキルが身に付いていくと思われる。</p>

B社	<p>法曹有資格者を社員として採用し、法務部門を始め、社内の子々な部門に配属することで、法務部門を支える人材が充実し、同部門が強化されることはもとより、他の部門においても法的観点を含めたより多角的な検討が可能となる。そして、その結果、企業全体として、リスクへの対応力が強化されることになる。</p> <p>また、社内に法曹有資格者がいることで、いわば第三者的な視点も含めた冷静な検討が可能になるため、社内での検討において陥りがちな近視眼的な物の見方を是正することができるようになる。常に法令を意識しながら業務を進める法曹有資格者の視点は、企業にとって、より適切な対応策を検討する上で、非常に重要である。</p>
C社	<p>法律事務所での勤務経験を有する法曹有資格者の中には、独禁法などの専門分野に関する深い知識を有している者がいる。彼らの専門的な知識や経験は、企業にとっては、大変有益である。また、例えば、社外弁護士に関する情報など、法曹有資格者同士のネットワークを使わなければ得ることが難しい情報もある。そうした法曹有資格者の人脈も、企業にとっては有益な情報源となる。</p> <p>このほか、法曹有資格者は、法務に関する文献・資料等の法律分野の情報の収集に関する基本的能力が身に付いている傾向にあり、彼らのそのような能力も業務を進める上で、大変役に立つ。</p>
D社	<p>当社の業務の性質上、必ずしも法曹資格が必要というものではないが、法曹資格を有する社員がいることで、適切な対応が可能になる場面があると思われる。例えば、以前、銀行取引に関する業務に関連して刑事分野や他の行政分野に関する法規等を踏まえた対応が必要となったことがあり、その際、法曹資格を有する社員が法曹としての見解を述べるなどして適切に対応してくれたことがあった。</p>
E社	<p>当社では、法務部門以外の部署等にも法曹有資格者を配置しているが、これは、法曹有資格者が有する専門性や法的素養が当該部署の業務に役立つという側面のほかに当該部署等と法務部門との橋渡しという役割を期待しているからである。すなわち、法務部門がいかに優秀であり、法務その他のリスクを見抜く力を持っていても、他部署からの相談を受けるのを待っているだけでは、そのリスクが見逃されてしまう可能性がある。そのようなことがないように、当社では、必要に応じて法務部門から子会社や法務以外の部署に法曹有資格者を配置する取組を始めている。また、法律は会社のあらゆる業務の基礎にあるものであるから、社員に法的素養があって困ることはない。法的素養を有する人材がチームに入ることで、そのチームの力をより一層強化することができる。</p> <p>法曹有資格者でなくても、法務部門での経験が長い人材であれば、当社の業務に関する法務についての深い専門性を有しており、当社にとってそういった人材は不可欠な存在である。一方、リスク管理の点においては、それだけでは必ずしも十分とはいえない場合がある。リスク管理のためには、早い段階でリスクの存在に気付くことのできる幅広い知識や法的な感覚が必要となるところ、少なくとも司法修習を終えた法曹有資格者であれば、一般的には、幅広い法的知識に基づき、多様な角度からの検討を行うことが期待できる。また、例えば、司法修習で裁判実務等の訓練を受けていることにより紛争に至った場合の感覚をもって予防法務に貢献することができるなど、入社当初から法務の基礎が身に付いているということにも期待している。そうした人材を採用し、他の法務部門のメンバーとともに一つのチームを構成することにより、法務部門を始め、企業全体のリスク管理を更に強化できると考えている。</p>

(5) 法曹資格が活かされていると感じた場面等

採用に当たり、法曹資格の有無を考慮しなかった（又は考慮しなかった場合がある）と回答した企業 40 社に対し、業務遂行の過程で日本の法曹資格が活かされていると感じたことはあるかについて尋ねたところ、「日本の法曹資格が活かされている」と感じたことがある場面等として、【図表 3 - 8】のとおり回答があった。法曹有資格者としての基礎的な知識・能力等に関するもののほか、弁護士としての対外的な対応や経験等に関するものを挙げた回答もあった。

【図表 3 - 8】法曹資格が活かされていると感じた場面等(自由記載・一部抜粋)

(以下、原文のまま掲載)

法曹有資格者としての基礎的な知識・能力等に関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 基礎的な法律知識の豊富さ・確実さ、法的文書の記述力について、法曹資格が活かされていると感じました。・ 基礎となる法的思考力と法律情報に関する理解力を有しているため、当該社員にとって未知の分野の法的課題にも柔軟かつ的確に対応できていると感じる。・ 法律的なものの考え方がきちんとしている(教育を受けている)点は評価している。・ 少額訴訟における代理人対応や、各種案件における迅速・的確な法令要件の洗い出し等において、法曹資格が活かされていると感じる。・ トラブル時の訴訟に関する構造(主張立証責任)などの理解がされているので、案件発生時にレクチャーが不要で案件が対応可能となるケースがある(資格を持たない者の場合、契約書作成のノウハウや法律相談によく出る法律の知識は申し分なくとも、今までの担当業務によってはトラブル対応などの経験が少ないことがある)。・ 民事刑事行政の実体法及び手続法について広く全体的な知識に基づいて、適切な情報収集・事実認定がなされ、社内外の関係者との調整がスムーズに進められている。・ 法令に関する調査能力に優れている。
対外的な対応等に関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 法曹有資格社員が会社の訴訟代理人となった。・ 少額訴訟等で急ぎ対応する必要があった場合の本人訴訟。・ 海外とのやりとりで法曹有資格者のサインを求められたことがある(公証的な目的)。・ 外部弁護士との連携が円滑に進む場合がある。・ 顧問弁護士との訴訟方針においての検討において、対等に渉りあえているとき。・ 法的紛争における法的責任を踏まえた進め方も検討。・ 案件の課題に関して、各種法律の知識を踏まえたうえで、顧問弁護士と高いレベルの協議ができる。裁判実務(準備書面の修正)について任せられる。・ 修習生やロースクールその他の弁護士ネットワークを活用して、他の弁護士や法律事務所に関わる有用情報を収集することができた。

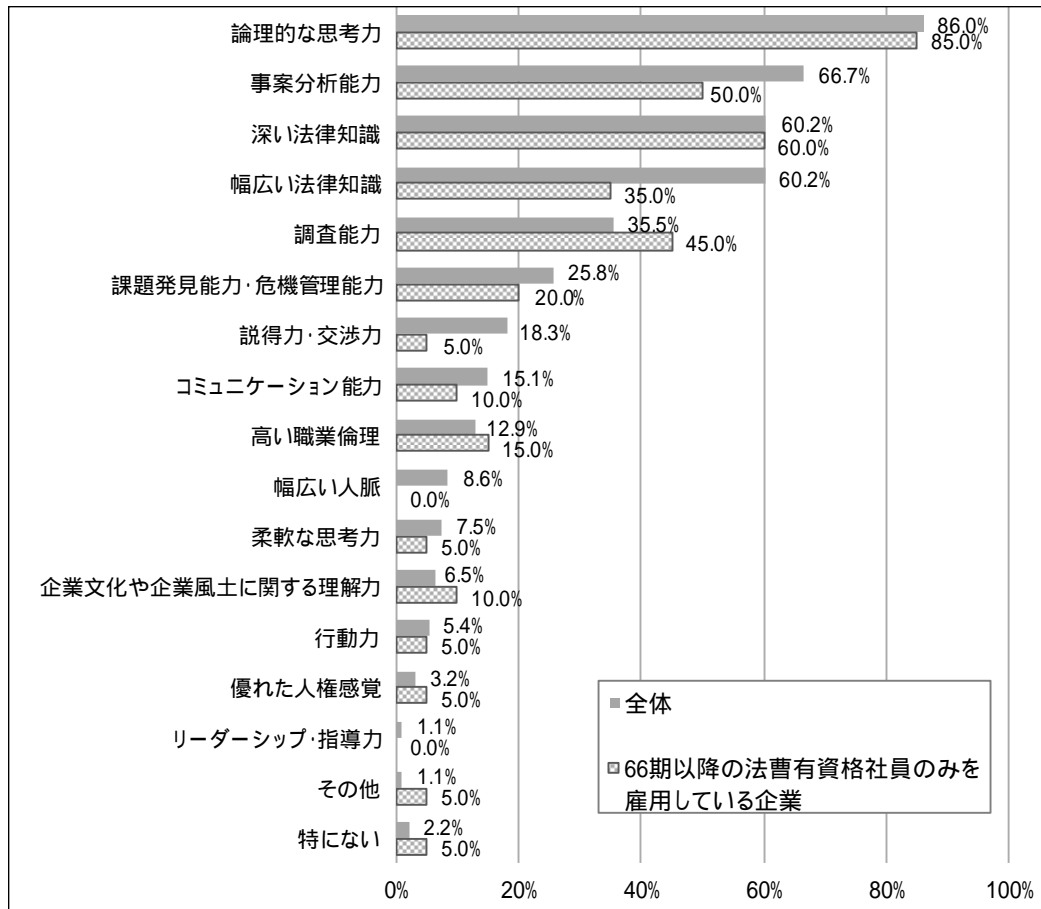
<p>弁護士としての経験等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士事務所勤務経験等により、社外の弁護士や他社企業内弁護士との人脈が豊富である。事故対応等一般民事事件に関する知見・経験が比較的豊富である。 ・ 日本法、外国法を問わず、難解な法律を粘り強く調査することができます。 ・ M&A や訴訟など専門的な業務において、専門性を発揮。
<p>資格への信頼等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務処理の信頼度。事業部門からの信頼獲得。 ・ 特に海外との交渉で優位に立てた。 ・ 法曹資格を有している委員がいることが望ましいとされる委員会の構成員となった点。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士会の研修等、実務的な知見に基づいたマニュアル、契約書作成等への関与。

(6) 法曹有資格社員に対する評価等

法曹有資格社員について、特に評価している点を5つまで選んでもらった結果は、【図表3 - 9 - 1】のとおりである。各項目の上段は、法曹有資格社員を雇用していると回答した企業93社について集計した結果であり、下段は、上記93社のうち司法修習期66期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業20社について集計した結果である。

上記93社の回答では、選択された割合が多かったものから、論理的な思考力(86.0%)、事案分析能力(66.7%)、深い法律知識、幅広い法律知識(いずれも60.2%)、調査能力(35.5%)という順であったのに対し、司法修習期66期以降の法曹有資格社員のみを採用している企業の回答では、論理的な思考力(85.0%)、深い法律知識(60.0%)、事案分析能力(50.0%)、調査能力(45.0%)、幅広い法律知識(35.0%)の順となった。

【図表3 - 9 - 1】法曹有資格社員について評価している点(5つまで選択)



	全体		66期以降の法曹有資格社員のみを雇用している企業	
	回答数	(割合)	上記における回答数	(上記に占める割合)
論理的な思考力	80	(86.02%)	17	(85.00%)
事案分析能力	62	(66.67%)	10	(50.00%)
深い法律知識	56	(60.22%)	12	(60.00%)
幅広い法律知識	56	(60.22%)	7	(35.00%)
調査能力	33	(35.48%)	9	(45.00%)
課題発見能力・危機管理能力	24	(25.81%)	4	(20.00%)
説得力・交渉力	17	(18.28%)	1	(5.00%)
コミュニケーション能力	14	(15.05%)	2	(10.00%)
高い職業倫理	12	(12.90%)	3	(15.00%)
幅広い人脈	8	(8.60%)	0	(0.00%)
柔軟な思考力	7	(7.53%)	1	(5.00%)
企業文化や企業風土に関する理解力	6	(6.45%)	2	(10.00%)
行動力	5	(5.38%)	1	(5.00%)
優れた人権感覚	3	(3.23%)	1	(5.00%)
リーダーシップ・指導力	1	(1.08%)	0	(0.00%)
その他	1	(1.08%)	1	(5.00%)
特にない	2	(2.15%)	1	(5.00%)

なお、この質問事項に関連して、ヒアリング協力企業から、法曹有資格社員に求める資質・能力等及び若手法曹有資格社員に対する評価について聴取した結果は、それぞれ【図表3 - 9 - 2】及び【図表3 - 9 - 3】のとおりである。

法曹有資格社員に求める資質・能力等としては、論理的な思考力や事案分析能力、幅広い法律知識や専門に関する深い法律知識に加え、企業の一員としてその法的リスクを回避し、利益を生み出すための方策を考え出すことのできる能力、協調性、コミュニケーション能力等が求められるとの回答があった。

また、若手の法曹有資格社員に対する評価については、「当社の若手の法曹有資格社員については、いずれの方もしっかりと業務を行っているとの報告を受けており、特に問題は感じていない。これからも、法曹資格を得たばかりの方も含め、若手の法曹有資格者の採用を継続していきたいと思っている（A社）
「当社には、司法試験受験者数が減少した平成24年以降に司法試験に合格し、法曹資格を得た社員が10名以上いるが、いずれの方もよく頑張ってくれている。もちろん、その能力や仕事ぶりに個人差はあるが、大変優秀な方もおり、法曹としての能力は、正に人によるというほかない」（B社）
「これまで色々な若手法曹を見てきたが、全体として法曹としての質が下がってきているという印象はない。司法修習期66期以降の若手の中にも、本当に優秀な人がおり、昔と比べても、より高度な実務能力や専門知識の深い理解を身に付けている人がかなりいるという印象である」（C社）
「いずれも優秀だという印象であり、今後も司法修習終了直後の者も含め若手法曹の採用を継続する方針である」（D社）
「何を求めて能力が劣っていると捉えるか次第だと思うが、当社の中で業務を行うという点では、若手法曹有資格者の能力が劣っているとは感じない」（E社）との回答であり、若手の法曹有資格社員一般について、その質や能力の低下を指摘する企業は認められなかった。

【図表3 - 9 - 2】法曹有資格社員に求める資質・能力等(ヒアリング結果)

法曹有資格社員に求める資質・能力等	
A社	<p>法廷に立つ法曹と企業で働く法曹とでは、求められる専門的な知識の程度は異なるのではないと思う。複雑な案件については社外の弁護士に依頼するため、少なくとも当社で働く上では、幅広くかつ高度な法律知識までは必要ない。当社の業務に関連する法律の一定の知識や論理的な思考力、事案分析能力や課題発見能力・危機管理能力などがあればよいのではないか。</p> <p>かつての企業は、国内同業他社だけを見ていればよかったかもしれないが、現代のグローバル社会においては、常に海外企業とも戦って成長していくことが求められる。そのため、企業には、常に世界を意識し、その中で当社がどうあるべきかという大きな観点を持って企業全体のことを考えながら業務に当たることのできる人材が必要である。</p> <p>また、複雑化する現代社会においては、リスクが見えにくくなっており、あらゆる場面で、リスク管理が必須となる。そのため、法務以外の業務にも幅広く関心を持つと共に、社会の変化を敏感に察知し、リスクを適切に回避することのできる人材が必要である。</p>

B社	<p>深くて幅広い法律知識や論理的な思考力が求められることは当然であるが、企業で働くためには、それだけでは足りない。企業が求めているのは、社内での自分の立ち位置や役割を理解し、組織人として業務に当たることのできる協調性のある人材である。法律事務所の弁護士であれば、仮に周りが見えていなくとも、請け負った仕事の成果を出せば評価してもらえるかもしれないが、企業ではそうはいかない。会社の方針や上司の意見なども踏まえた上での対応が求められるため、自分の意見や信念に必要以上に固執してしまうような、柔軟性や協調性に欠ける人は、企業には向かないかもしれない。</p> <p>また、より適切な方向へ業務を進めていくためには、社内外の人々との交渉が欠かせない。そのため、説得力や交渉力、コミュニケーション能力なども必要になる。最近では、国際的な案件を取り扱う場面も増えているから、必須とはいえないが、海外の規制や訴訟等にも対応することができるだけの知識やスキル、語学力などもあるとよい。</p> <p>なお、法律の知識や法的思考力については、司法試験に合格していれば、一定のレベルに達していると推定することができる。そのため、当社の採用では、司法試験の点数や合格順位などではなく、当社に対する理解の深さや業務に対する姿勢、コミュニケーション能力、これまでの経歴などを重視している。</p>
C社	<p>法的課題が複雑化・多様化する中、経営陣や事業部門に対してリスクの所在を知らせ、滞りなく事業を行えるようナビゲートすること、事業部門等と共に未知の領域でビジネスを展開する手段・方法を見つけだすこと、会社をあらゆる法的紛争・危機から守ることなど、法務部の役割は多岐にわたる。そのため、法曹有資格社員には様々な資質・能力が求められるが、中でも大切なのは、「Integrity」(高潔さ・誠実さ)、信頼される人間であることである。それがなければ、会社の重要な事案は任せられないし、社内の信頼を得ることはできないからである。</p> <p>また、単に法律の知識があるだけでは足りない。専門的分野に関する法的知識や分析力を磨き、自分の専門性を強化しようとする姿勢や、相談された新規案件について法的観点から意見を述べるだけでなく実行段階まで事業部に並走して支援するなど、新事業の創出等に積極的に貢献する姿勢も必要であるし、業務遂行上あるいは経営上の法的課題を発見して適切な解決策を柔軟に提案していく力や、それを経営陣・事業現場に説明し納得を得ることのできる説得力も必要であろう。法務部では、他部署と連携して対応することも少なくなく、場合によってはリーダーシップを発揮して取りまとめなければならないこともあるので、連携する力やコミュニケーション能力も重要である。</p>
D社	<p>企業では、事業を前に進めることを常に考える必要がある。法的リスクがある場合でも、そのために事業を止めるという発想ではなく、そのリスクを回避しつつ事業を前進させる別の手段を柔軟に考えるという発想が必要であり、そのアイデアを生み出す力が求められる。また、企業で働く以上、コミュニケーション能力や協調性も必要である。</p> <p>なお、当社の場合、法務部以外の部署にも法曹有資格者を配属しており、そうした部署においては、当該部署に関する専門知識(例えば、情報セキュリティ部門に所属する者の場合には、そのシステムに関する知識等)も必要になる。</p>
E社	<p>隠れた法的リスクを見つけ出す分析能力や法務に関する基礎的な知識があることは重要であるが、社内等でのニーズを的確に把握し、分析した内容を正確に発信することができる能力、すなわちコミュニケーション能力が最も重要である。また、いわゆる落としどころを見つけ出せるようなバランス感覚も重要な能力である。さらに、粘り強さや探求する力も必要だと考えている。そのほか、置かれるポジションによって、求められる能力は異なるが一定のレベルの語学力も必要である。</p>

【図表3 - 9 - 3】若手の法曹有資格社員に対する評価(ヒアリング結果)

	若手の法曹有資格社員に対する評価
A社	<p>一般的な印象として、法曹有資格者は、法科大学院や司法研修所で教育を受けていることから、基礎的な知識がしっかりしており、業務に関連する判例等にも広く意識を向け、論理的に物事を検討する力が身に付いていると思う。また、文書作成の能力もそれなりに高く、事案分析能力や調査能力、課題発見能力・危機管理能力なども身に付いていると感じる。</p> <p>最近の若手に物足りなさを感じることもあるが、それは、社会の在り方や教育全体に原因があるのではないかと感じる。昔は、若手のうちから一人で仕事を任せられることも多く、失敗を通じて、色々なことを学ぶことができた。しかし、最近は、ちょっとした失敗が会社に思わぬ影響を与える場合も少なくないことから、できる限り失敗を回避できるよう、上司が必ず確認するようになっている。学校現場においても、すぐに正解を与える傾向が強くなっているように思われ、根本的な部分も含め、物事を広く、深く検討することが少なくなっているように感じる。昔と比べて、大局的に物事を考えることのできる人が減っているのは、こうした社会の在り方や学校教育に原因があるのではないかと感じている。最近では、残業の制限も厳しく、より効率的に業務を進めるよう求められることが多い。そのため、過去の資料を見直して自分なりに検討するなど、じっくりと業務に取り組むことができない場合が少なくないが、そうした環境も、若手の育成に影響を与えていると思う。もっとも、そのような中であっても、若手は、色々と工夫しながら、熱心に業務に取り組んでいると思う。</p> <p>当社の若手の法曹有資格社員については、いずれの方もしっかりと業務を行っているとの報告を受けており、特に問題は感じていない。これからも、法曹資格を得たばかりの方も含め、若手の法曹有資格者の採用を継続していきたいと思っているし、法曹資格を得ていない法科大学院の卒業生についても積極的に採用していく予定である。</p> <p>当然のことであるが、若手の法曹有資格者の中にも色々な人がいる。その能力には個人差があるし、仕事に対する姿勢も様々である。そのため、若手の法曹有資格者をひとまとめにして、その能力や資質を評価することはできないし、そのような評価は適切ではない。若手に対する厳しい意見があるのは、私が入社した時代も同じである。いつの時代でも、同じようなことが言われているように思う。</p>
B社	<p>法曹の質の低下については、ずっと言われてきたことであって、司法試験受験者数が減少に転じた時期を境にその質が低下しているなどと決めつけることは適切ではないし、そのようなレッテルを貼ることは、その時期以降に法曹資格を得た法曹に大変気の毒である。法曹の質の低下が生じている可能性を否定することはできないが、私自身に実証できるほどの事例はないし、本当であるかどうか明らかでない事象を本当のことであるかのように評価することは弊害であると思う。</p> <p>当社には、司法試験受験者数が減少した平成 24 年以降に司法試験に合格し、法曹資格を得た社員が 10 名以上いるが、いずれの方もよく頑張ってくれている。もちろん、その能力や仕事ぶりに個人差はあるが、大変優秀な方もおり、法曹としての能力は、正に人によるというほかない。</p>

C社	<p>これまで色々な若手法曹を見てきたが、全体として法曹としての質が下がってきているという印象はない。司法修習期 66 期以降の若手の中にも、本当に優秀な人がおり、昔と比べても、より高度な実務能力や専門分野の深い理解を身に付けている人がかなりいるという印象である(中には、実際に投資会社に転職し、M & Aに関する知識・経験を身に付けた上で、企業法務に転向してきた人もいた。)。アンケートの回答作成のために当社の法曹有資格者をリストアップしてみたが、それぞれの年代で優秀だと評価している人材があり、全体的にレベルが下がってきているという印象は全くない。</p> <p>人によってその能力や資質に差はあるのかもしれないが、それは、法曹資格を得た後で、自分で目標を設定した上、その目標に向かって努力することができているかどうかという点で差が付いているだけではないか。最近の若手の法曹の中には、自分の専門分野を作り、他の弁護士との差別化を図ろうと意識している方が多くいると感じており、そのことがより高度な実務能力や専門分野の深い理解を得ることにもつながっているのではないか。</p>
D社	<p>これまで即戦力を求めて採用をしていたが、社内において人を育てることも重要との考えから、近年は司法修習終了直後の者の採用も行っている。いずれも優秀だという印象であり、今後も司法修習終了直後の者も含め若手法曹の採用を継続する方針である。</p> <p>法曹としての経験の有無やその長短によって判断のスピードに差はあるが、それは当然のことである。企業では、法的知識や法的な判断に加え、コミュニケーション能力の高さや事業を前に進める意欲、サービス向上に貢献する意識なども必要とされるが、そうした資質や能力の高さは、法曹としての経験の長さとは必ずしも一致しない場合がある。以前、別の会社で勤務していたときに、法的知識等のアップデートがきちんとできていない年配の弁護士と仕事をすることがあるが、自分の知識を常に見直し、最新の状態に保つことも法曹として重要な能力なのではないか。</p>
E社	<p>一般的に若手法曹有資格者は、昔の法曹有資格者と比べると危機感が強いと感じる。過去には弁護士になれば後は安泰といった風潮も一部散見されたように思うが、現在は弁護士の数が増えてきたこともあり、将来を見据えて英語を勉強するなど、多くの若手が、自分のキャリアパスを真剣に考え、自分の付加価値を上げようと努力している印象がある。</p> <p>人によっては、昔の法曹有資格者と比べて文章力が不足していると感じる者もいるかもしれないが、もしそのようなことがあるとすれば、現在は語学力や多様な分野にわたる専門知識など様々なことを学ぶ必要性が生じており、若手法曹有資格者は、それらの学習に時間を取られてしまっている部分もあるのではないかとも思われる。何を求めて能力が劣っていると捉えるか次第だと思うが、当社の中で業務を行うという点では、若手法曹有資格者の能力が劣っているとは感じない。</p>

(7) 法曹有資格社員を雇用していない企業について

法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業 64 社に対し、日本の法曹資格を有する者を社員として雇用する必要性を感じたことがあるかについて尋ねたところ、【図表 3 - 10 - 1】のとおり、その約 30%に当たる 20 社が法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたことがあると回答した。

法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたことがあると回答した企業 20 社に対し、その必要性を感じた場面について尋ねた結果は、【図表 3 - 10 - 2】の

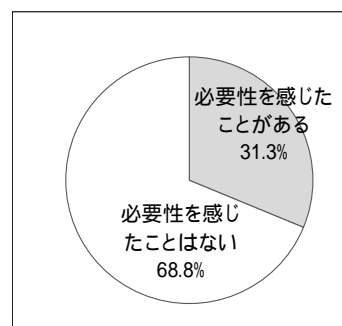
とおりであり、労務問題への対応、契約書の作成・審査、訴訟対応、リスク管理・不祥事対応等の場面で、法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたと回答したものが多かった。

また、上記20社に対し、法曹有資格社員を雇用する必要性を感じつつも、現在は雇用していない理由について尋ねた結果は、【図表3 - 10 - 3】のとおりであった。

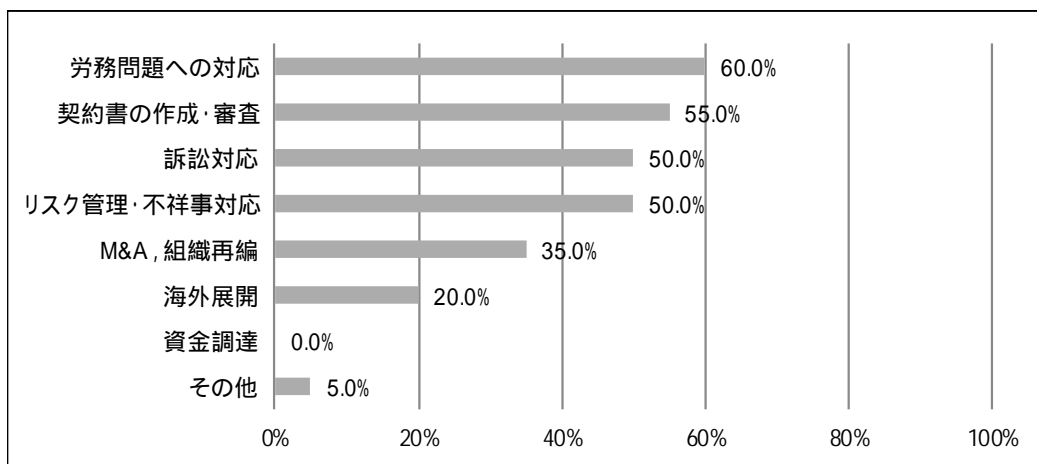
【図表3 - 10 - 1】法曹有資格社員を雇用する必要性

	回答数	(割合)
必要性を感じたことがある	20	(31.25%)
必要性を感じたことはない	44	(68.75%)
計	64	(100.00%)

括弧書きは令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業64社に占める割合



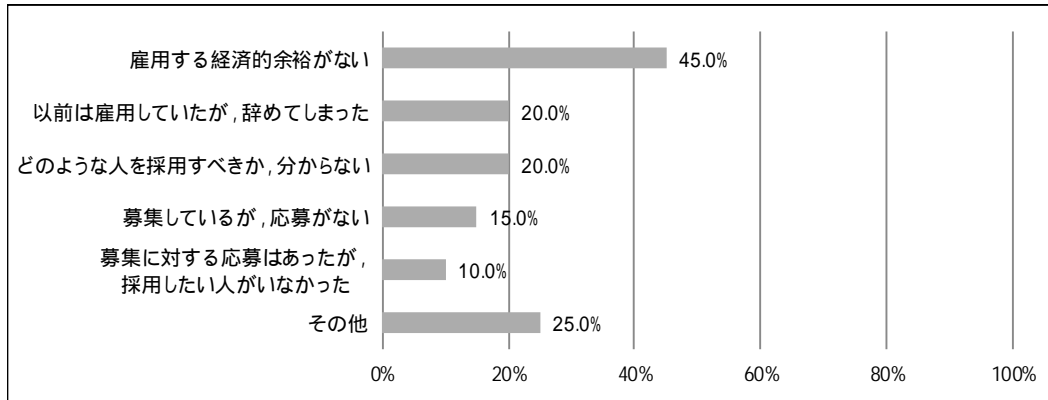
【図表3 - 10 - 2】法曹有資格社員の必要性を感じた場面(複数回答)



	回答数	(割合)
労務問題への対応	12	(60.00%)
契約書の作成・審査	11	(55.00%)
訴訟対応	10	(50.00%)
リスク管理・不祥事対応	10	(50.00%)
M&A, 組織再編	7	(35.00%)
海外展開	4	(20.00%)
資金調達	0	(0.00%)
その他	1	(5.00%)

括弧書きは令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業で、法曹有資格社員を雇用する必要性を感じたことがあると回答した企業20社に占める割合

【図表3 - 10 - 3】法曹有資格社員を雇用していない理由(複数回答)

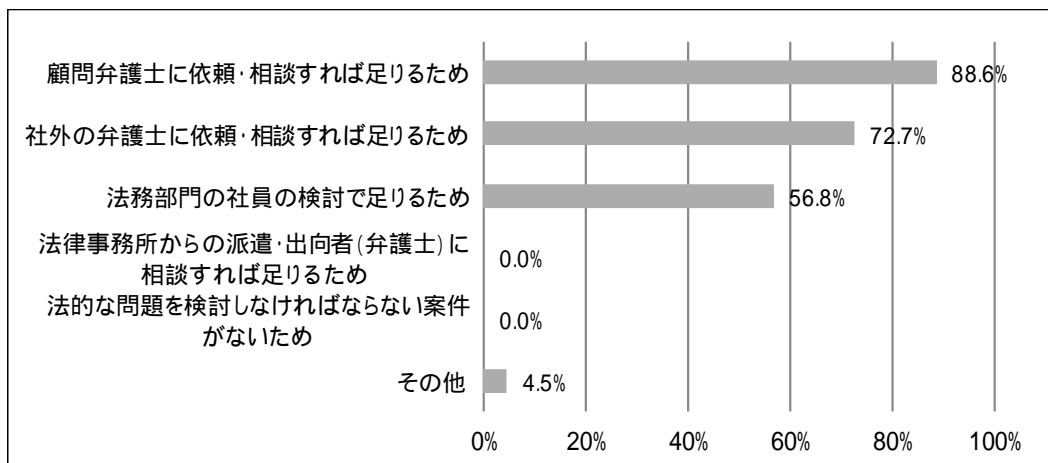


	回答数	(割合)
雇用する経済的余裕がない	9	(45.00%)
以前は雇用していたが、辞めてしまった	4	(20.00%)
どのような人を採用すべきか、分からない	4	(20.00%)
募集しているが、応募がない	3	(15.00%)
募集に対する応募はあったが、採用したい人がいなかった	2	(10.00%)
その他 (主な回答は以下のとおり) ・ 社内弁護士に割り振るほどの案件が少ない。 ・ 経営陣等がその必要性を感じていない ・ 法務が経営に口を出すという慣習のため法曹資格を有する者が採用しづらい企業風土がある。	5	(25.00%)

括弧書きは、令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業で、法曹資格社員の必要性を感じたことがあると回答した企業20社に占める割合

法曹有資格社員を雇用する必要性を感じていないと回答した企業44社に対し、その理由を尋ねた結果は【図表3 - 11】のとおりであり、社外弁護士への相談や法務部門の社員による検討で足りると回答したものが多かった。

【図表3 - 11】法曹有資格社員を雇用する必要性を感じない理由(複数回答)



	回答数	(割合)
顧問弁護士に依頼・相談すれば足りるため	39	(88.64%)
社外の弁護士に依頼・相談すれば足りるため	32	(72.73%)
法務部門の社員の検討で足りるため	25	(56.82%)
法律事務所からの派遣・出向者(弁護士)に相談すれば足りるため	0	(0.00%)
法的な問題を検討しなければならない案件がないため	0	(0.00%)
その他	2	(4.55%)

括弧書きは、令和3年9月末時点で法曹有資格社員を雇用していないと回答した企業で、法曹有資格社員の必要性を感じたことがないと回答した企業 44 社の回答に占める割合

3 調査結果の分析

民間企業に対するアンケート調査を実施した結果、法曹有資格社員を雇用していると回答した企業のほとんどが、「法務部門の強化」を期待して法曹有資格社員を採用していることに加え、「コンプライアンスに対する社内意識の向上」や「法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化」、「法的問題等に関する社内研修等の充実」等、社内の意識改善や法的検討スキルの向上という効果を期待している企業があることも明らかとなった（【図表3 - 7 - 1】参照）。規制緩和の推進やグローバル化の進行等により、民間企業が抱える法務リスクはより一層、多様化・複雑化する傾向にある中で、法務部門が果たすべき役割はその重要性を更に増しており、また、法務部門以外の部署においても、法的観点からの検討を要する場面が多く認められるようになってきている。個々の法曹有資格社員に求められる具体的な役割は、その所属する企業や立場によって異なるものと思われるが、いずれにおいても、事業の立上げや拡大等の場面を含め、様々なビジネスシーンに潜む多様な法的リスクを的確に捉え、適切な対応方針を策定するなど、法的側面から経営を支えていくことが期待されているものと思われる。

【図表3 - 7 - 2】のとおり、法曹有資格社員を採用するに当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した等と回答した企業 61 社に対し、法曹有資格社員を採用したことにより、期待した効果は得られたかと質問した結果、2社からこれを否定する回答が寄せられたものの、「期待した効果は得られたと思う」が63.9%、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」が29.5%であり、肯定的な回答が90%を超えた。また、同じ質問について、司法修習期66期以降の弁護士のみを雇用していると回答した企業13社の回答を集計した結果においては、【図表3 - 7 - 3】のとおり、「期待した効果は得られたと思う」が53.8%、「どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う」が38.5%であり、肯定的な回答が90%を超えた一方で、否定的な回答はなかった。

このような結果からすれば、現在、民間企業で法曹有資格社員として活動する法曹については、司法修習期66期以降の法曹有資格社員も含め、全体としては、

企業側の期待に応える活動をしているものとして、おおむね高く評価されていると認めることができる。

なお、【図表3 - 9 - 1】のとおり、法曹有資格社員について評価している点について、全体の回答を集計したものと司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業の回答を集計したものとを比べると、例えば、事案分析能力について 16.7 ポイント、幅広い法律知識について 25.2 ポイント、後者の評価が全体の評価よりも低くなっており、一方で、調査能力については 9.5 ポイント、後者の評価が全体の評価を上回っている。確かに、的確に事案を分析する能力は、弁護士として様々な事案を取り扱うことを通じて、より一層磨かれていくものであると思われるし、また、法律に関する知識量も取り扱う案件の多さに比例して増えていくものであると考えられることからすれば、弁護士としての経験の長短によって、その評価される能力に差異が生じることはあるようにも思われる（課題発見能力・危機管理能力、説得力・交渉力、幅広い人脈についても同様のことが考えられる。）

もっとも、この調査では、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用している回答企業の数自体が少ないことに加え、ヒアリング調査においても、「その能力には個人差があるし、仕事に対する姿勢も様々である。そのため、若手の法曹有資格者をひとまとめにして、その能力や資質を評価することはできないし、そのような評価は適切ではない。若手に対する厳しい意見があるのは、私が入社した時代も同じである」(A社)「その能力や仕事ぶりに個人差はあるが、大変優秀な方もおり、法曹としての能力は、正に人によるというほかない」(B社)といった意見も述べられており、上記結果をもって、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員とそれ以外との間に、その資質や能力において具体的な差異があるとまで言うことはできないように思われる。また、【図表3 - 7 - 2】及び【図表3 - 7

3】のとおり、法曹有資格社員を採用するに当たり期待した効果を得られたかとの質問については、全体の回答及び司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員のみを雇用していると回答した企業の回答のいずれについても、肯定的な回答の割合が 90%を超えていることに加え、後者については、否定的な回答は認められなかった。ヒアリング調査においても、「当社の法曹有資格者をリストアップしてみたが、それぞれの年代で優秀だと評価している人材がおり、全体的にレベルが下がってきているという印象は全くない」(C社)「法曹としての経験の有無やその長短によって判断のスピードに差はあるが、それは当然のことである。企業では、法的知識や法的な判断に加え、コミュニケーション能力の高さや事業を前に進める意欲、サービス向上に貢献する意識なども必要とされるが、そうした資質や能力の高さは、法曹としての経験の長さとは必ずしも一致しない場合がある」(D社)「何を求めて能力が劣っていると捉えるか次第だと思うが、当社の中で業務

を行うという点では、若手法曹有資格者の能力が劣っているとは感じない」(E社)などの意見が述べられており、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員の働きぶりに対する企業側の評価が他より低いとは言えない(【図表 3 - 9 - 3】参照)。

以上のとおり、民間企業に関する本調査では、司法修習期 66 期以降の法曹有資格社員も含め、その活動が企業側からおおむね高く評価されていることが明らかとなった一方で、「法曹の質の低下」を肯定するに足りる事情は認められなかった。

資料 1

企業に勤務する法曹有資格者に関する調査

法務省

問 1 貴社についてお尋ねします。

- (1) 貴社は、国内系企業・外資系企業のいずれに該当しますか。当てはまるものを一つ選択してください（「外資系企業」とは、日本国外に本店又は親会社があり、日本にその支店又は子会社がある企業をいいます。）

1. 国内系企業

2. 外資系企業

- (2) 貴社の業種は何ですか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 農業、林業

2. 漁業

3. 鉱業、採石業、砂利採取業

4. 建設業

5. 製造業

6. 電気・ガス・熱供給・水道業

7. 情報通信業

8. 運輸業、郵便業

9. 卸売業、小売業

10. 金融業、保険業

11. 不動産業、物品賃貸業

12. 学術研究、専門・技術サービス業

13. 宿泊業、飲食サービス業

14. 生活関連サービス業、娯楽業

15. 教育、学習支援業

16. 医療、福祉

17. 複合サービス事業

18. その他 ()

選択肢は日本標準産業分類の大分類を基にしています。各業種の詳細は総務省 HP (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html) を御確認ください。

- (3) 貴社（子会社・系列企業等は含みません。）に在籍する従業員のうち、正社員（正規雇用者）は何人いますか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 25 人未満

2. 25 人以上 50 人未満

3. 50 人以上 100 人未満

4. 100 人以上 500 人未満

5. 500 人以上 1000 人未満

6. 1000 人以上 3000 人未満

7. 3000 人以上 5000 人未満

8. 5000 人以上

- (4) 貴社は事業会社の持株会社（いわゆるホールディングス）ですか、あるいは、貴社の株式を持株会社が有する事業会社ですか。当てはまるものを一つ選択してください。

1. 事業会社の持株会社である (5)へ

2. 株式を持株会社が有する事業会社である (5)へ

3. 1 と 2 のいずれでもない (6)へ

- (5) (4)において、「1. 事業会社の持株会社である」又は「2. 株式を持株会社が有する事業会社である」を選択した企業にお尋ねします。

貴社が株式を有する事業会社又は貴社の株式を有する持株会社の従業員を含めた貴社の従業員の総数はどれぐらいですか。当てはまるものを一つ選択してください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 100 人未満 | 2. 100 人以上 500 人未満 |
| 3. 500 人以上 1000 人未満 | 4. 1000 人以上 3000 人未満 |
| 5. 3000 人以上 5000 人未満 | 6. 5000 人以上 10000 人未満 |
| 7. 10000 人以上 | 8. 分からない |

- (6) 貴社は上場されていますか。また、上場されている場合、下記の各分類のうちどれに該当しますか。当てはまるものを全て選択してください(複数回答可。上場されていない場合は、「6. 非上場」を選択してください。)

- | |
|-----------------------|
| 1. 東証一部 |
| 2. 東証二部 |
| 3. ジャスダック・マザーズ |
| 4. その他の国内一般市場・新興市場に上場 |
| 5. 海外市場に上場 |
| 6. 非上場 |

- (7) 貴社には、現在(令和3年9月末時点) 顧問弁護士等、相談や依頼をする社外の弁護士や法律事務所からの派遣・出向者(弁護士)がいますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

- (8) 貴社は、現在(令和3年9月末時点) 日本の法曹資格を有する者を雇用していますか(社内・社外の役員や法律事務所からの派遣・出向者は除きます。)。当てはまるものを一つ選択してください。

なお、ここで「日本の法曹資格を有する」とは、日本の司法試験に合格し、司法修習を終えていることをいい、弁護士登録の有無は問いません。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 雇用している(問2へ) | 2. 雇用していない(問6へ) |
|----------------|-----------------|

問2 問1の(8)において、「1. 雇用している」を選択した企業にお尋ねします。

(1) 日本の法曹資格を有する社員（以下「法曹有資格社員」といいます。）の採用を始めてからの年数について、当てはまるものを一つ選択してください（令和3年9月末時点）。

- | |
|---------------|
| 1. 1年未満 |
| 2. 1年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上15年未満 |
| 5. 15年以上 |
| 6. 分からない |

(2) 貴社に在籍する法曹有資格社員の司法修習期（司法修習生採用年度）とその人数について教えてください（令和3年9月末時点）。

- | | |
|------------------------------------|------|
| 1. ~60期（平成18年以前に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 2. 61期から65期（平成19年から平成23年に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 3. 66期から70期（平成24年から平成28年に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 4. 71期以上（平成29年以降に司法修習生に採用） | （ 名） |
| 5. 分からない | （ 名） |

(3) 貴社に在籍する法曹有資格社員の配属先と配属人数について教えてください（ひとつの部門が複数の業務を担当している場合、中心的な業務について、以下の選択肢から最も近いものを選択してください。）（令和3年9月末時点）。

- | | |
|---------------|------|
| 1. 法務部門 | （ 名） |
| 2. 総務部門 | （ 名） |
| 3. 知的財産部門 | （ 名） |
| 4. コンプライアンス部門 | （ 名） |
| 5. 人事部門 | （ 名） |
| 6. その他管理部門 | （ 名） |
| 7. 営業部門 | （ 名） |
| 8. 海外部門 | （ 名） |
| 9. その他 | （ 名） |

(4) 法曹有資格社員を採用するに当たり、日本の法曹資格の有無について、どの程度考慮しましたか。 当てはまるものを一つ選択してください。

1. 採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した（問3へ）
2. 採用に当たり、日本の法曹資格の有無は、特に考慮しなかった（問4へ）
3. 採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある（問3及び問4へ）
4. 分からない（問5へ）

問3 問2の(4)において、「1. 採用に当たり、日本の法曹資格を有していることを重視した」又は「3. 採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」を選択した企業にお尋ねします。

(1) どのような効果を期待して、法曹有資格社員を採用しましたか。 当てはまるものを全て選択してください（複数回答可）。

1. 法務部門の強化
2. 法務部門以外の業務における法的観点からの検討能力の強化
3. コンプライアンスに対する社内意識の向上
4. 国内外の取引先等、社外からのより高い信頼の獲得
5. 法曹界の幅広い人脈の獲得
6. 社外弁護士の選定・管理機能の向上
7. 法的問題等に関する社内研修等の充実
8. その他（ ）
9. 特に期待した効果はない

(2) (1)において、「9. 特に期待した効果はない」以外を選択した企業にお尋ねします。

法曹有資格社員を採用したことにより、上記(1)で選択した、期待した効果は得られましたか。 当てはまるものを一つ選択してください。

1. 期待した効果は得られたと思う（問5へ）
2. どちらかといえば、期待した効果は得られたと思う（問5へ）
3. どちらともいえない（問5へ）
4. どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う（(3)へ）
5. 期待した効果は得られていないと思う（(3)へ）

(3) (2)において、「4.どちらかといえば、期待した効果は得られていないと思う」又は「5.期待した効果は得られていないと思う」を選択した企業にお尋ねします。

貴社が期待した効果が得られなかった要因として、どのようなことが考えられますか(自由記載)

問4 問2の(4)において、「2.採用に当たり、日本の法曹資格の有無は、特に考慮しなかった」又は「3.採用に当たり、日本の法曹資格の有無を重視した場合と特に考慮しなかった場合がある」を選択した企業にお尋ねします。

法曹資格の有無を考慮せずに採用した法曹有資格社員について、その業務遂行の過程において、日本の法曹資格が生かされていると感じたことはありますか。そのように感じたことがありましたら、具体的に記載してください(自由記載)

問5 貴社に在籍する法曹有資格社員について、特に評価している点があれば、五つまで選択してください(複数回答可)

1. 深い法律知識
2. 幅広い法律知識
3. 柔軟な思考力
4. 論理的な思考力
5. 事案分析能力
6. 調査能力
7. 課題発見能力・危機管理能力
8. 説得力・交渉力
9. コミュニケーション能力
10. 企業文化や企業風土に関する理解力
11. リーダーシップ・指導力
12. 行動力
13. 高い職業倫理
14. 優れた人権感覚
15. 幅広い人脈
16. その他 ()
17. 特になし

問6 問1の(8)において、「2. 雇用していない」を選択した企業にお尋ねします。

日本の法曹資格を有する者を社員として雇用する必要性を感じたことはありますか。当てはまるものを一つ選択してください。

- 1. 必要性を感じたことがある (問7へ)
- 2. 必要性を感じたことはない (問8へ)

問7 問6において、「1. 必要性を感じたことがある」を選択した企業にお尋ねします。

(1) 日本の法曹資格を有する者を雇用する必要性を感じたのは、どのような場面ですか。当てはまるものを全て選択してください(複数回答可)。

- 1. 契約書の作成・審査
- 2. 労務問題への対応
- 3. 訴訟対応
- 4. リスク管理・不祥事対応
- 5. 資金調達
- 6. M&A、組織再編
- 7. 海外展開
- 8. その他(具体的に)

(2) 現在(令和3年9月末時点)貴社において、日本の法曹資格を有する者を社員として雇用していない理由について、当てはまるものを全て選択してください(複数回答可)。

- 1. 募集しているが、応募がない
- 2. 募集に対する応募はあったが、採用したい人がいなかった
- 3. 以前は雇用していたが、辞めてしまった
- 4. 雇用する経済的余裕がない
- 5. どのような人を採用すべきか、分からない
- 6. その他(具体的に)

問8 問6において、「2. 必要性を感じたことはない」を選択した企業にお尋ねします。

日本の法曹資格を有する者を社員として雇用する必要性がないと考える理由について、当てはまるものを全て選択してください(複数回答可)。

- 1. 顧問弁護士に依頼・相談すれば足りるため
- 2. 社外の弁護士に依頼・相談すれば足りるため
- 3. 法律事務所からの派遣・出向者(弁護士)に相談すれば足りるため
- 4. 法務部門の社員の検討で足りるため
- 5. 法的な問題を検討しなければならない案件がないため
- 6. その他()

<ヒアリング調査についての御協力のお願い>

いただいた回答について、より詳細な内容をお伺いするため、後日、ヒアリング調査を実施する予定です。

このヒアリング調査に御協力をいただけるかどうか、また、御協力をいただける場合には御担当者様の連絡先等を、下欄に御記載願います。

法務省からヒアリング調査への協力要請があった場合	
1. ヒアリングに応じられる	2. ヒアリングに応じられない
貴社名	
所在地	
御担当者名	
所属部署名・役職名	
御連絡先電話番号	
御連絡先メールアドレス	

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

第4 児童福祉の分野に対する調査

1 調査の概要

平成28年6月、児童虐待について、その発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)の改正が行われた。同改正においては、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置³²を行うものとする旨の規定³³が新設された。一部地域においては、かねてから児童相談所と弁護士との連携が図られていたところ、上記規定が新設されたことにより、全ての児童相談所において弁護士との連携が図られるようになった。

そこで、本調査においては、厚生労働省の協力を得て、児童相談所を対象に資料2の質問票によるアンケート調査を行い、児童福祉の分野で活動する弁護士の評価等について尋ね、全国225の児童相談所のうち214の児童相談所から回答を得た(回答率95.1%)³⁴。

2 調査の結果

(1) 児童相談所における弁護士の配置状況等

令和3年9月末日現在における児童相談所の弁護士配置状況等について尋ねた結果は、【図表4-1】のとおりである。

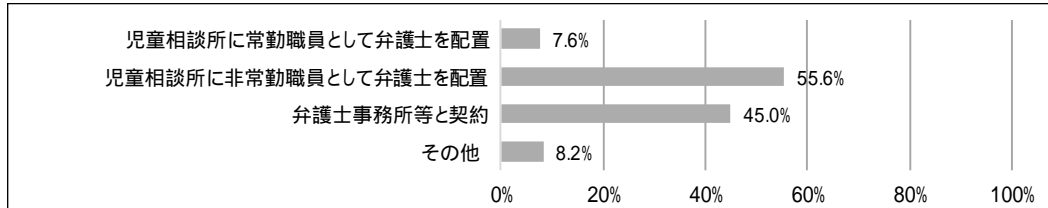
³² 「これに準ずる措置」とは、「弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。)」とされている(児童相談所運営指針(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知)第2章第3節2.(11))

³³ 児童福祉法第12条第3項(平成28年法律第63号〔平成28年6月3日公布、同年10月1日施行〕による改正後のもの)。なお、同項は、令和元年の同法改正(令和4年4月1日施行)において、「第28条第1項各号に掲げる措置(注:保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設に入所させる等の措置を採ることが児童の親権を行う者等の意に反するときに都道府県が採ることができる措置)を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」(注は引用者)と改められており、児童福祉の分野に対する法的支援の必要性は、今後ますます高まっていくものと思われる。

³⁴ アンケート調査は、令和3年10月11日から同月29日まで実施した。なお、回答した児童相談所の数(214)と有効回答数(171)は一致していないが、これは、回答を寄せた児童相談所のうち、14の児童相談所が、同一管内に所在する児童相談所の一部又は全部の回答を集約したものを提出し、また、2支所が独立して回答を提出したためである。

また、このうち常勤職員又は非常勤職員として勤務する弁護士（以下「常勤職員等弁護士」という。）197 人の司法修習期について尋ねた結果は、【図表 4 - 2】のとおりである³⁵。

【図表 4 - 1】児童相談所における弁護士の配置状況等（令和3年9月末日現在）（複数回答）



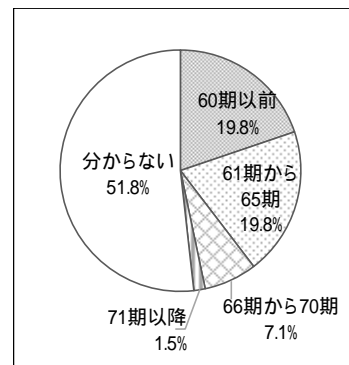
	回答数	割合
児童相談所に常勤職員として弁護士を配置	13	(7.60%)
児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置	95	(55.56%)
弁護士事務所等と契約 (弁護士や弁護士会との契約のほか、登録弁護士の派遣制度などを含む)	77	(45.03%)
その他 (本庁や他の児童相談所の弁護士を利用する等)	14	(8.19%)

括弧書きは有効回答数(171)に占める割合

【図表 4 - 2】常勤職員等弁護士の司法修習期別の割合

	人数	割合
60期以前	39	(19.80%)
61期から65期	39	(19.80%)
66期から70期	14	(7.11%)
71期以降	3	(1.52%)
分からない	102	(51.78%)
計	197	(100.00%)

括弧書きは常勤職員等弁護士の総数(197人)に占める割合



(2) 弁護士との連携により、より適切に対応できるようになった業務

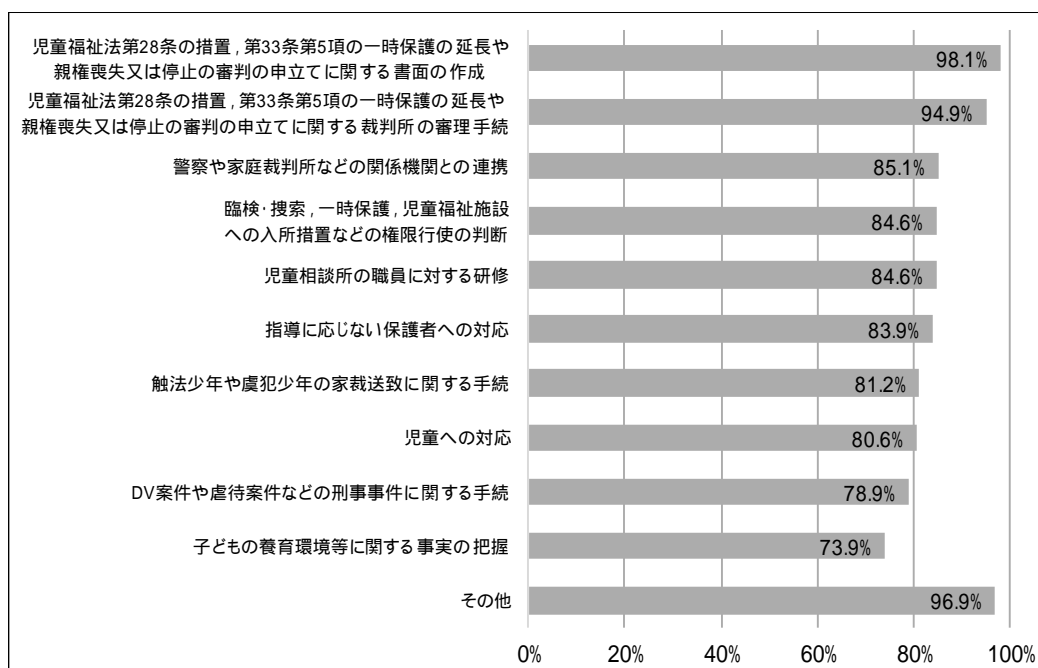
全ての児童相談所に対し、弁護士と連携して対応している業務のうち、連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じる業務について尋ねた結果は、【図表 4 - 3】のとおりである。

全ての項目について、「より適切な対応が可能となった」との評価がされており、特に評価が高かったのは、児童福祉法第 28 条の措置、第 33 条第 5 項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成・審理手続であった。

³⁵ 弁護士事務所等との契約等に基づく連携については、対応する弁護士が固定されていない可能性があるため、司法修習期については尋ねなかった。

また、「その他」として、個別ケースに関する相談・書面作成・審理手続、法令解釈に関する助言、情報公開請求等に対する対応、内規や要綱の作成などが挙げられた。

【図表4 - 3】弁護士と連携して対応している業務のうち、連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じる業務の割合³⁶（複数回答）



	当該業務について、弁護士と連携して対応（複数回答）	連携により、より適切な対応が可能となった（複数回答）	連携業務のうち、より適切な対応が可能となった割合
児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成	154	151	98.05%
児童福祉法第28条の措置、第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続	138	131	94.93%
警察や家庭裁判所などの関係機関との連携	87	74	85.06%
臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断	117	99	84.62%
児童相談所の職員に対する研修	117	99	84.62%
指導に応じない保護者への対応	87	73	83.91%
触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続	85	69	81.18%
児童への対応	72	58	80.56%
DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続	71	56	78.87%
子どもの養育環境等に関する事実の把握	46	34	73.91%
その他	64	62	96.88%

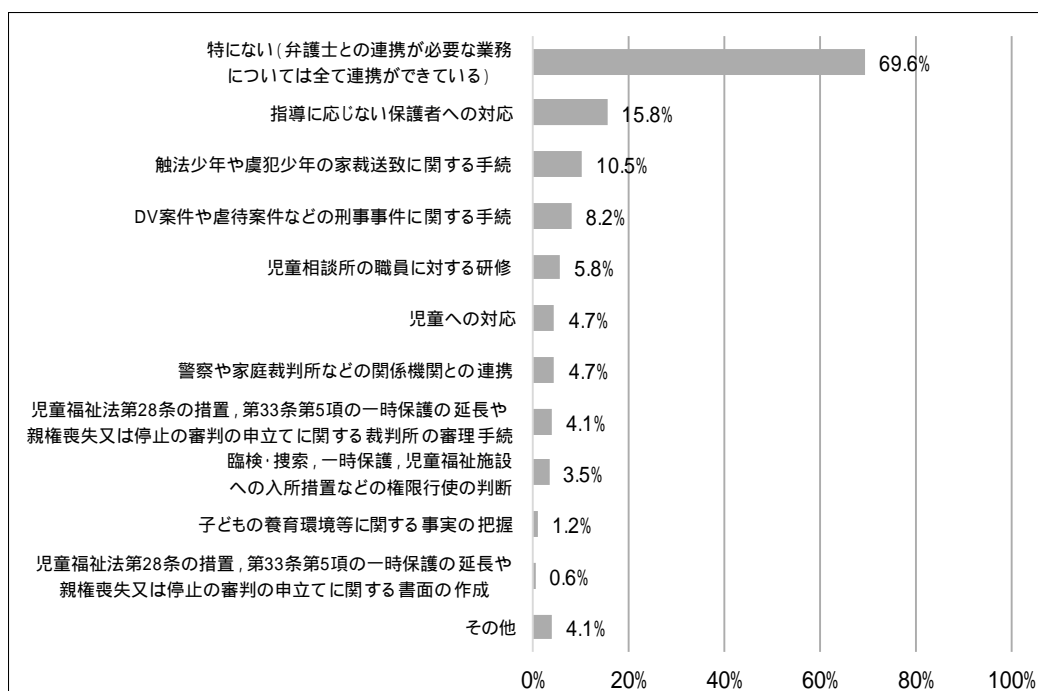
³⁶ 児童相談所開設以来又は長期にわたって弁護士と連携して業務に対応していることから、連携前との比較はできないと回答した児童相談所が10あり、本表の計算においてはこれらの回答を除外した。

(3) 弁護士との連携が必要だと感じる業務

全ての児童相談所に対し、現在、弁護士と連携していない業務（以下「非連携業務」という。）のうち、連携が必要だと感じる業務について尋ねた結果は、【図表4 - 4】のとおりである。「特にない（弁護士との連携が必要な業務については全て連携ができています）」の回答が119あった一方で、「指導に応じない保護者への対応」、「触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続」、「DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続」等が非連携業務となっており、これらについての連携が必要であるとする回答も一定数あった。なお、連携ができていない理由としては、弁護士が常勤職員ではないため時間的な制約があること、非連携業務が契約の範囲外であることなどが挙げられた。

また、非連携業務に関し、弁護士にどのような関与を求めるかについて尋ねたところ、各種審判の申立手続への同席や被保護児童の保護者等への対応、家庭裁判所や警察署との連絡調整、個別案件への随時対応等を求める声が寄せられた。

【図表4 - 4】非連携業務のうち、弁護士との連携が必要だと感じている業務（複数回答）



	回答数	(割合)
特にない(弁護士との連携が必要な業務については全て連携ができています)	119	(69.59%)
指導に応じない保護者への対応	27	(15.79%)
触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続	18	(10.53%)
DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続	14	(8.19%)
児童相談所の職員に対する研修	10	(5.85%)
児童への対応	8	(4.68%)

警察や家庭裁判所などの関係機関との連携	8 (4.68%)
児童福祉法第 28 条の措置、第 33 条第 5 項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続	7 (4.09%)
臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断	6 (3.51%)
子どもの養育環境等に関する事実の把握	2 (1.17%)
児童福祉法第 28 条の措置、第 33 条第 5 項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する書面の作成	1 (0.58%)
その他	7 (4.09%)

括弧書きは有効回答数(171)に占める割合

(4) 弁護士の対応に対する満足度

全ての児童相談所に対し、弁護士と連携している業務について、「弁護士の対応に満足しているか」と尋ねた結果は【図表 4 - 5 - 1】のとおりであり、「満足している」との回答が 70%を超え、「どちらかといえば満足している」との回答を併せると 90%を超えた。また、2つの児童相談所が、「どちらかといえば満足していない」と回答し、「弁護士配置がなく、日常的なケースワーク上の法律相談がしにくい」、「非常勤のため、情報共有に時間がかかる」との理由を挙げた。

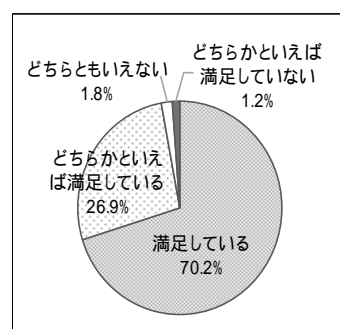
なお、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した6つの児童相談所の回答を取り出して集計した結果は【図表 4 - 5 - 2】のとおりである。「満足している」、「どちらかといえば満足している」がそれぞれ 50%を占め、否定的評価をしたものはなかった。

参考に、「満足している」は5点、「どちらかといえば満足している」は4点、「どちらともいえない」は3点、「どちらかといえば満足していない」は2点、「満足していない」は1点として重み付けを行い、児童相談所全体（有効回答数 171）の満足度の加重平均と常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した6つの児童相談所の満足度の加重平均を算出して比較したところ、前者は 4.66、後者は 4.50 となり、その差は 0.16 であった。

【図表 4 - 5 - 1】連携業務における弁護士の対応に対する満足度(全体)

	回答数	(割合)
満足している	120	(70.18%)
どちらかといえば満足している	46	(26.90%)
どちらともいえない	3	(1.75%)
どちらかといえば満足していない	2	(1.17%)
満足していない	0	(0.00%)
計	171	(100.00%)

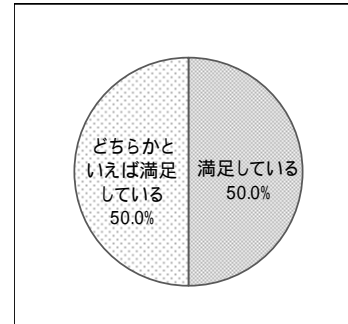
括弧書きは有効回答数(171)に占める割合



【図表4 - 5 - 2】連携業務における弁護士の対応に対する満足度(常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみである児童相談所)

	回答数	(割合)
満足している	3	(50.00%)
どちらかといえば満足している	3	(50.00%)
どちらともいえない	0	(0.00%)
どちらかといえば満足していない	0	(0.00%)
満足していない	0	(0.00%)
計	6	(100.00%)

括弧書きは有効回答数(6)に占める割合



(5) 弁護士に対する評価

全ての児童相談所に対し、連携している弁護士について、特に評価している点を5つまで選択してもらった結果は、【図表4 - 6】のとおりである。各項目の上段は、全体の回答(有効回答数 171)を集計した結果であり、下段は、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した6つの児童相談所の回答を集計した結果である。

回答全体では、選択された回答数が多かったものから、幅広い法律知識(87.1%)、論理的な思考力(74.9%)、深い法律知識(66.7%)、事案分析能力(57.3%)、児童福祉に関する理解力(49.1%)という順であり、常勤職員等弁護士が司法修習期 66 期以降の弁護士のみであると回答した児童相談所では、幅広い法律知識(100%)、論理的な思考力、深い法律知識、課題発見能力・危機管理能力(いずれも 66.7%)、児童福祉に関する理解力(50.0%)の順となった。